

八千代市地域福祉計画 八千代市地域福祉活動計画

令和 3 年 3 月

八 千 代 市

社会福祉法人 八千代市社会福祉協議会

はじめに

本市は、首都 30 キロ圏内という好位置にあり、自然環境の良さなどから、近年人口が微増はしているものの、他の自治体同様に少子高齢化等により様々な課題が発生しています。

一昔前には、地域における課題等は、家庭や隣近所など身近なところでの支え合いにより解決されていた時代もありましたが、現代社会においては核家族化の進行や生活習慣の違い、価値観の多様化等により、近隣同士お互いに干渉しないほうが良いというような風潮もあり、住民相互のつながりが希薄となっています。このような環境は、社会的孤立状態の人を生み、育児ノイローゼや児童虐待、孤独死等の様々な問題が生じる原因となっています。



こうした問題を解決するためには、今一度、住民一人ひとりが地域に対して深く関心を持ち、地域全体で支え、地域の力によって地域課題を解決していくという事が大切になります。本市においては、すでに住民主体の組織が地域にあり、身のまわりに起こる生活上のさまざまな問題について協議するなど、自主的な福祉活動を展開していますが、今後はこうした市民活動をさらに強化するために、行政も支援していく必要があります。

このように、近年の社会状況の変化とそれに伴う福祉ニーズの多様化に対応していくためには、市民、地域・関係団体、行政等の協働が不可欠であり、また、介護保険制度、障害者支援制度、子ども・子育て支援制度などを、複合的に支援していくことも重要となります。そこで、地域全体が直面する課題をあらためて共有し、包括的な支援が行えるような仕組づくりをし、その結果、より強固な地域共生社会を実現することを目標に掲げ、「八千代市地域福祉計画」を策定いたしました。

結びに、本計画の策定にあたり、様々な視点から熱心に議論いただきました八千代市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定・推進協議会の委員の皆様をはじめ、各種調査にご協力いただきました皆様並びにパブリックコメント等を通じて貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に、心より感謝申し上げます。

令和 3 年 3 月

八千代市長 服部 友則

現在、国では「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを推奨しています。「地域共生社会」とは地域住民が世代や背景を超えてつながり、相互に役割を持ち「支え手」「受け手」という関係を越えて支え合う社会です。この取り組みは、長年にわたり、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」の実現をめざして住民の皆様と共に積み重ねてきた社会福祉協議会の福祉実践と連なるものです。



計画の策定にあたりましては、住民の皆様の貴重なご意見をもとに、福祉の両輪である八千代市と共に同じ方向を目指し、連携、補完、補強し合いながら地域福祉を発展させるよう一体的に取り組み、理念・方向性を整理し、八千代市と社会福祉協議会による1冊の計画といたしました。

住民の皆様におかれましては、本計画をお読みいただき計画の推進に様々な形でご参加いただき、計画の理念である「お互いを認め 共に生きる わがまち八千代市～一人ひとりを大切に～」が実現されることを期待しております。社会福祉協議会といたしましても、住民の皆様と共に、本計画を推進し、地域共生社会の実現に向けて一層努力してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました八千代市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定・推進協議会の皆様、関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

令和3年3月

八千代市社会福祉協議会長 綱島 照雄

目 次

第 1 章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	5
3	計画の基本的考え方	7
4	計画期間	11
5	策定体制	12
第 2 章	八千代市の現状	15
1	八千代市の現況	15
2	各地域の状況	22
3	アンケートからみられる現状	27
4	地域福祉を推進する様々な組織，機関，グループ，市民	56
第 3 章	計画の理念と目標	58
1	基本理念	58
2	基本目標	59
3	計画の体系	61
第 4 章	施策の方向性	62
基本目標 1	支えあい，たすけあいの「ふくし文化」をはぐくむ人づくり，地域づくり	62
基本目標 2	誰もが安心して生きがいをもって暮らせる福祉のまちづくり	65
基本目標 3	地域福祉をすすめる包括的支援の体制づくり	68

第5章 計画の推進と進行管理 73

- 1 継続的な計画の推進 73
- 2 計画の進行管理 74

第6章 地域福祉活動計画 75

- 1 地域福祉活動計画の基本的な考え 75
- 2 施策の方向性と取組 76
- 3 地区別計画 93
- 4 私（私たち）の活動計画 112

資料編 113

- 1 八千代市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定・推進協議会 113
- 2 八千代市地域福祉計画及び地域福祉活動計画庁内調整会議 116
- 3 用語解説 117



計画の策定にあたって

Ⅱ 1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

わが国の人口は平成 20 年以降、減少に転じています。こうした中、少子超高齢社会や核家族化の進行、世帯の少人数化の進行など、社会状況は大きく変化し、それに伴い福祉ニーズも多様化しています。八千代市（以下「本市」という。）は首都 30 キロ圏の位置と交通の便、自然環境の良さから首都圏のベッドタウンとして急激に発展し、近年も人口が増加しておりますが、65 歳以上の高齢者の増加も続いています。地域社会に目を向けると生活習慣や価値観の多様化、核家族化が進むことにより、一人暮らし世帯の増大や孤独死、社会的孤立により支援の手が届かないなどの新たな生活課題や社会問題が生じています。

こうした課題を解決するためには、市民が地域課題に対して関心を持ち、自らが積極的に解決に向けて地域に関わっていくことが求められます。また、個人ができることには限界があります。そこで、個人の活動を地域全体の活動につなげ、地域の力によって解決に取り組むことも重要となります。本市においては、市民の主体的な参加による地域・関係団体が身のまわりに起こる生活上のさまざまな課題や問題について協議し、協力体制を整えながら問題解決のために自主的な福祉活動を展開しています。しかし、世帯の少人数化が進行しており、地域のつながりが希薄化し、支え合いや助け合いといった地域力の低下がより一層懸念されています。こうした市民活動が持続的なものになるよう、市がその活動を支援していくことも必要となります。

このように、市民、地域・関係団体、市が協働で、あるいはお互いの役割を分かち合いながら、取り組んでいくことが今後の地域社会のあり方ともいえ、近年の社会状況の変化とそれに伴う福祉ニーズの多様化に対応していくためには、介護保険制度、障害者支援制度、子ども・子育て支援制度などの単一の制度のみでは対応が困難であり、複合的に支援していくことなどが必要とされています。

また、近年では地震や台風などの自然災害の発生による被害の発生や感染症の拡大等が懸念されるなかで、誰もが安全に安心して暮らせる地域づくりが重要です。

感染症の拡大は、市民の交流や見守り、地域福祉活動やボランティア活動にも影響を及ぼしています。こうした活動に支えられてきた人たちは社会参加の機会減少、閉じこもりがちな生活になってしまうなどの課題が生じています。

そこで、このような地域全体が直面する課題をあらためて共有し、地域共生社会の実現を目的として、包括的な支援が行える地域や体制の仕組づくりなどをすすめるため、社会福祉法の改正（平成 30 年 4 月施行）により、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める市町村地域福祉計画について、同法 107 条において、策定について任意とされていたものを努力義務とされたこととともに、策定に際しては、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する上位計画として位置づけられました。

本市においても地域福祉を推進するための基本的な理念と仕組みを明らかにするために、このたび令和 3 年度から 6 年度を計画期間とする「八千代市地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定いたしました。

【参考】 社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- （１） 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- （２） 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- （３） 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （４） 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- （５） 前条第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

＜地域共生社会とは＞

地域共生社会とは、制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、市民や地域・関係団体が参画し、人と人、人と社会資源が世代や分野を超えてつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

近年、私たちを取り巻く環境は少子超高齢社会の進行や核家族化、非正規雇用の増加など、大きく変容しています。また、子育ての不安や児童虐待、認知症をはじめとする介護負担や子育てと介護を同時に担うダブルケア、80代前後の高齢の親が50代前後のひきこもりの子どもの生活を支える8050問題や不登校など、様々な生活課題が顕在化しています。

これらの生活課題を解決していくためには、市民一人ひとりが生活課題を自らの課題としてとらえ、解決していく視点が重要となります。さらに、地域の中で課題を共有し、主体的に課題の解決に取り組んでいく「地域力」を向上させることや、関係機関・団体、事業者、ボランティア等の有機的なつながりを深め、地域における活動の輪を広げていくことが、地域福祉の推進にとっても大切となってきます。

社会福祉法第106条の3においても、市民、地域・関係団体が地域の課題を捉えられるような地域づくりや様々な相談を受け止める場の整備、相談機関の協働・ネットワーク体制の整備などを通じ、包括的な支援体制を整備していくことが市町村の新たな努力義務とされています。

【参考】 社会福祉法（抜粋）

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- （１） 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- （２） 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- （３） 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

(2) 計画策定の流れ

地域福祉計画の内容は、支援が必要な高齢者や障害者等に関わる施策をはじめとする、様々な分野にわたっており、本市の地域福祉の現状を把握し、計画に反映するため、市民・関係団体を対象としたアンケート調査や地域福祉活動関係団体・事業者へのヒアリング調査を実施しました。

また、本計画の策定にあたり、地域福祉関係当事者等の意見を反映するとともに、地域をとりまく環境や実情等を踏まえた計画とするために、関係団体や学識経験者及び市民等を委員として設置された協議会や市役所の関係部署による庁内調整会議において、計画の審議を行いました。

さらに、計画の素案については、パブリックコメントを実施し、市民の意見を広く聴取する機会を確保しました。



2 計画の位置づけ

(1) 八千代市総合計画との関係

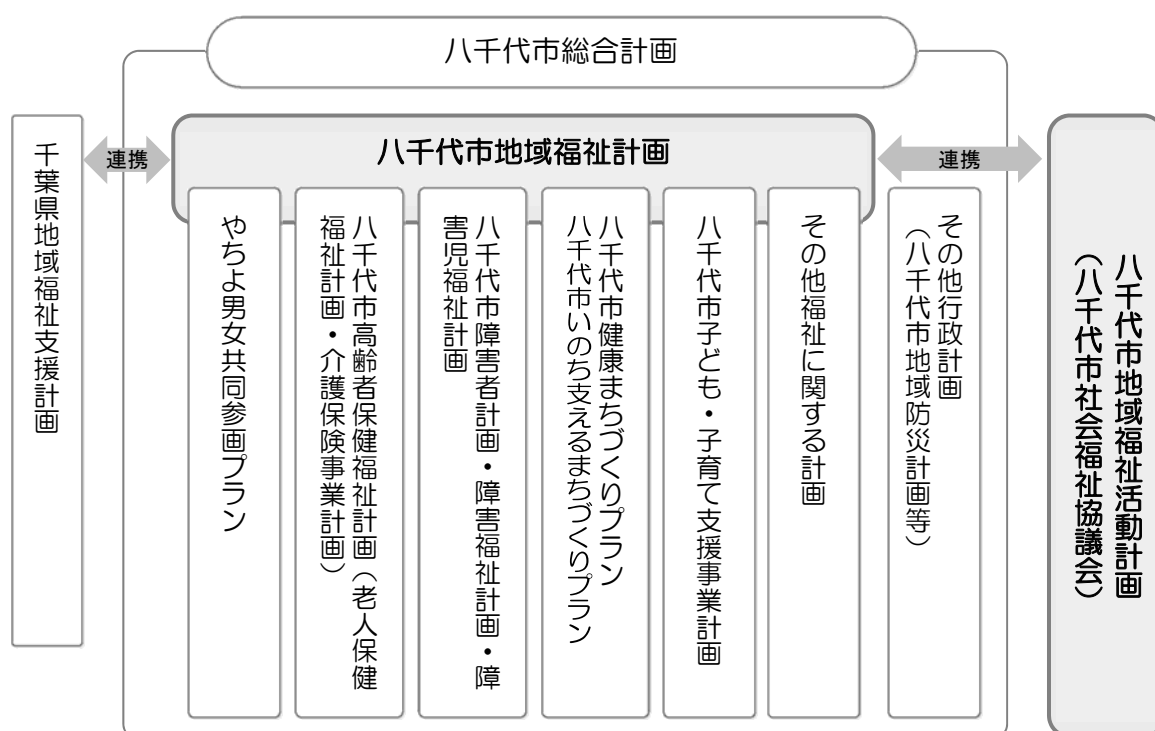
本市の総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画により構成され、基本構想は、令和3年度から令和10年度までの8年間とし、長期的な視点から、まちづくりを進める上での将来都市像と基本理念を示すとともに、将来都市像の実現に向けた施策の大綱を示しています。基本計画は、令和3年度から6年度までの4年間を前期、令和7年度から10年度までの4年間を後期とし、基本構想を実現するため、重点的に実施する施策を位置付けるほか、まちづくりの基本的な施策を体系的に示す計画です。実施計画は、基本計画において定められた施策を効果的に実施するための具体的な事業を示したものです。

本計画は、本市の最上位計画である八千代市第5次総合計画との整合を保ちながら策定しました。

(2) 他の福祉分野の個別計画との関係

平成29年度の社会福祉法の改正により、地域福祉計画は「福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置付ける」と定められました。

本計画は、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉等を横断的につなげる総合的な計画として、各種行政計画等との連携を取りつつ、地域福祉の視点から横断的に施策の推進を図ります。また、千葉県地域福祉支援計画との整合を図ります。

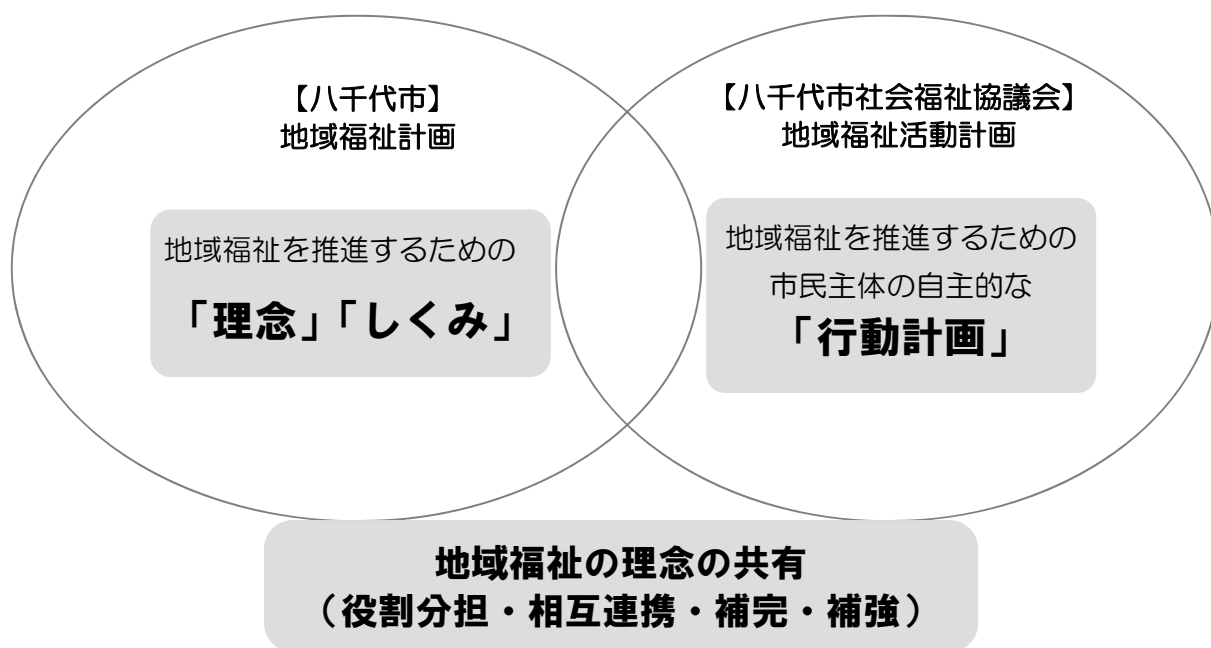


（３）八千代市地域福祉活動計画（社会福祉協議会策定）との関係

社会福祉法第 109 条においては、市町村に設立された社会福祉法人である社会福祉協議会が地域福祉推進の中核的な担い手として明確に位置付けられ、本市においては八千代市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が担います。

「地域福祉計画」は、地域の助け合いによる地域福祉を推進するための「理念」と「しくみ」をつくる行政計画です。一方、「地域福祉活動計画」は社協が地域福祉の推進を目的として策定する行動計画であり、市民が生活していくうえでの困りごとや望むことに気づき、その解決や向上を目指す取組について考え、地域で支え合い、助け合える地域共生社会の実現をすすめるための、市民主体による自主的な計画となります。本市においても、社協により地域福祉活動計画が策定されています。

本市においては、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、その理念や地域福祉推進の方向性などを市と社協が共有・連携することにより、一体的な地域福祉の推進を図るものです。

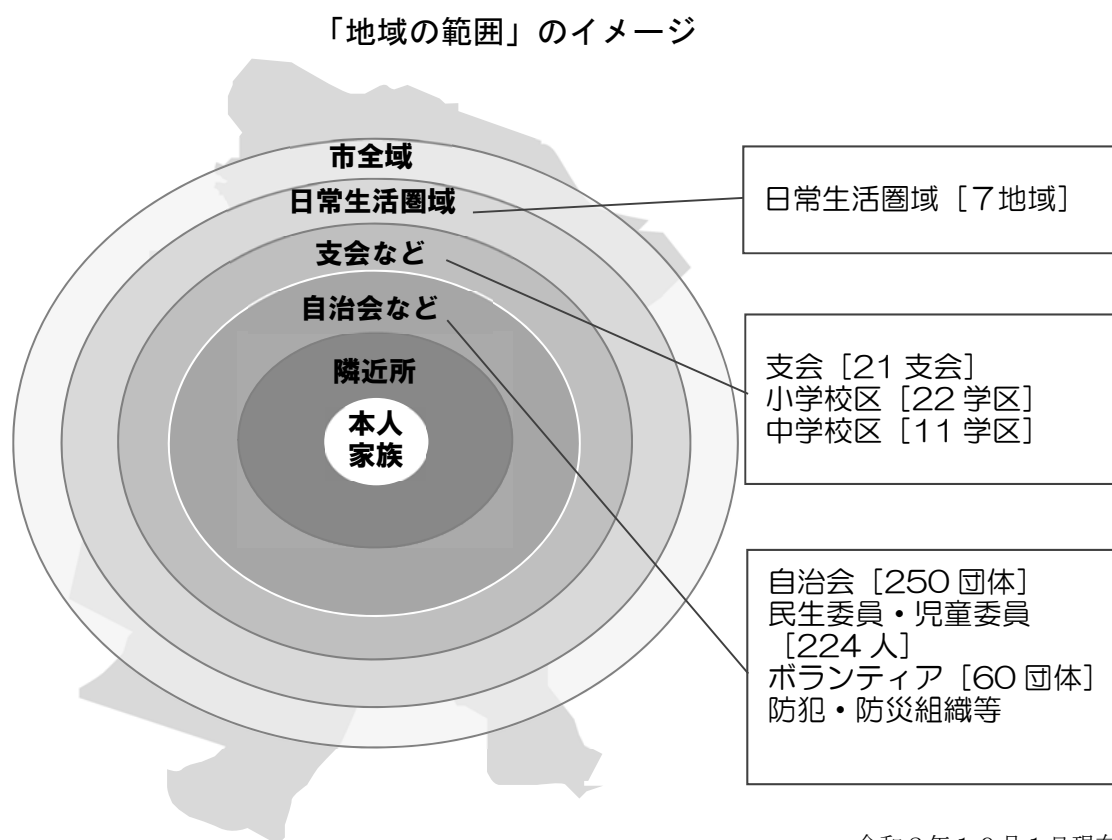


3 計画の基本的考え方

(1) 地域のとらえ方

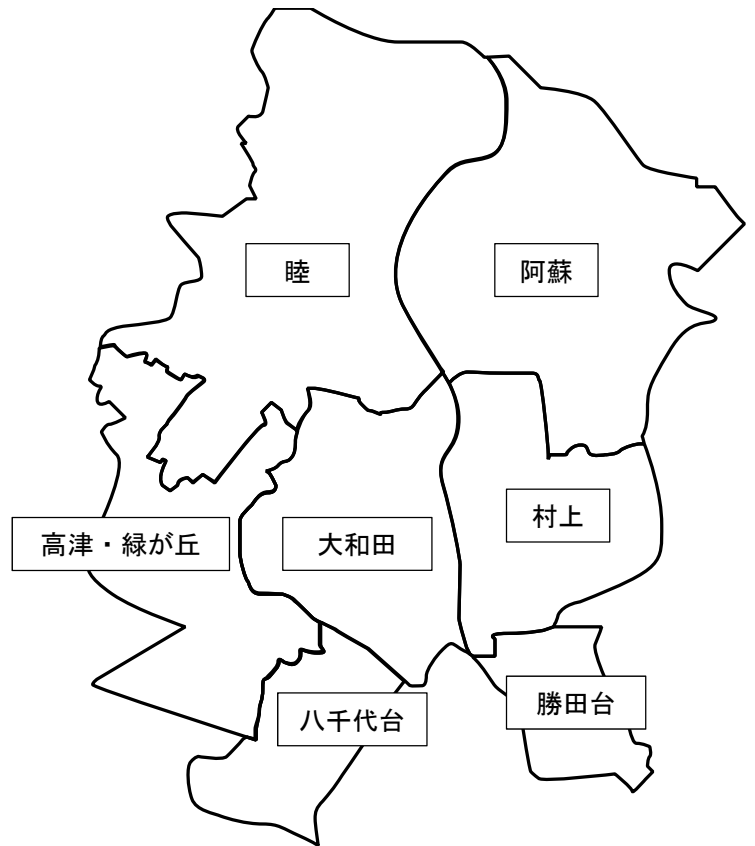
市民に身近な助け合い、支え合い活動の促進や、地域課題によりきめ細かな対応をしていくためには、もっとも市民に身近な「地域の範囲」を考え、計画をつくる必要があります。そのため、本計画においては、本市のこれまでの文化、圏域や人口規模等を考慮し、7つの地域を日常生活圏域として定めています。この圏域は、人口規模や地域の歴史性、同一性などを考慮して、20年ほど前より地域コミュニティを推進するための地域として定められており、アンケート調査からも市民にとって、身近な地域として認識されていることがうかがえたことから、市民活動を展開していく一つの単位として捉えていきます。

また、本市では、身のまわりに起きる生活上のさまざまな課題や問題について問題解決のために、地域・関係団体が自主的な福祉活動を展開しています。



7つの地域の区分

地域	範囲
阿蘇地域	下高野・米本・米本団地・ 神野・保品・堀の内・上高野 (阿蘇中学区内)
村上地域	村上・村上南・村上団地・ 下市場・勝田台北・上高野 (村上東中学区内)
睦地域	桑納・麦丸・吉橋・真木野・ 神久保・小池・桑橋・佐山・ 平戸・島田・島田台・尾崎・ 大学町
大和田 地域	大和田・萱田・萱田町・ ゆりのき台・大和田新田の 一部(萱田中・大和田中の 学区内)
高津・緑 が丘地域	高津・高津東・高津団地・ 緑が丘・緑が丘西・大和田 新田の一部(高津中・東高津 中の学区内)
八千代台 地域	八千代台東・八千代台西・八 千代台南・八千代台北
勝田台 地域	勝田・勝田台・勝田台南



(2) 計画の基本的な視点

地域の課題は複雑化、多様化しており、既存の施策や支援だけでは解決することが難しい状況となっています。

社会構造の変化や、人々の生活様式の変化を踏まえ、制度や分野にまたがり、支え手と受け手といった枠を超え、市民がそれぞれ役割を持ち、支え合いながら暮らしていくという「地域共生社会」の概念の下、一人ひとりの暮らしと生きがいを持つことができる地域社会をつくる必要があります。地域に暮らす誰もが、多様な課題を抱える可能性があり、身近な地域に暮らす他人の悩みや不安を、自分が当事者であると捉えて、主体的に地域社会づくりに取り組むことが重要です。

また、課題の解決に当たっては、福祉活動団体や関係機関が連携して、生活課題を把握し、解決につなげるための包括的な支援体制づくりが必要です。行政においては、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、生活困窮者支援といった既存の枠組みに縛られない各分野を横断的につなげる相談体制を構築することが求められています。

このような市民や福祉活動団体、関係機関、行政それぞれの主体による連携や役割分担を、国の地域包括ケアシステムの推進における考え、また、千葉県地域福祉支援計画の考えを踏襲し、「自助」「互助・共助」「公助」の取組と表し、本計画では、この取組により、地域共生社会の実現を推進します。

(3) 市民主体による福祉のまちづくりの推進

地域福祉を推進するうえでは、地域の様々な課題を自らのことと考え、解決に向けて活動する主体的な取組が重要です。全ての市民一人ひとりが地域の中で自立し、地域への関心を深め、一方で支え合い・助け合うことにより、コミュニティをつくりあげていくことが地域福祉の根幹となっています。また、保険料納付による社会保険制度の支え合いは高齢者の生活や傷病時だけでなく、将来への備えにもつながっていきます。

市民がこのような「自助」「互助・共助」の概念に基づき、福祉のまちづくりに積極的に参加していくことができるようにしていく必要があります。

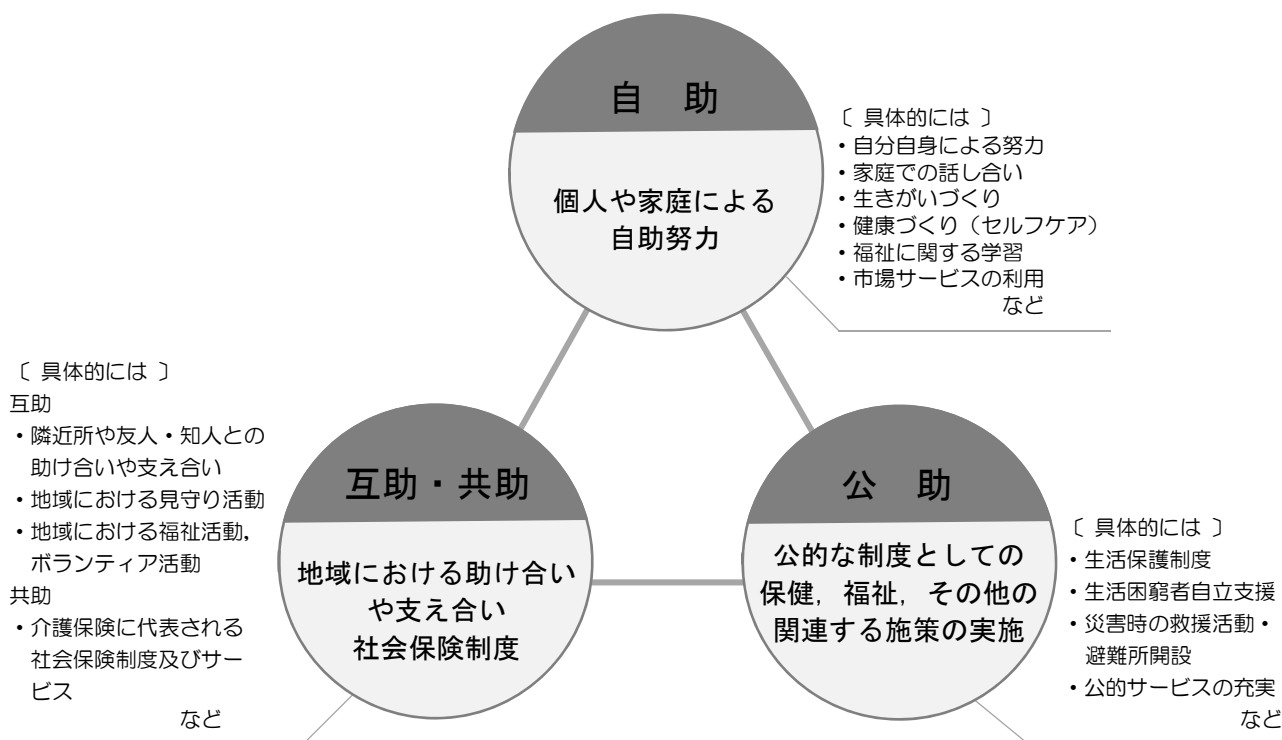
(4) 協働による福祉のまちづくりの推進

社会状況の変化とともに、市民が抱える問題も複雑になっています。「自助」では解決が難しい地域課題に対しては、地域の力を活用した「互助・共助」による支え合いが重要となります。それでも解決が難しい場合、「公助」の支援により福祉サービスを提供するとともに、「自助」「互助・共助」の力を強化することが求められます。

本市においては、福祉のセーフティネットにおける総合相談・地域包括の基幹は市が行い、市民の福祉活動等の地域福祉の推進は社協が実施する体制を構築しており、かつ、市・社協は市民と生活課題を発見・気づく機能の仕組みづくりを展開するとともに、市民、地域・関係団体と共に支援のネットワークを築いていきます。

地域における見守り、アウトリーチの機能においては民生委員や事業所・ボランティアが担っていますが、それぞれに連携を促すことで、地域力を強化するとともに、包括的支援体制を整備し、横断的な問題については、各部門をまたぎ連携しながら解決につなげていきます。

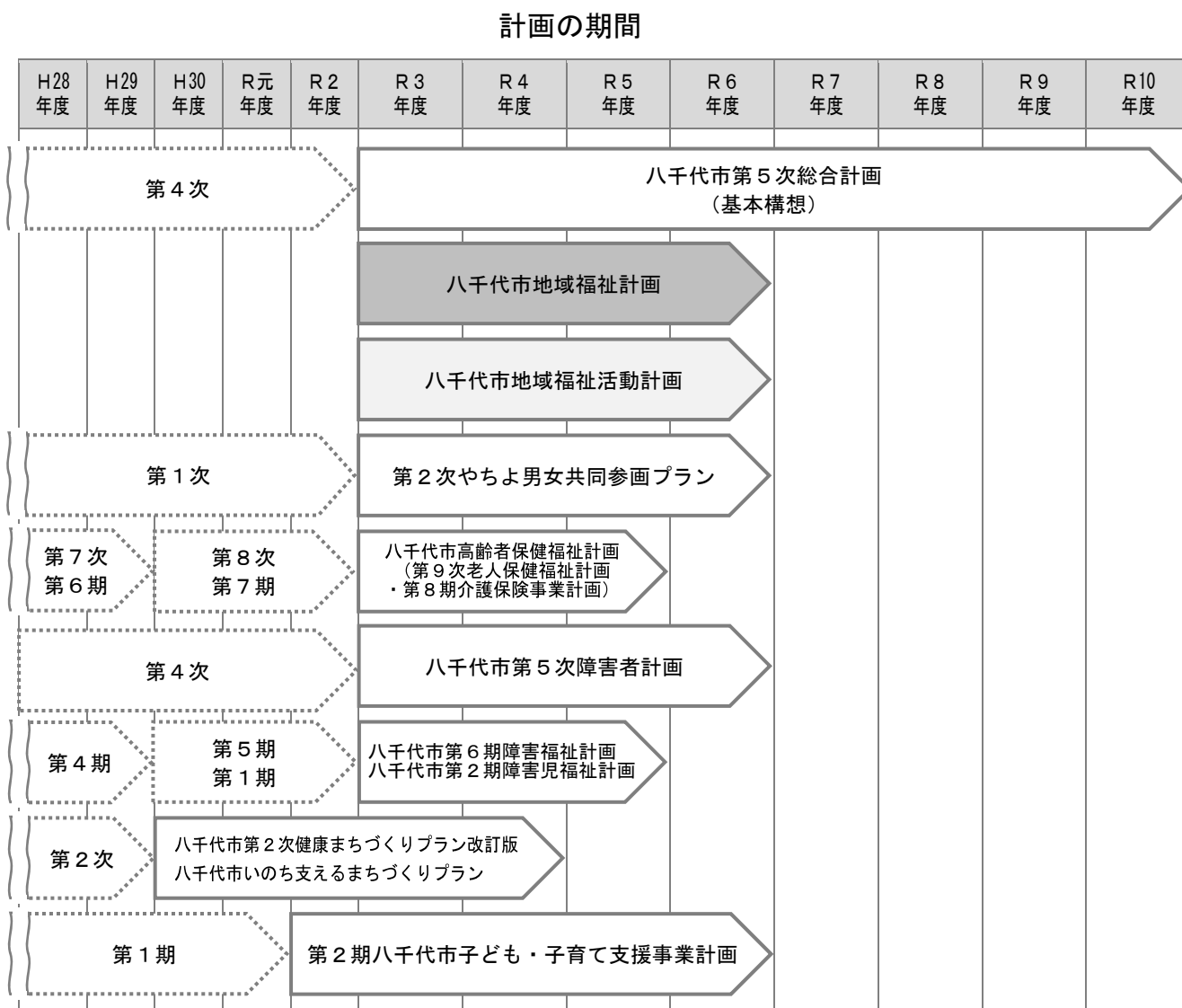
地域福祉においては、「自助」「互助・共助」「公助」の取組が一体となり、市民、地域・関係団体、市が協働して福祉のまちづくりを推進する体制が必要です。



4 計画期間

(1) 計画の期間

本計画は令和3年度から令和6年度までの4か年とします。



(2) 中間評価

計画の推進にあたっては、中間で計画の進捗状況や地域福祉を巡る社会情勢の変化等を把握して、成果を検証し、後半の計画の推進ならびに次期の計画に反映するものとしてします。

5 策定体制

(1) 策定・推進協議会

本計画の策定に当たり、関係団体や学識経験者及び市民等を委員とした八千代市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定・推進協議会（以下「協議会」という。）を設置しました。

■協議会の構成

選出区分	構成員機関
地域の医療や福祉に関する識見を有する者	八千代市医師会 八千代市歯科医師会 八千代市薬剤師会 大学（地域福祉学専攻）
地域福祉を担当する者	八千代市社会福祉協議会支会長連合会 八千代市民生委員・児童委員協議会連合会 八千代市自治会連合会 八千代市PTA連絡協議会 八千代商工会議所 八千代市障害者自立支援協議会 八千代市長寿会連合会 八千代市ボランティアセンター運営委員会
市民	市民公募により選ばれた者

(2) 調査、会議の実施等意見集約

本計画の策定の基礎資料とするため、令和元年 10 月に市民アンケート、令和元年 12 月から令和 2 年 1 月にかけて関係団体へのアンケート調査を実施しました。また、令和 2 年度には関係団体へのヒアリングを実施しました。

令和元年度には 3 回の協議会が開催され、市民アンケート調査・関係団体調査やその結果の整理、本市の現状を反映させた、計画の骨子について検討がなされました。

また、令和元年度に実施した地域福祉シンポジウムや地域懇談会での皆様からの意見も取り入れました。

■市民アンケートの概要

	内容
調査対象	市内在住の 18 歳以上の人
調査期間	令和元年 10 月
配布数	3,000 人（うち、宛名不明戻り 8 人）
有効回収数	1,177 人
有効回収率	39.3%

■関係団体アンケート調査の概要

	内容
調査対象	市内において活動している団体や事業所等
調査期間	令和元年 12 月～令和 2 年 1 月
配布数	339 件（うち、宛名不明等戻り 10 件）
有効回収数	151 件
有効回収率	45.9%

■協議会の開催概要

	主な協議事項
令和元年度 第1回	・ 市民アンケート調査について
令和元年度 第2回	・ 課題検討
令和元年度 第3回	・ 骨子案体系及び計画に盛り込むべき事項について
令和2年度 第1回	・ 圏域について ・ 基本理念について ・ 施策ごとに展開する市民の取組・地域の取組について
令和2年度 第2回	・ 圏域について ・ 基本理念について ・ 素案について
令和2年度 第3回	・ 八千代市地域福祉計画 八千代市地域福祉活動計画（原案）について

■地域福祉シンポジウム開催の概要

	内容
開催日時	令和元年9月21日（土）13：30～16：00
開催場所	八千代市市民会館・小ホール（八千代市萱田町728）
内容	・ 基調講演 『地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の地域づくり』
参加者数	141名

■地域懇談会開催の概要

地区	内容
阿蘇地域懇談会	・ 開催日時：令和元年10月19日（土）10：00～12：00 ・ 会 場：社会福祉法人鳳雄会 ほうゆうの里 ・ 参 加 者：13名
村上地域懇談会	・ 開催日時：令和元年10月19日（土）14：00～16：00 ・ 会 場：社会福祉法人清明会 むらかみの郷 ・ 参 加 者：19名
睦地域懇談会	・ 開催日時：令和元年11月23日（土）14：00～16：00 ・ 会 場：農業交流センター ・ 参 加 者：12名
大和田地域 懇談会	・ 開催日時：令和元年11月10日（日）14：00～16：00 ・ 会 場：八千代市福祉センター4階 ・ 参 加 者：21名
高津・緑が丘 地域懇談会	・ 開催日時：令和元年11月24日（日）14：00～16：00 ・ 会 場：緑が丘公民館 ・ 参 加 者：27名
八千代台地域 懇談会	・ 開催日時：令和元年11月16日（土）10：00～12：00 ・ 会 場：八千代台自治会館 ・ 参 加 者：42名
勝田台地域 懇談会	・ 開催日時：令和元年11月24日（日）10：00～12：00 ・ 会 場：勝田台会館 ・ 参 加 者：24名



八千代市の現状

1 八千代市の現況

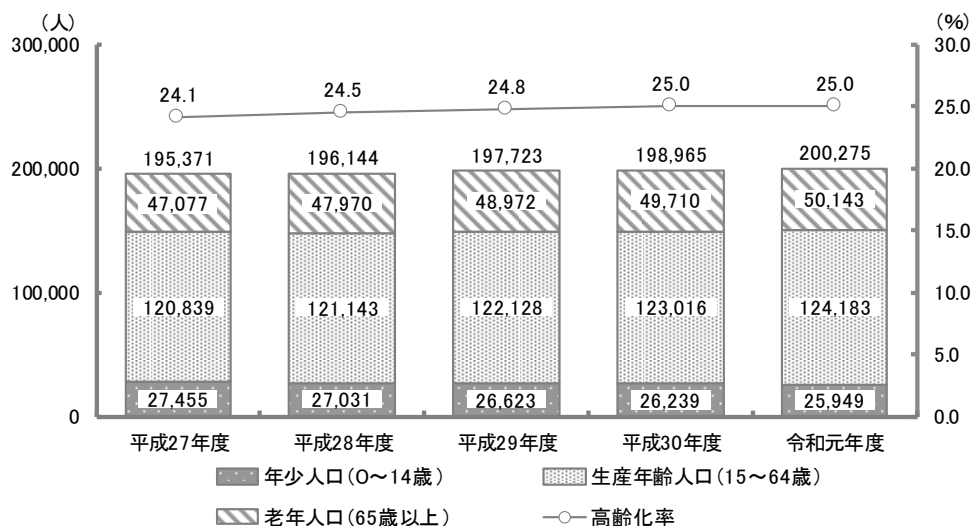
(1) 人口・世帯および年齢別割合の状況

① 年齢3区分別人口と高齢化率の推移

全国、千葉県においては、人口減少の局面を迎えている中、本市の人口の推移をみると、増加傾向となっており、令和元年度は200,275人と、平成27年度に比べ4,904人増加しています。

年齢3区分別人口をみると、0～14歳は年々減少しており、令和元年度は25,949人となっています。15～64歳は年々増加しており、令和元年度は124,183人となっています。また、65歳以上も年々増加しており、令和元年度は50,143人で高齢化率は25.0%と住民の4人に1人が高齢者という状況になっています。

年齢3区分別人口の推移



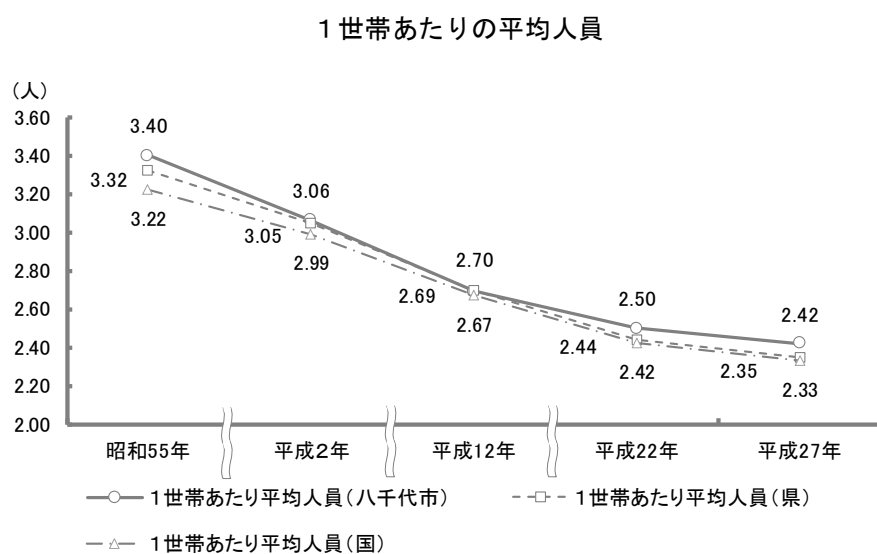
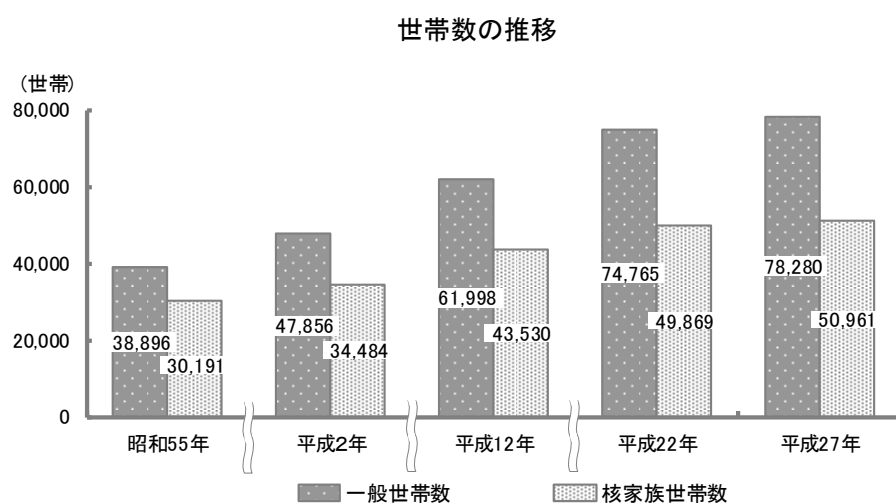
資料：八千代市：住民基本台帳（各年度3月末現在）

※年齢3区分別人口とは、年齢別人口構造の指標として総人口を3つの年齢区分に分けたもので、0～14歳を年少人口、15～64歳を生産年齢人口、65歳以上を老年人口とする。

② 世帯の推移

一般世帯数の推移をみると、増加しており、平成 27 年は 78,280 世帯となっています。また、核家族世帯数も増加しており、平成 27 年は 50,961 世帯となっています。

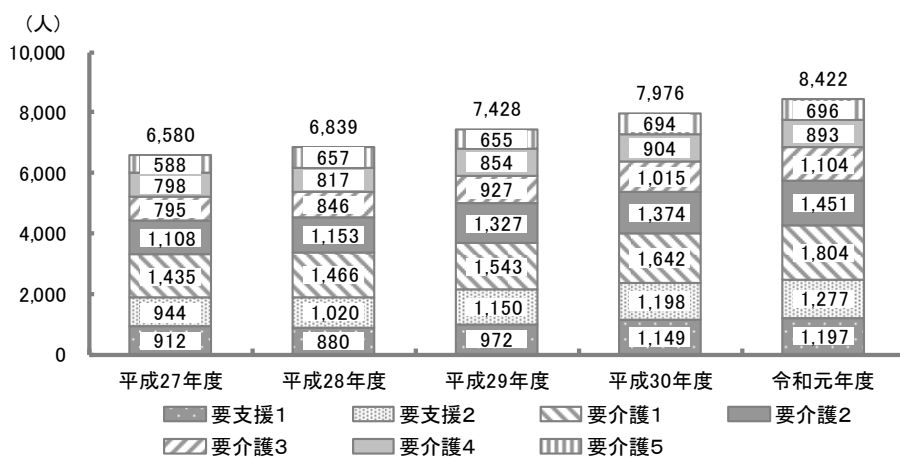
一方、1 世帯あたり平均人員は減少しており、平成 27 年は 2.42 人となっています。全国、千葉県の水準よりはやや高いものの、世帯の少人数化は着実に進行しています。



(2) 要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者数の推移をみると増加しており、令和元年度は8,422人（高齢者数の16.8%）となっています。中でも、要介護1の人数の伸びが大きく、平成27年度から令和元年度にかけて369人増加しています。

要支援・要介護認定者数の推移



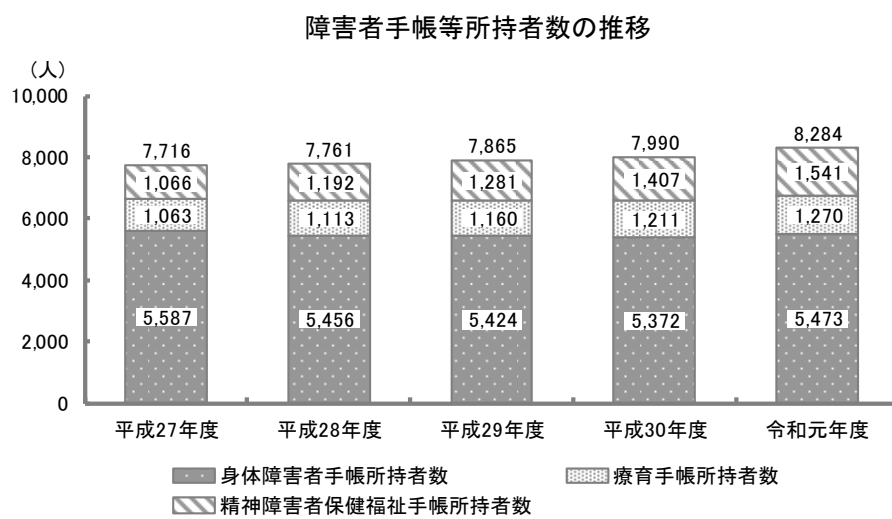
※ 2号被保険者（40歳～64歳）含む
資料：長寿支援課（各年度3月末現在）



(3) 障害者手帳所持者の状況

障害者手帳等所持者数の推移をみると増加しており、令和元年度は 8,284 人となっています。

身体障害者手帳所持者は減少傾向にありましたが、令和元年度は 5,473 人と前年度より増加しています。また、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳所持者は増加しており、令和元年度は、療育手帳所持者は 1,270 人、精神障害者保健福祉手帳所持者は 1,541 人となっています。



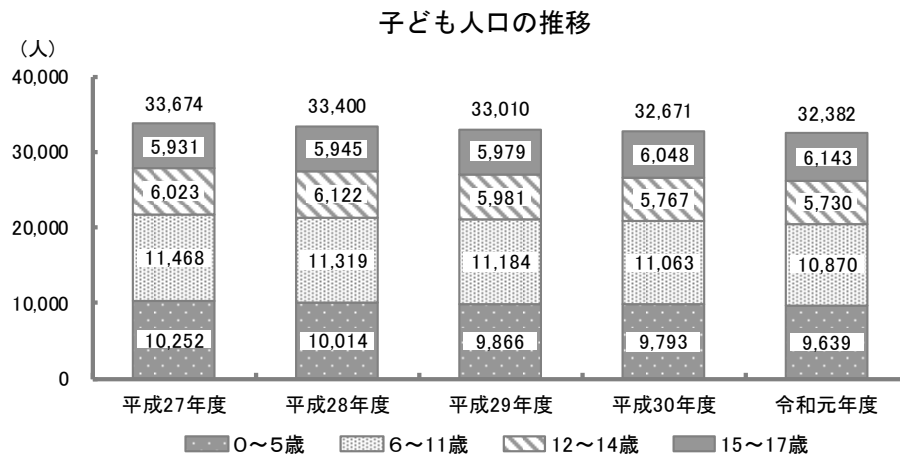
資料：障害者支援課（各年度 3 月末現在）

(4) 子どもの状況

①子ども人口の推移

子ども人口の推移をみると減少しており、令和元年度は 32,382 人と市の総人口は増加している一方で少子化が進んでいます。

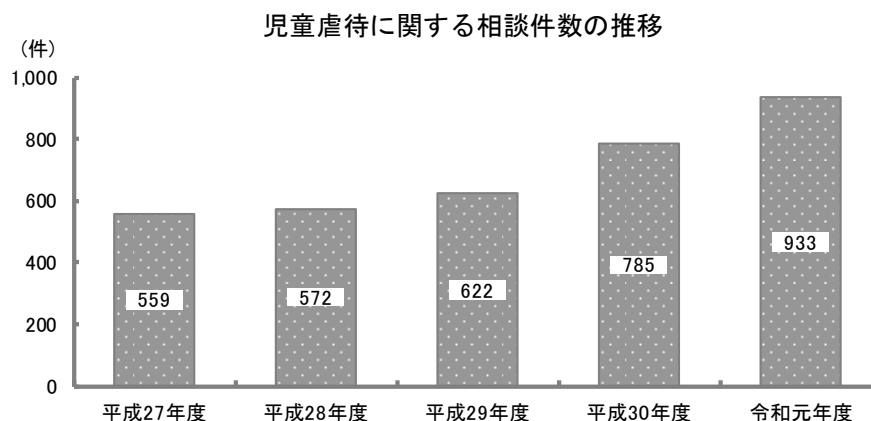
年齢区分別にみると、令和元年度は 0～5 歳は 9,639 人、6～11 歳は 10,870 人、12～14 歳は 5,730 人、15～17 歳は 6,143 人となっています。



資料：住民基本台帳（各年度 3 月末現在）

②児童虐待に関する相談件数の推移

児童虐待に関する相談件数の推移をみると増加しており、令和元年度は 933 件と、平成 27 年度と比較すると約 1.7 倍となっています。

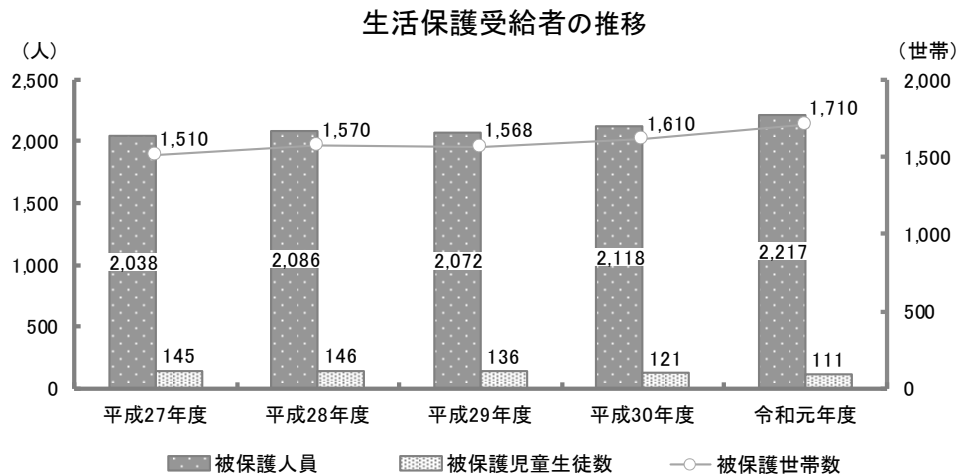


資料：子ども相談センター（各年度 3 月末現在）

(5) 生活困窮者の状況（子どもの就学援助を含む）

①生活保護受給者の推移

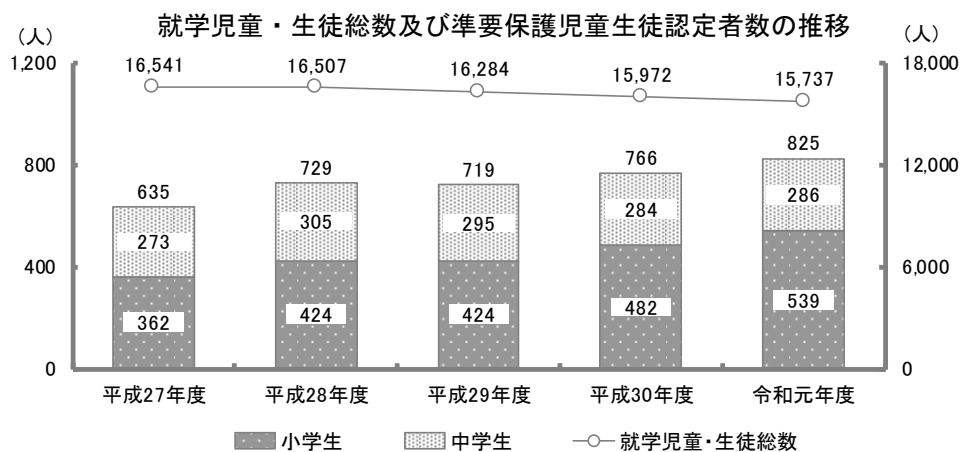
生活保護受給者の推移をみると、被保護人員と被保護世帯数は増加傾向となっており、令和元年度で被保護人員は 2,217 人、被保護世帯数は 1,710 世帯となっています。そのうち、被保護児童生徒数は 111 人で、やや減少しています。



資料：生活支援課（各年度 3 月末現在）

②就学児童・生徒総数及び準要保護児童生徒認定者数の推移

就学児童・生徒総数は年々減少しており、令和元年度で 15,737 人となっています。一方、準要保護児童生徒認定者数の推移をみると増加傾向にあり、令和元年度は小学生で 539 人、中学生で 286 人、計 825 人となっています。

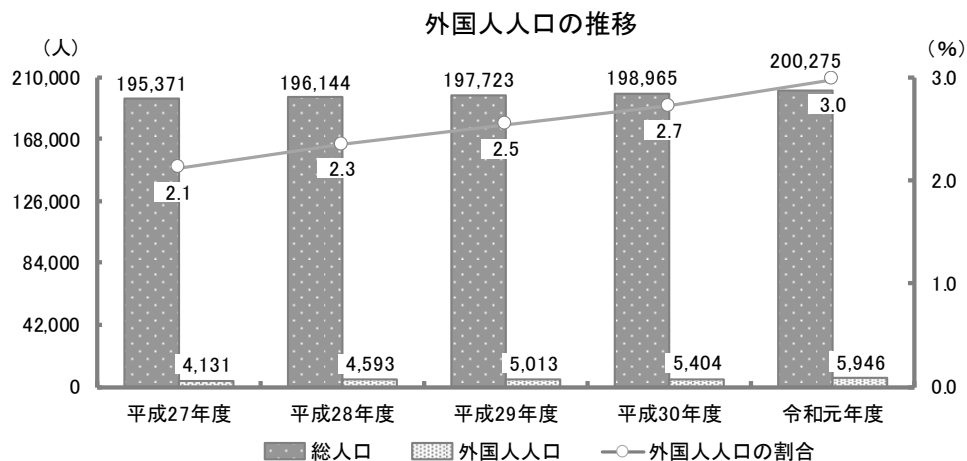


資料：就学児童・生徒総数は学務課（各年度 5 月 1 日現在）
準要保護児童生徒認定者数は学務課（各年度 3 月末現在）

(6) 在住外国人の状況

①外国人人口の推移

外国人人口の令和元年度までの推移をみると、我が国の景気改善や一部業種における人手不足等を背景として、本市においても人口及び割合は増加しており、令和元年度で人口は5,946人、割合は3.0%となっています。



②国籍別人口

国別にみると中国が1,344人と最も多く、次いでベトナムが915人、フィリピンが825人となっています。

国籍・地域別外国人住民人口

単位：人

国籍・地域	人数	国籍・地域	人数
中国	1,344	スリランカ	142
ベトナム	915	台湾	121
フィリピン	825	タイ	106
ブラジル	677	米国	62
韓国	422	インド	57
ネパール	417	インドネシア	56
ペルー	383	その他の国籍	419

資料：戸籍住民課（令和2年3月末現在）

2 各地域の状況

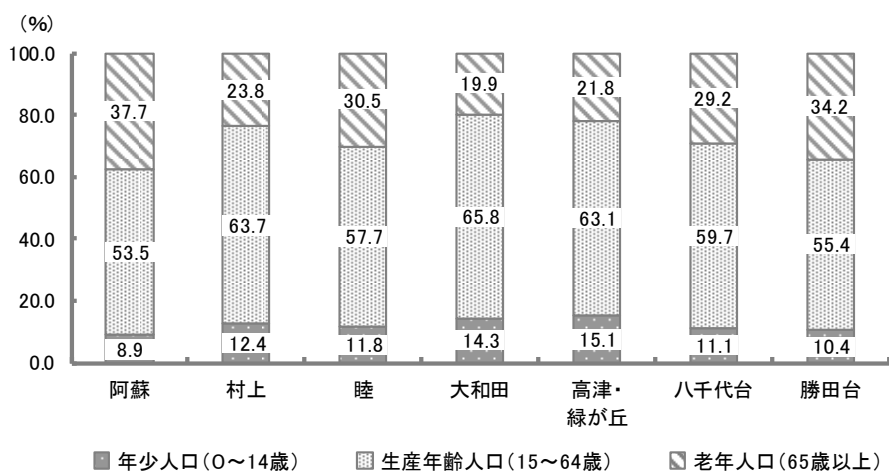
(1) 地域の人口構造

地域別の年齢3区分別人口の割合をみると、老年人口（65 歳以上）は阿蘇地域で 37.7%と最も高く、次いで勝田台地域で 34.2%，睦地域で 30.5%となっています。

年少人口（0～14 歳）は高津・緑が丘地域で 15.1%と最も高く、次いで大和田地域で 14.3%となっています。

生産年齢人口（15～64 歳）は大和田地域で 65.8%と最も高く、次いで村上地域で 63.7%となっています。

地域別の年齢3区分別人口の割合



資料：情報管理課「7 圏域人口集計表」（令和 2 年 3 月末現在）

(2) 阿蘇地域

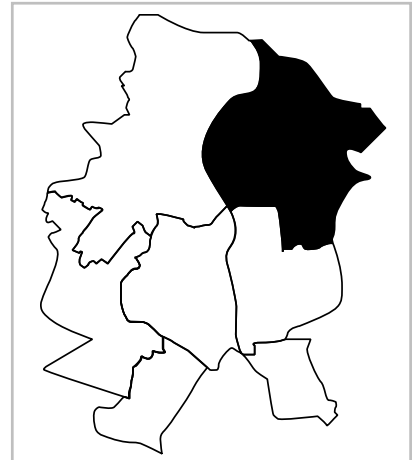
本地域は市の北東部、新川の東側に位置しています。

地域には新川、高野川が流れ、その周辺には水田地帯が広がり、水田に囲まれるようにある台地には里山が見られるなど、緑豊かな自然環境に恵まれた地域です。

【地域懇談会から】

市民からも、自然豊かで昔からの地縁関係が続いていることなどが地域の魅力として挙げられています。

また、自治会活動が活発で、防犯等、地域の見守り体制が構築されています。



(3) 村上地域

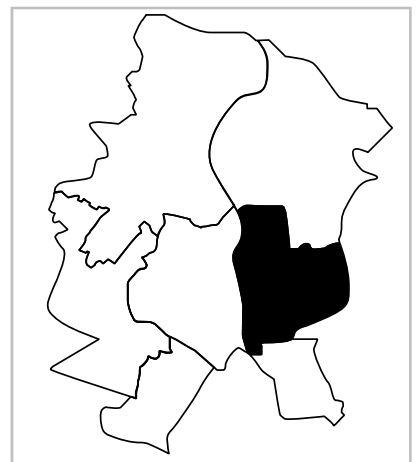
本地域は市の東部に位置しています。

地域の北部は新川周辺の水田や斜面緑地が見られ、台地には八千代の特産である梨の畑が広がるなど、恵まれた自然環境がある一方で、地域の南部には東葉高速線の村上駅、東葉勝田台駅と京成本線の勝田台駅があり、交通利便性が高いことから住宅地が広がっており、村上駅の周辺には、土地区画整理事業による良好な市街地が形成されています。

【地域懇談会から】

市民からも、駅、バスの利用しやすさなどの交通利便性が地域の魅力として挙げられています。

また、外国人たちの集まる場、相談場所があり、国際性、多様性があることが挙げられています。



(4) 睦地域

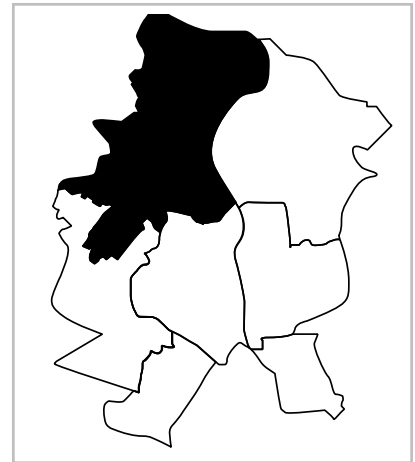
本地域は市の北西部，新川の西側に位置しています。

地域には新川，神崎川，桑納川が流れ，その周辺には水田地帯や里山など，水と緑に囲まれた豊かな自然が広がっています。

北部の大学周辺には学園都市として開発された住宅地が広がり，南部には吉橋工業団地を有しています。

【地域懇談会から】

市民からは，大学との交流があることが地域の魅力として挙げられています。また，歴史があることや地域で子育てができていること，福祉施設が多いことなども地域の魅力として感じられています。



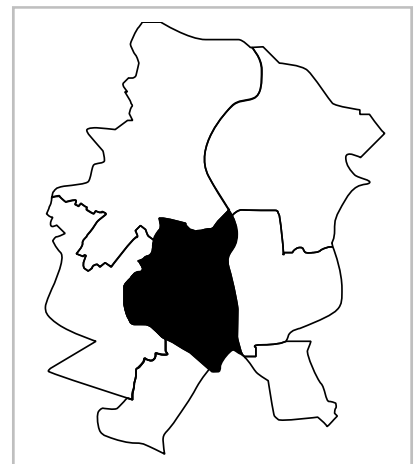
(5) 大和田地域

本地域は市のほぼ中央部，新川の西側に位置しています。

地域の中央部には東葉高速線の八千代中央駅を中心に都市的な市街地が形成されており，南部には国道296号沿いに「成田道（なりたみち）の宿場」の面影が残る街並みが見られるほか，北部にはゆりのき台と斜面林を隔てて八千代工業団地が立地するなど，多彩な街並みを形成しています。

【地域懇談会から】

市民からは，インフラが整っており，買い物や交通の便が良いことや治安の良さなどが地域の魅力として挙げられているほか，子どもたちが元気に遊んでいること，子どもを安心して遊ばせられること，元気な高齢者が多いことなども地域の魅力として捉えられています。

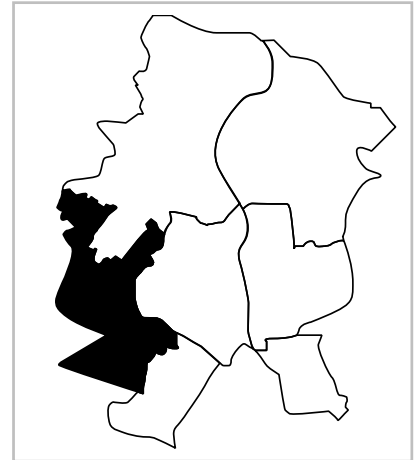


(6) 高津・緑が丘地域

本地域は市の中西部に位置しています。

地域の殆どが市街地となっており、一部に残る農地等が貴重な緑地空間を提供しています。

地域の北部の東葉高速線八千代緑が丘駅周辺では、大規模店舗や高層マンションなどが立地し、駅北西部では、土地区画整理事業完了に伴い良好な住宅地が形成され、また、地域の中央部には高津団地を中心とした市街地のほか、古くからある集落や土地区画整理事業により整備された住宅地が広がっています。



【地域懇談会から】

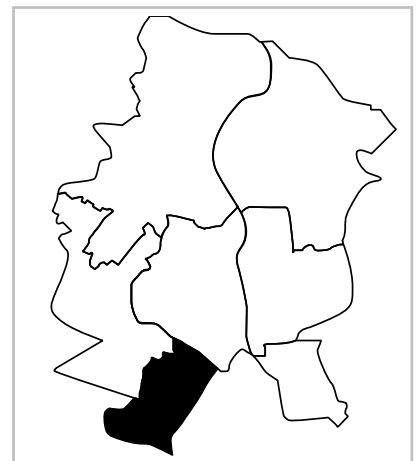
市民からは、都心への出やすさや買い物、交通の便が良いことのほか、街がきれいであることなどが地域の魅力として挙げられています。また、長寿会が活発であること、集まる場が複数あることなども地域の魅力として捉えられています。

(7) 八千代台地域

本地域は市の南西部に位置しています。

地域のすべてが市街地となっており、市民の森などの保全林が貴重な緑地空間を提供しています。

また、地域を二分するように、都心と成田国際空港を結ぶ京成本線が走り、八千代台駅を中心として、東・西・南・北の4地区で形成されています。



【地域懇談会から】

市民からは、電車が都心に直通であり便利であること、静かで住みやすいこと、住宅、公園が整備され防犯上も安心であることなどが地域の魅力として挙げられています。また、地域活動に取り組む人が多いことや診療所が多いことも地域の魅力として捉えられています。

(8) 勝田台地域

本地域は市の南東部に位置しています。

地域の南部には勝田川が流れ、周辺には水田が広がっています。水田から続く斜面林が里山を形成し、水田の周辺部には古くからの集落があり、豊かな田園風景を醸し出しています。

地域の北部には、京成本線の勝田台駅と東葉高速線の東葉勝田台駅があるなど交通の要衝となっています。

【地域懇談会から】

市民からは、駅周辺には商店街があり買い物がしやすいことや公共施設が近くにあり使いやすいことなどが地域の魅力として挙げられているほか、自治会の活動が充実しており、サロンや体操グループが多くあるなど、地域活動が活発であることが挙げられています。



3 アンケートからみられる現状

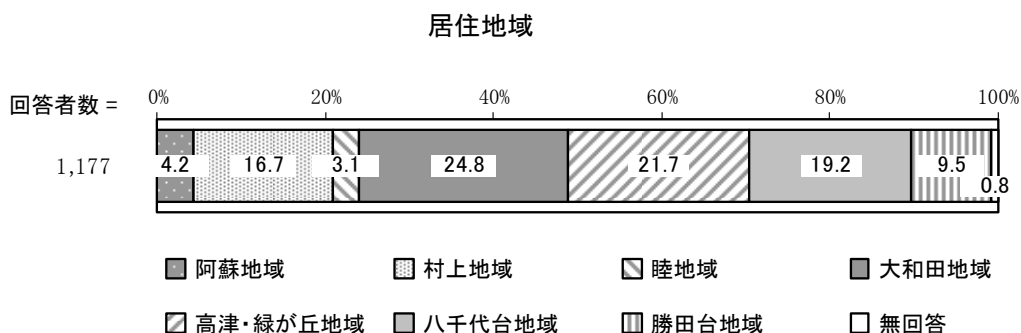
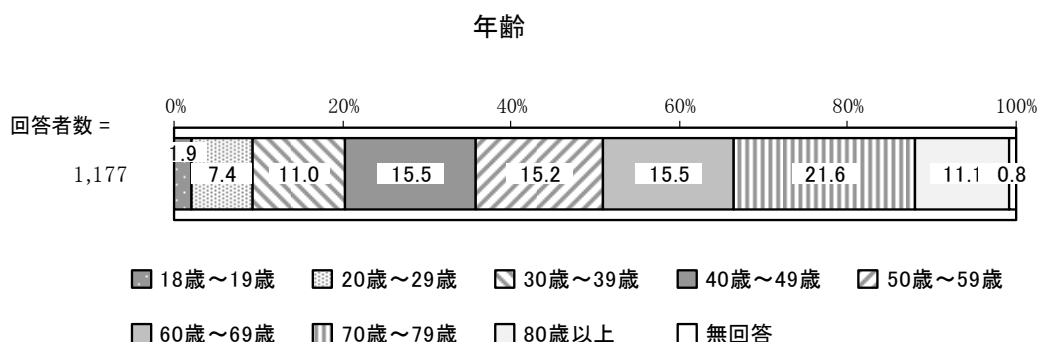
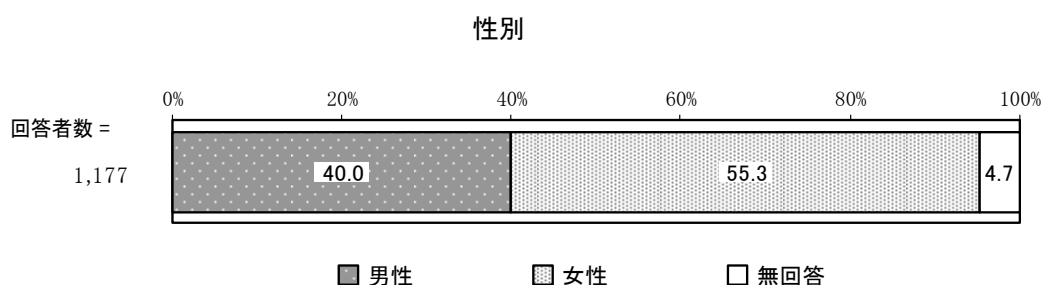
(1) 市民アンケート調査（令和元年10月実施）

①回答者属性

回答者の性別は、男性が40.0%、女性が55.3%となっています。

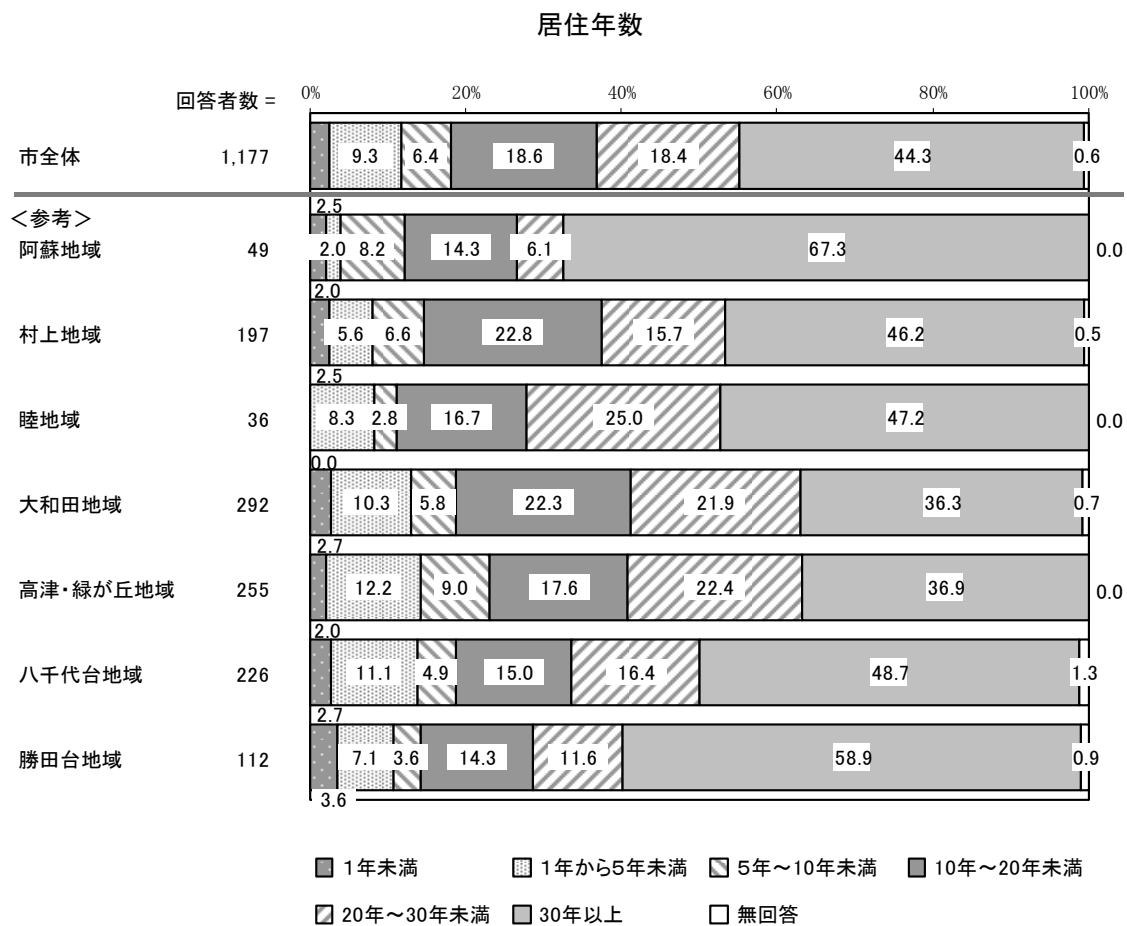
回答者の年齢は、「70歳～79歳」が21.6%と最も多く、続いて「40歳～49歳」「60歳～69歳」（ともに15.5%）、「50歳～59歳」（15.2%）となっています。

居住する地域については、「大和田地域」が24.8%と最も多く、続いて「高津・緑ヶ丘地域」（21.7%）、「八千代台地域」（19.2%）となっています。



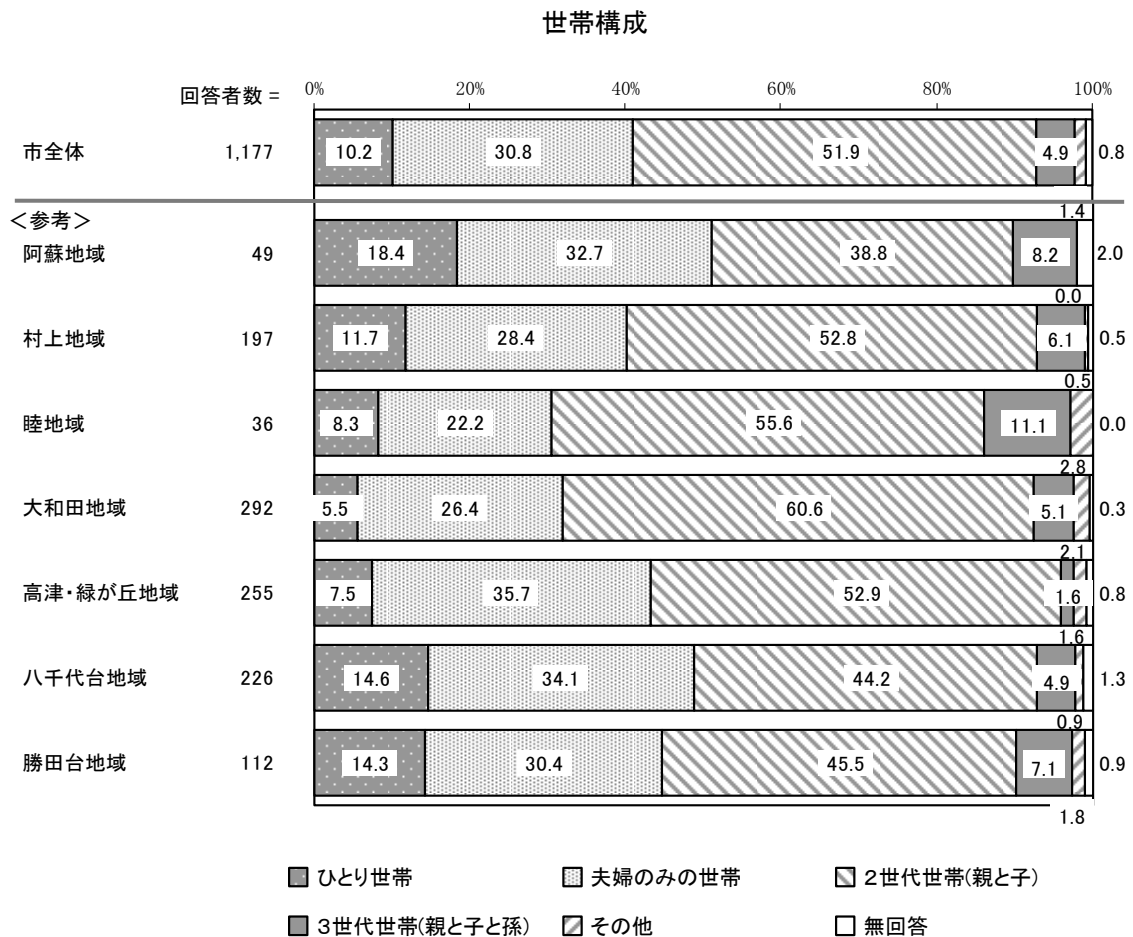
②居住年数

本市に30年以上居住している方は44.3%，次いで10年～20年未満居住している方は18.6%，20年～30年未満居住している方は18.4%となっています。



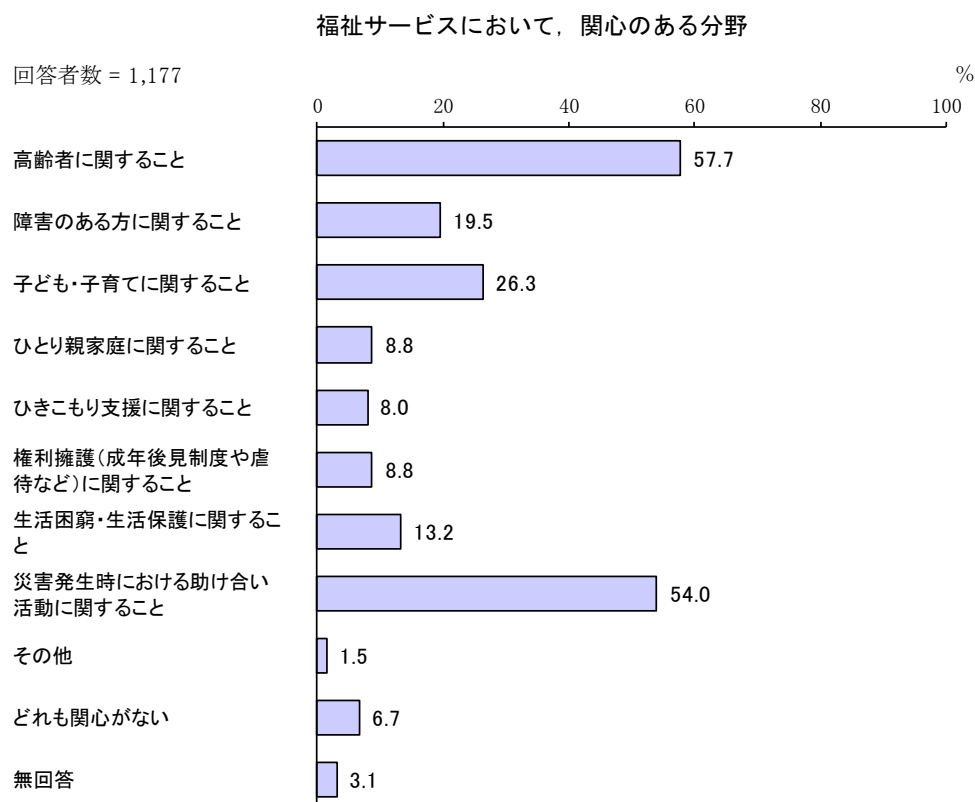
③世帯構成

2世代世帯（親と子）が51.9%，夫婦のみの世帯が30.8%となっています。



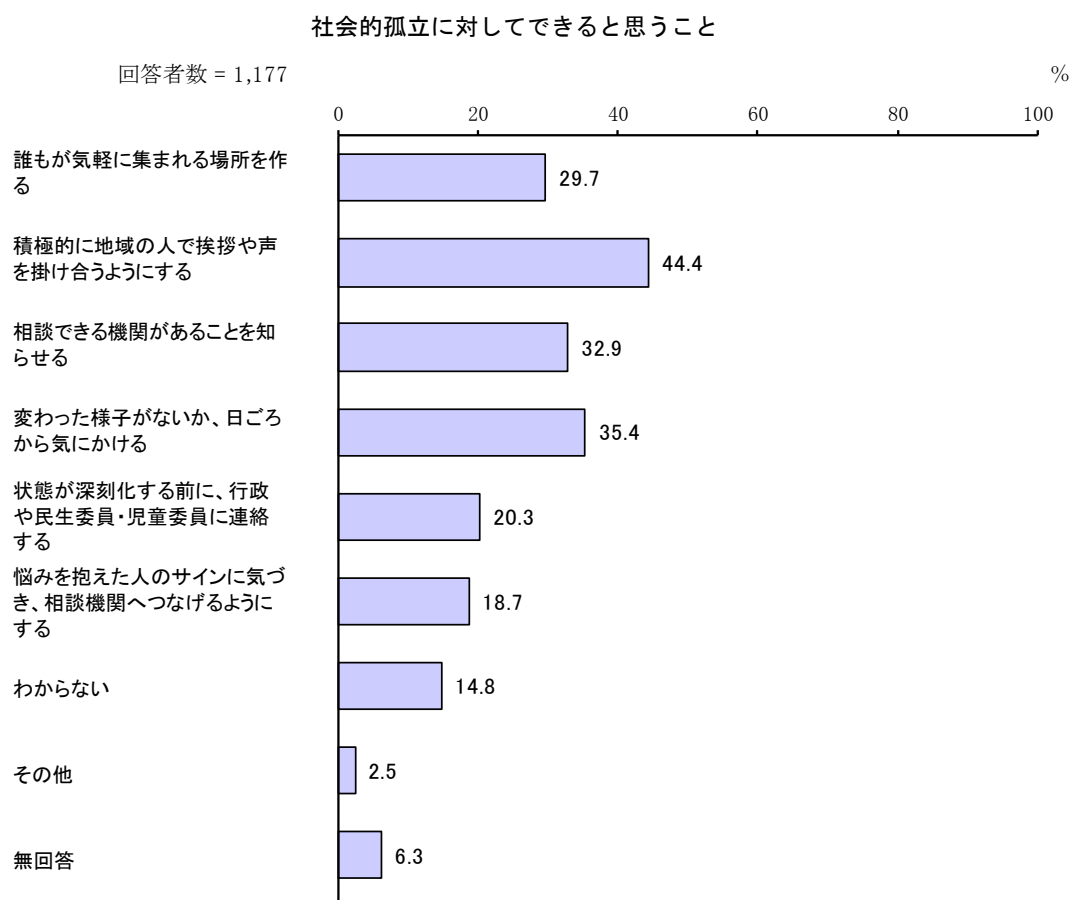
④福祉サービスにおいて、関心のある分野

福祉サービスにおいて、関心のある分野としては、「高齢者に関すること」と答えた方が57.7%と最も高く、次いで「災害発生時における助け合い活動に関すること」と答えた方が54.0%、「子ども・子育てに関すること」と答えた方が26.3%、障害のある方に関すること」と答えた方が19.5%となっています。



⑤社会的孤立に対してできると思うこと

社会的孤立に対してできると思うことについては、「積極的に地域の人で挨拶や声を掛け合うようにする」と答えた方が44.4%と最も高く、次いで「変わった様子がないか、日ごろから気にかける」と答えた方が35.4%、「相談できる機関があることを知らせる」と答えた方が32.9%となっています。また、「誰もが気軽に集まれる場所を作る」と答えた方が29.7%となっています。

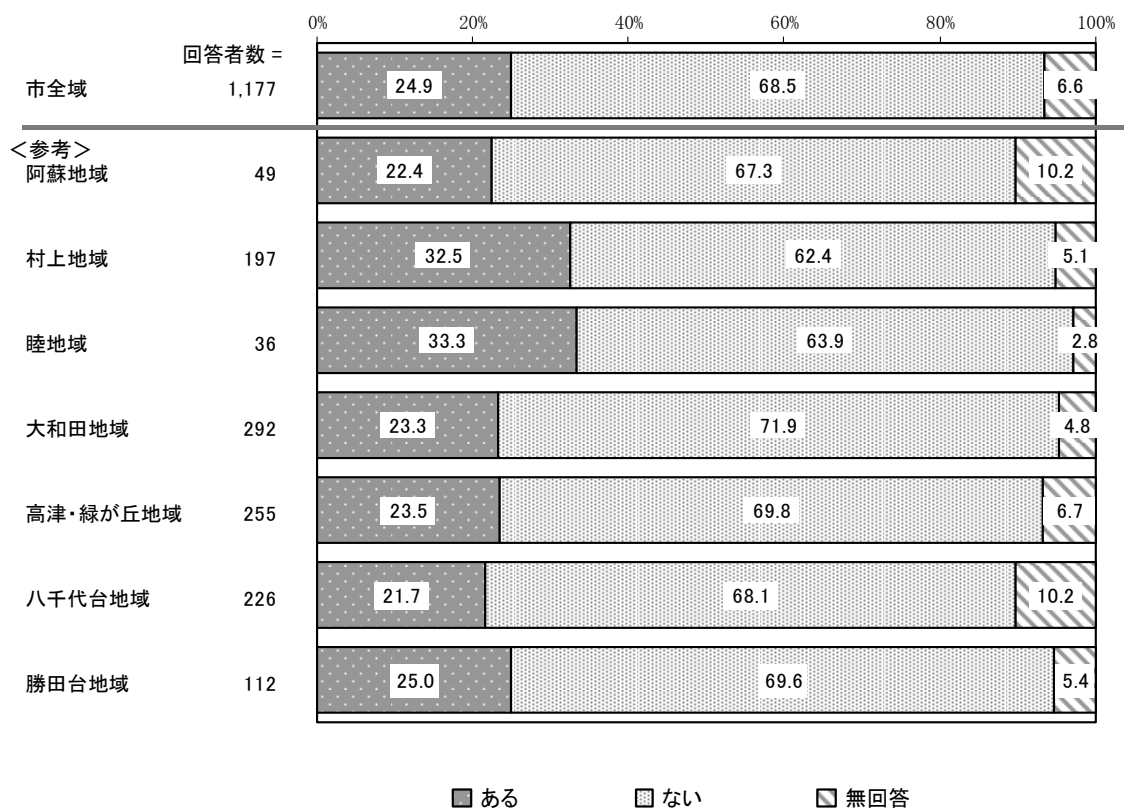


⑥ボランティア・市民活動の参加

ここ5年間のボランティア・市民活動への参加については、「ある」と答えた方が24.9%となっています。

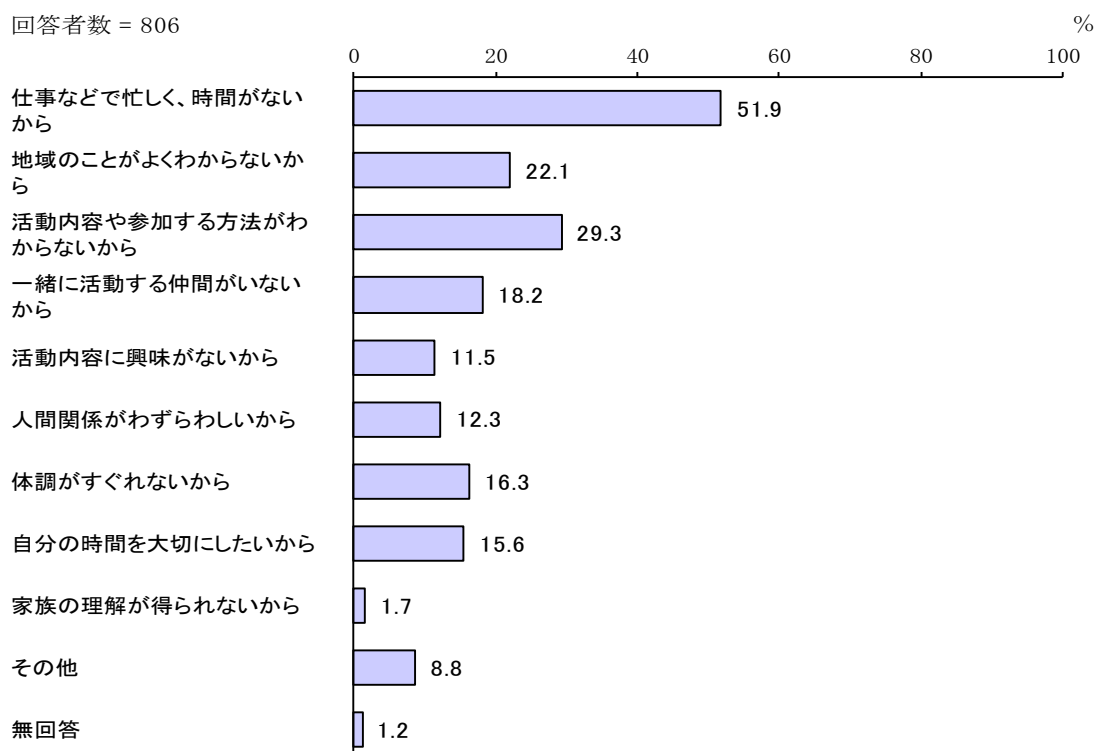
参加したことがない人の不参加の理由としては、「仕事などで忙しく、時間がないから」と答えた方が51.9%と最も高く、次いで「活動内容や参加する方法がわからないから」と答えた方が29.3%、「地域のことがよくわからないから」と答えた方が22.1%、「一緒に活動する仲間がいないから」と答えた方が18.2%となっています。

ボランティア・市民活動への参加状況



ボランティア・市民活動への不参加の理由

回答者数 = 806



⑦地域の助け合いについて

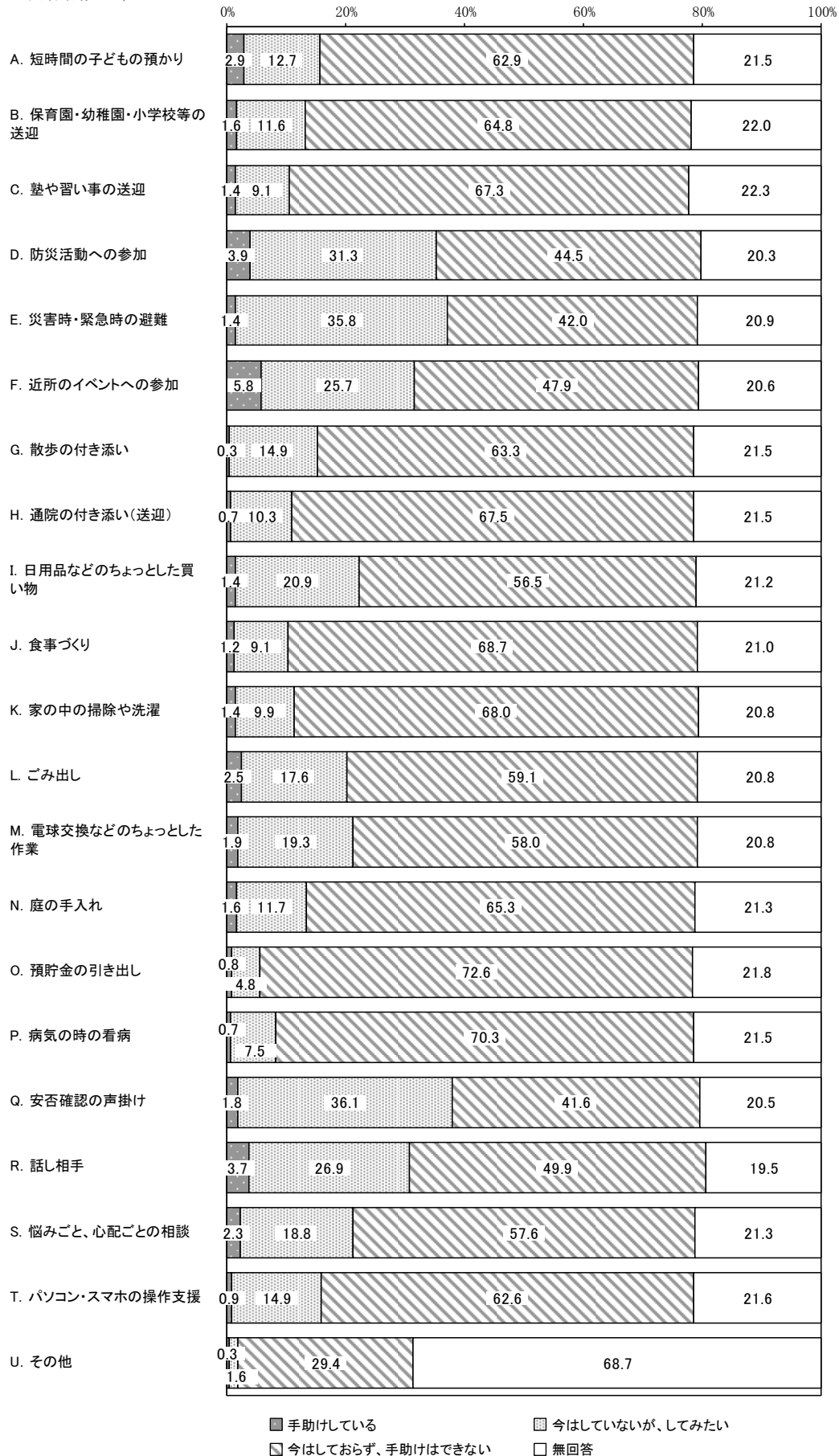
現在近隣の人に手助けしていることは、最も高いもので「近所のイベントへの参加」と答えた方が 5.8%、他の項目については 3.9%以下となっています。また、今は手助けしていないが、今後してみたいものについては、最も高いもので「安否確認の声掛け」と答えた方が 36.1%、次いで「災害時・緊急時の避難」と答えた方が 35.8%、「防災活動への参加」と答えた方が 31.3%、「話し相手」と答えた方が 26.9%、「近所のイベントへの参加」と答えた方が 25.7%となっています。

地域住民の支え合い・助け合いの必要性については、「とても必要だと思う」と答えた方が 50.6%、「ある程度必要だと思う」と答えた方が 42.7%と合わせて9割を占めています。

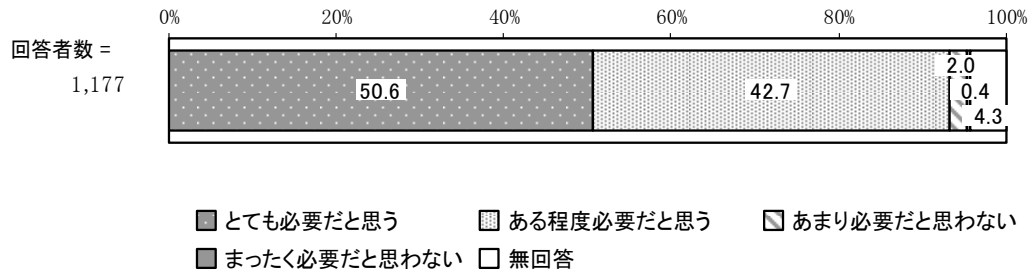
また、地域の支え合い活動として有効だと思うものとして、「気軽に相談できる身近な地域の相談機関」と答えた方が 44.8%となっており、さまざまな悩みや困りごとを持つ人が気軽に相談できる場所が求められています。悩み・不安の相談相手については、家族、友人・知人、親戚、職場の人、近所の人という身近な人が上位を占めており、「介護・障害・医療等の専門職」、「市の相談窓口」などの専門職を挙げた人はいずれも1割未満となっています。

現在近隣の人に手助けしていること

回答者数=1,177

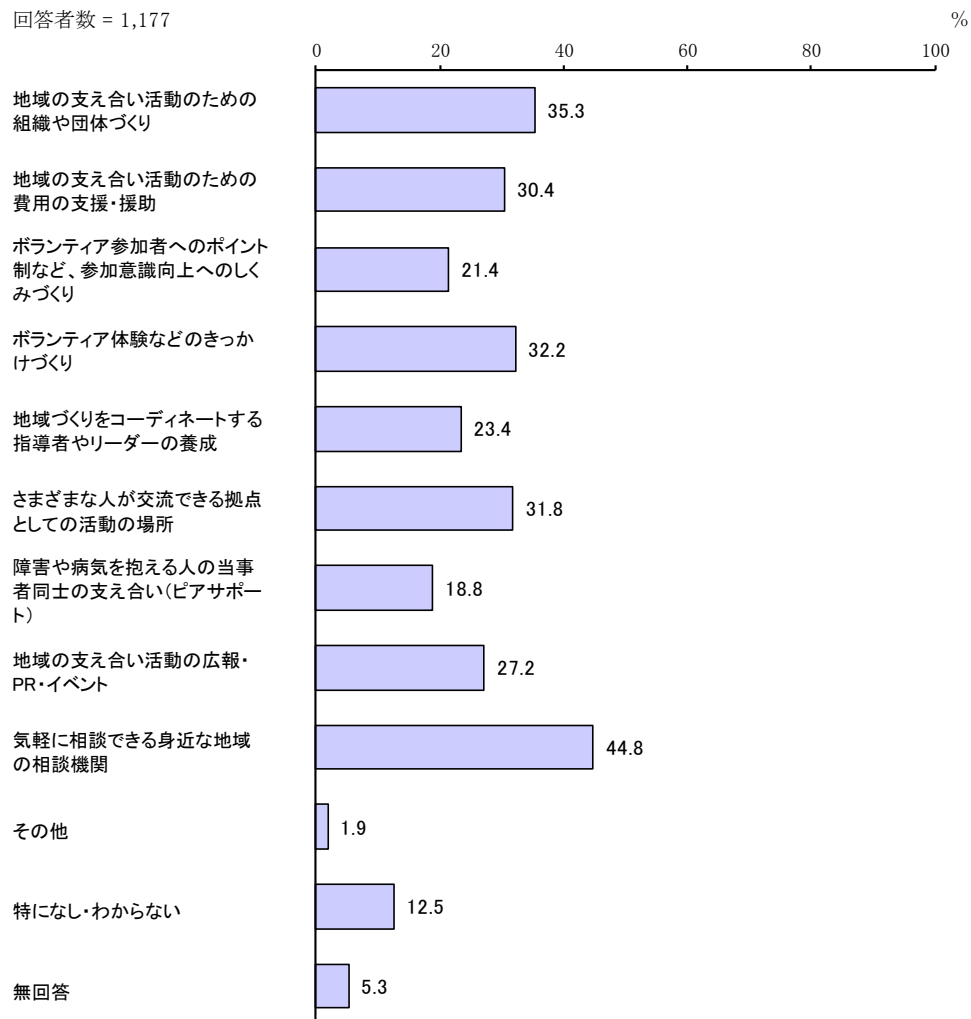


地域住民の支え合い・助け合いの必要性



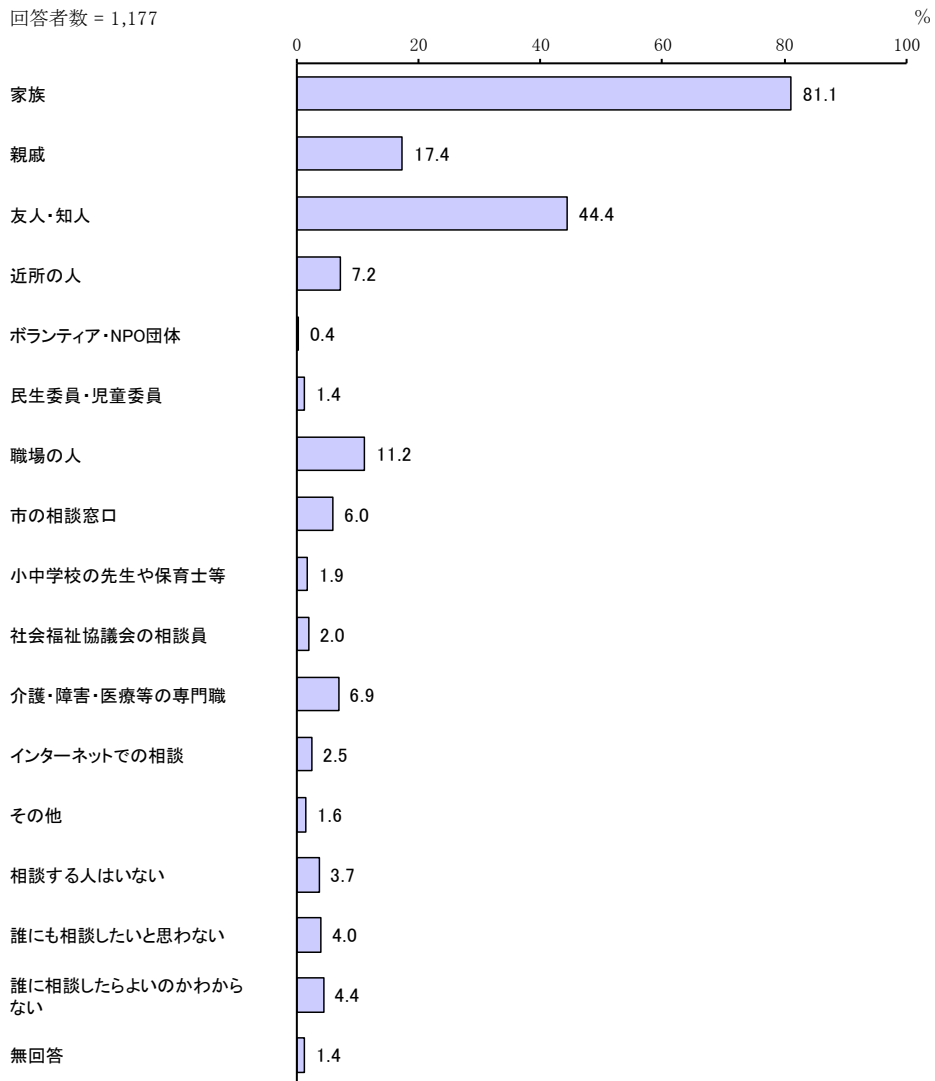
地域の支え合い活動として有効だと思うもの

回答者数 = 1,177



悩み・不安の相談相手

回答者数 = 1,177

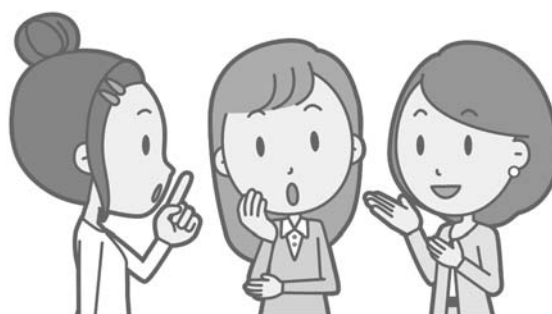


⑧近所づきあいについて

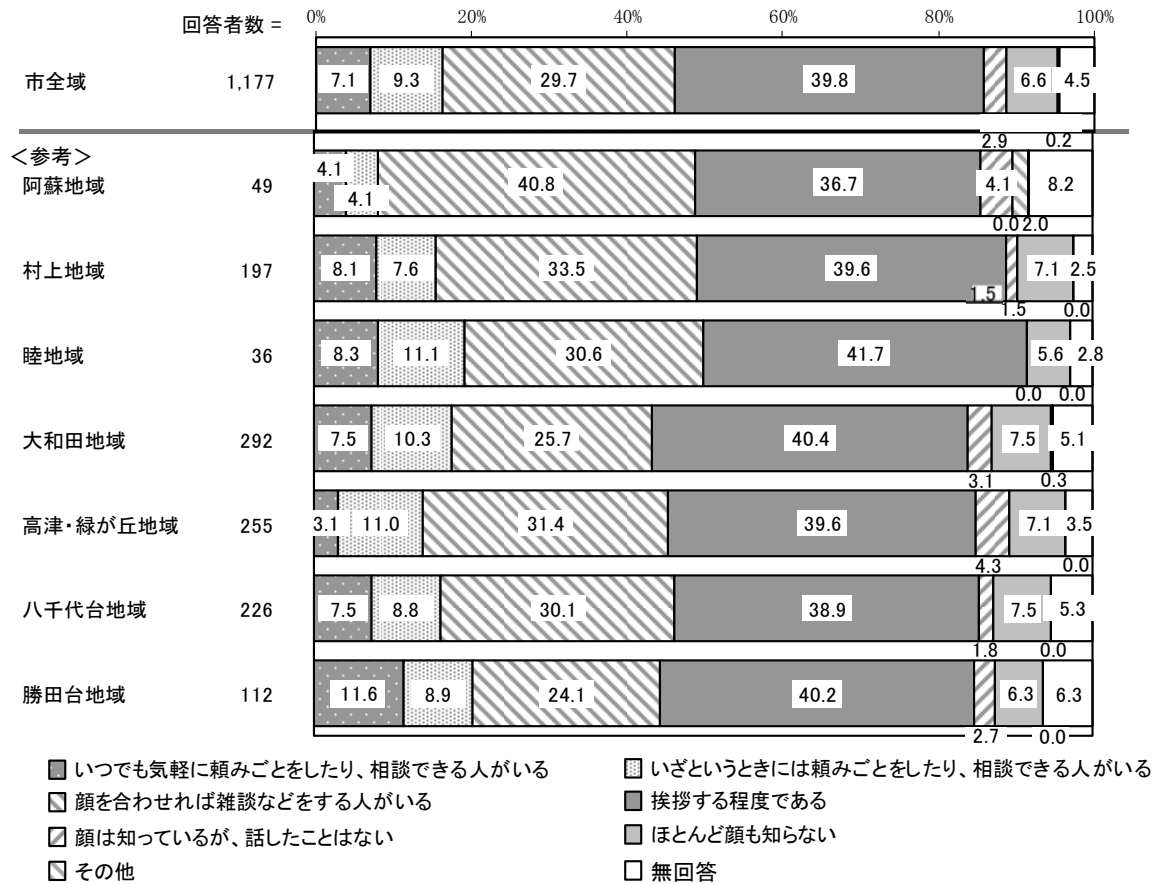
日頃どのような近所づきあいをしているかについては、「頼みごとをしたり，相談できる人がいる」と答えた方は 16.4%，「交流がない」と答えた方は 9.5%となっています。

今後どのような近所づきあいを望んでいるかについては、「顔を合わせれば雑談などをするつきあい」と答えた方が 28.0%，「いざというときは頼んだり，相談ができるつきあい」と答えた方が 26.4%，「挨拶する程度のつきあい」と答えた方が 20.8%となっています。

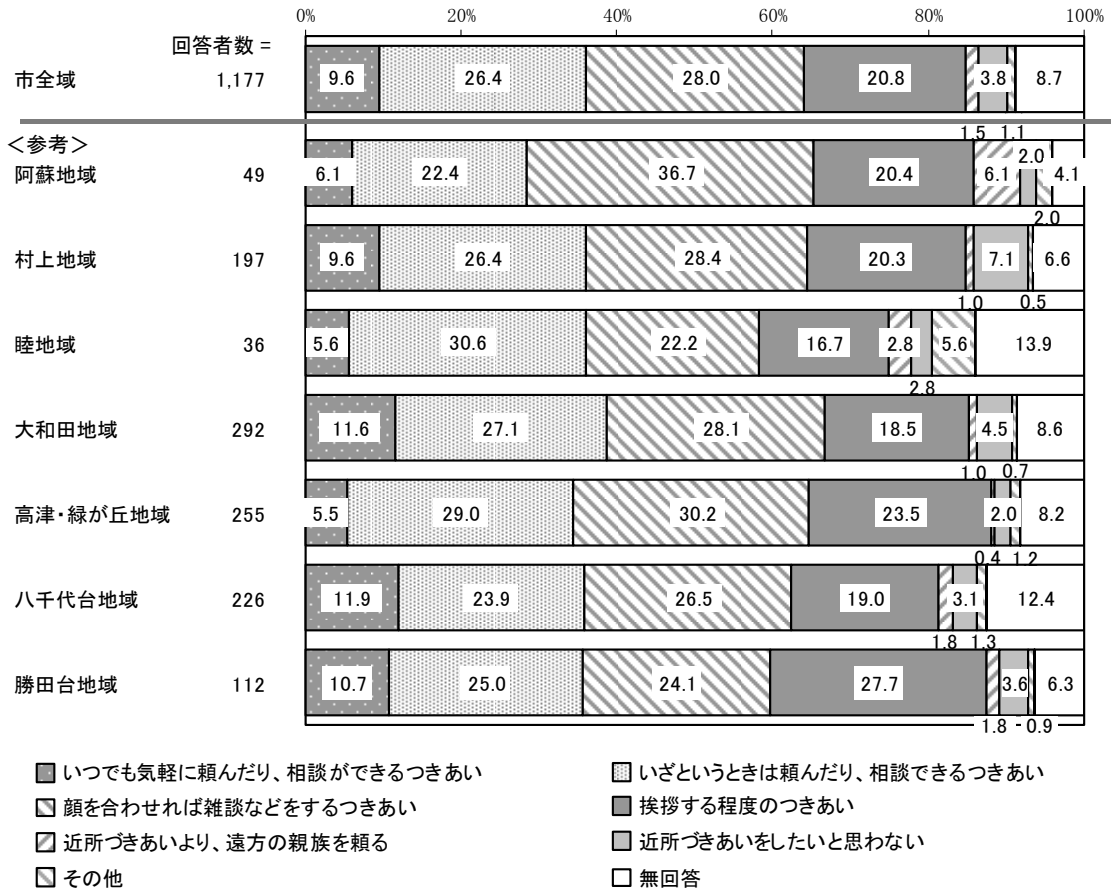
今後手助けしてほしいことでは、「災害時・緊急時の避難」と答えた方が 45.5%と最も多く，次いで「安否確認の声掛け」と答えた方が 29.7%，「防災活動への参加」と答えた方が 26.6%，「近所のイベントへの参加」と答えた方が 16.9%，「悩みごと，心配ごとの相談」と答えた方が 16.7%，「話し相手」と答えた方が 15.5%となっています。



日頃どのような近所づきあいをしているか

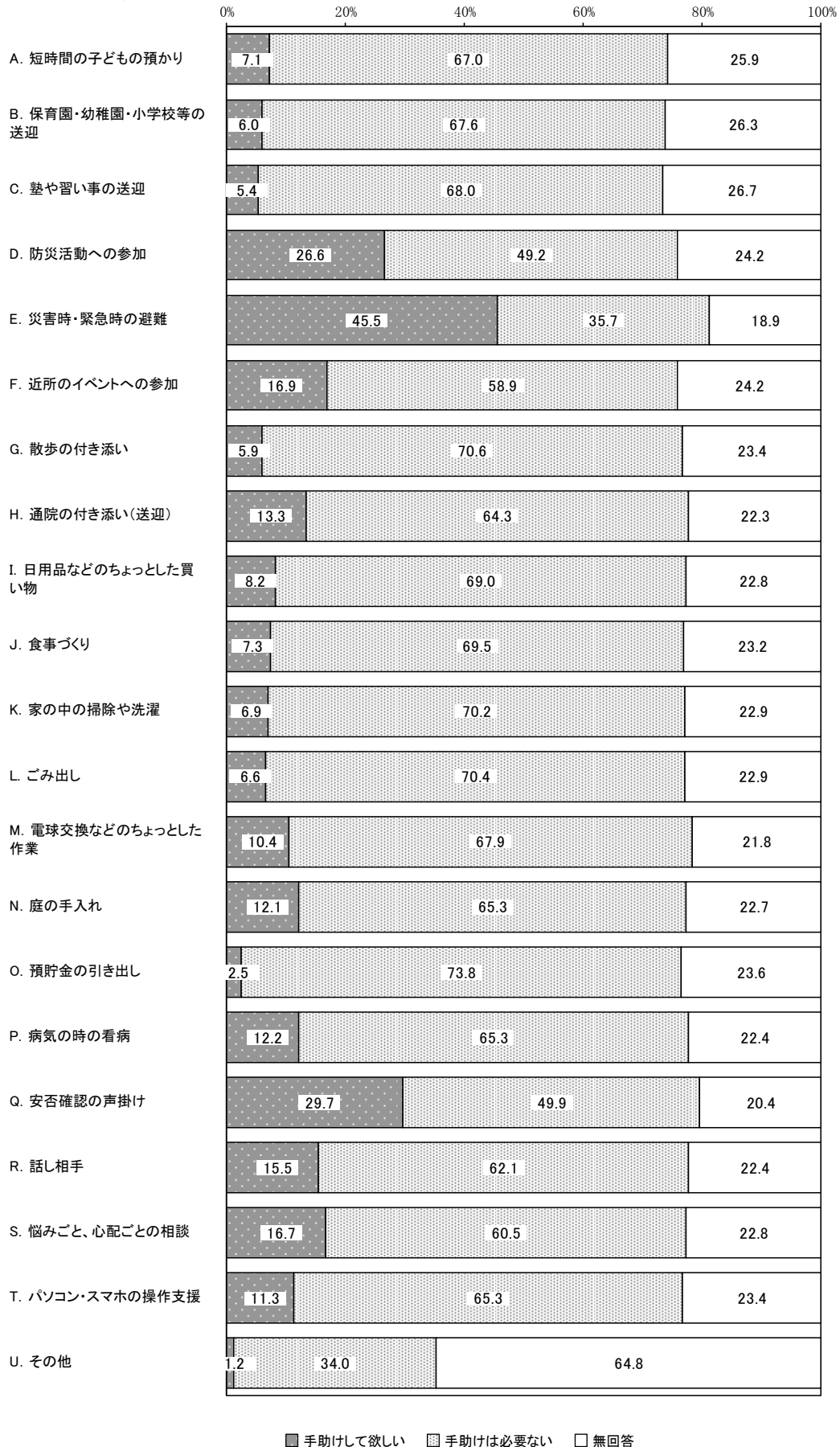


今後どのような近所づきあいを望んでいるか



今後手助けしてほしいこと

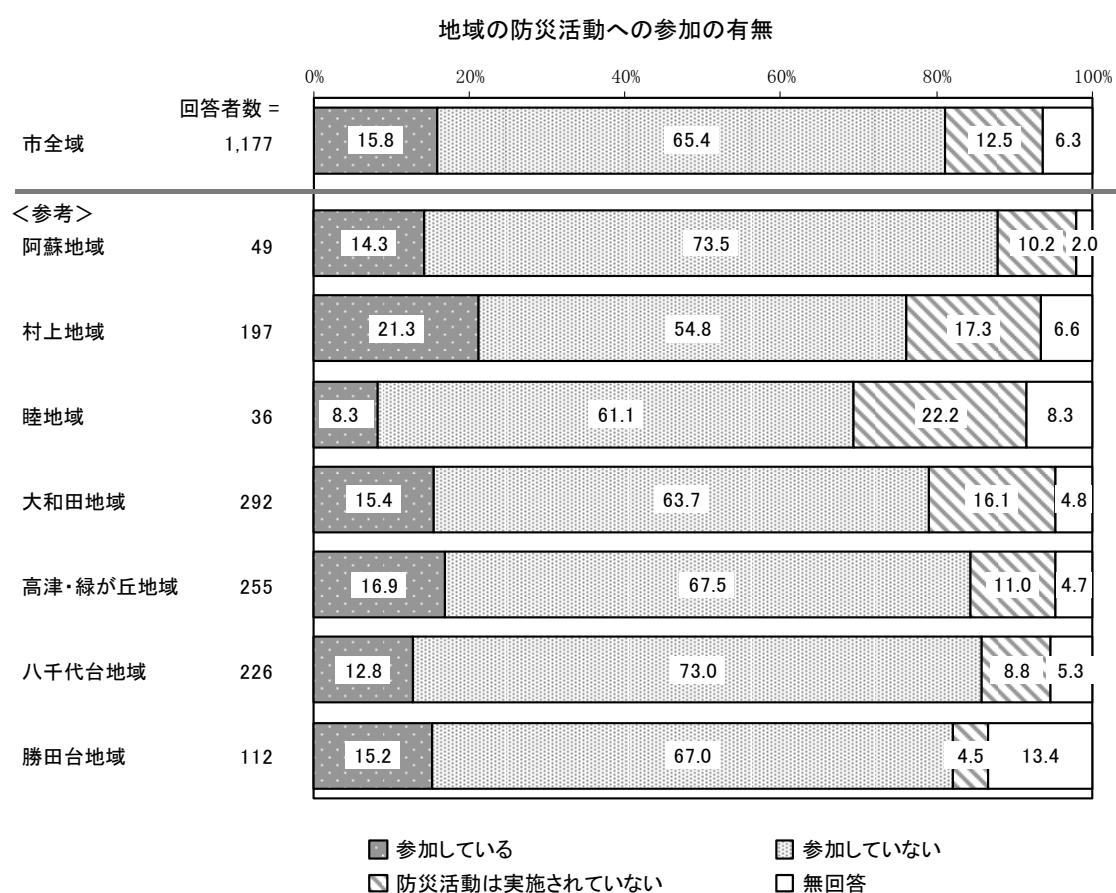
回答者数=1,177



⑨防災活動への参加

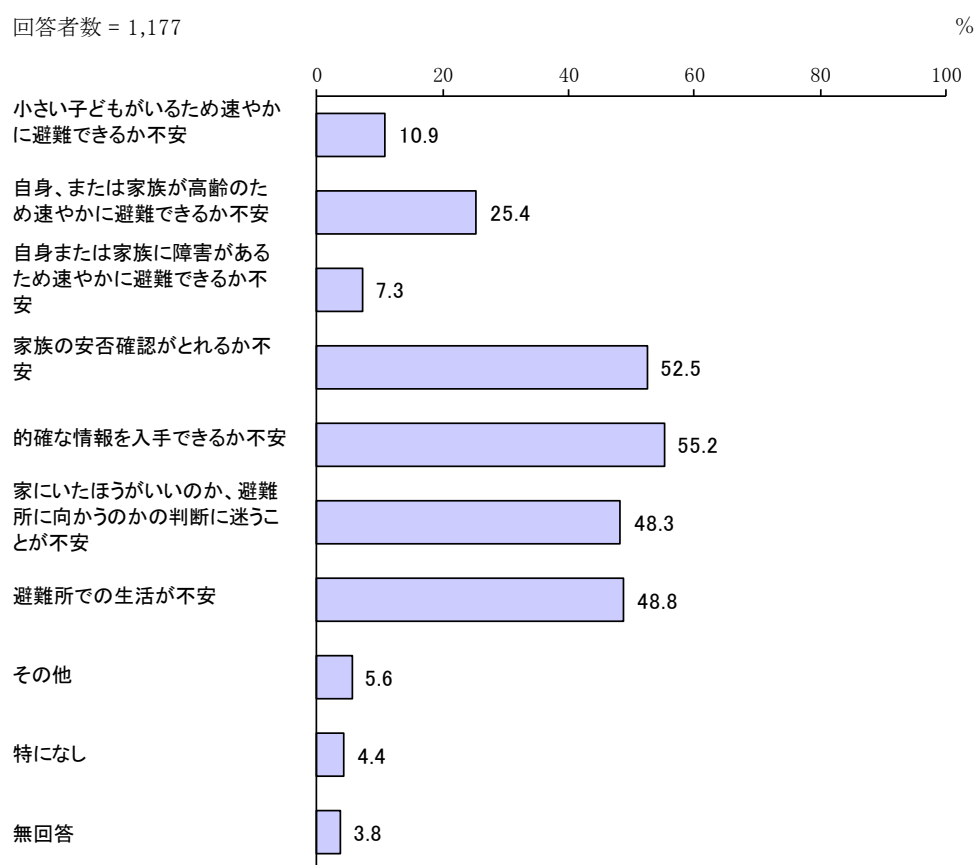
地域の防災活動への参加の有無は、「参加していない」と答えた方が65.4%、「防災活動は実施されていない」と答えた方が12.5%となっています。

災害時に不安に感じることは、「的確な情報を入手できるか不安」と答えた方が55.2%と最も多く、次いで「家族の安否確認がとれるか不安」と答えた方が52.5%、「避難所での生活が不安」と答えた方が48.8%となっています。また、災害時に地域のためにできることでは、「安否確認」と答えた方が42.0%、「救援物資の区分け」と答えた方が40.1%となっています。



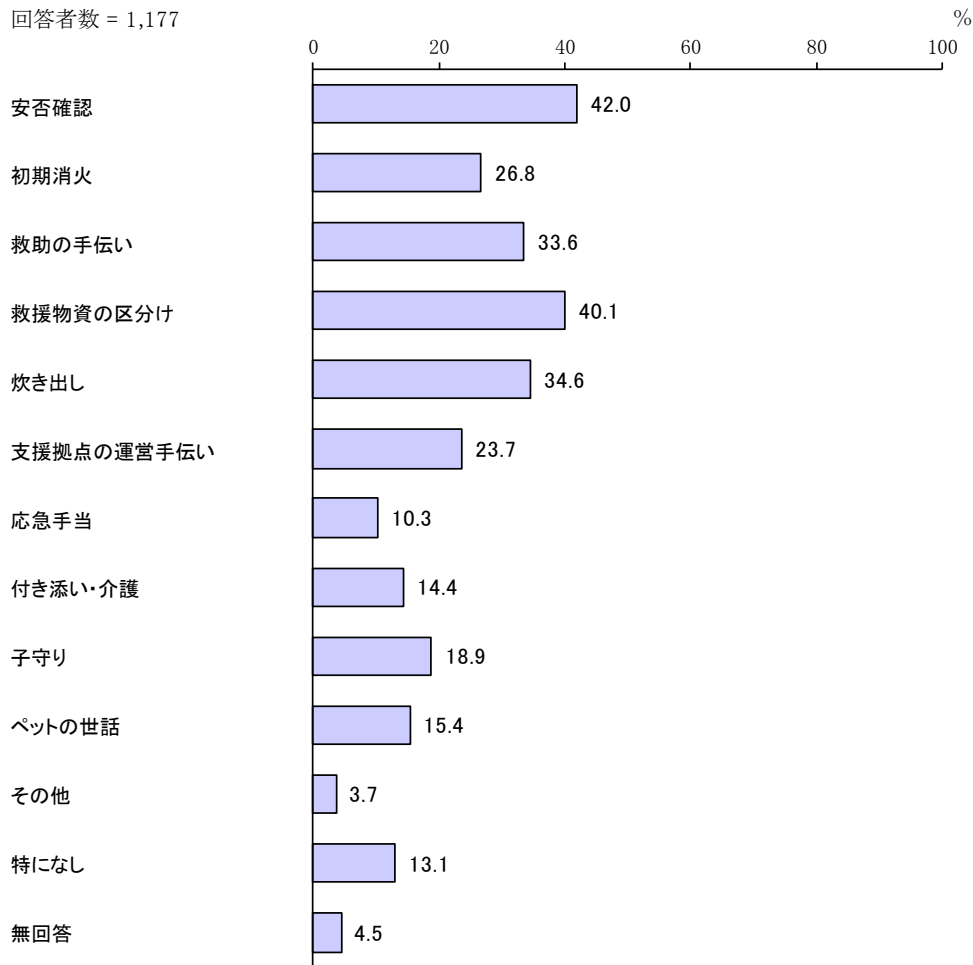
災害時に不安に感じること

回答者数 = 1,177



災害時に地域のためにできること

回答者数 = 1,177

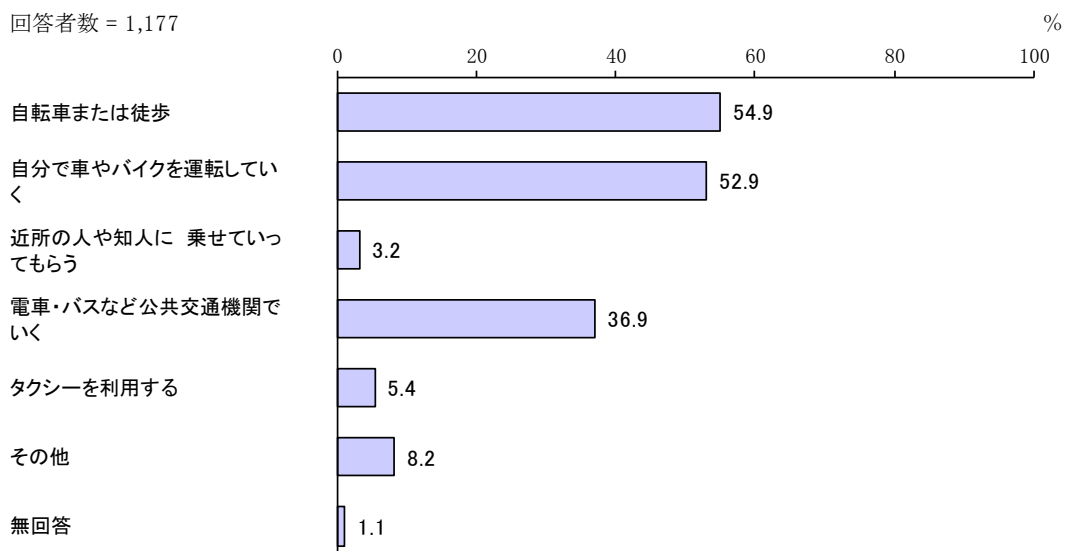


⑩日常生活での移動方法

日常生活での移動方法については、「自転車または徒歩」と答えた方が54.9%と最も多く、次いで「自分で車やバイクを運転していく」と答えた方が52.9%、「電車・バスなど公共交通機関でいく」と答えた方が36.9%となっています。

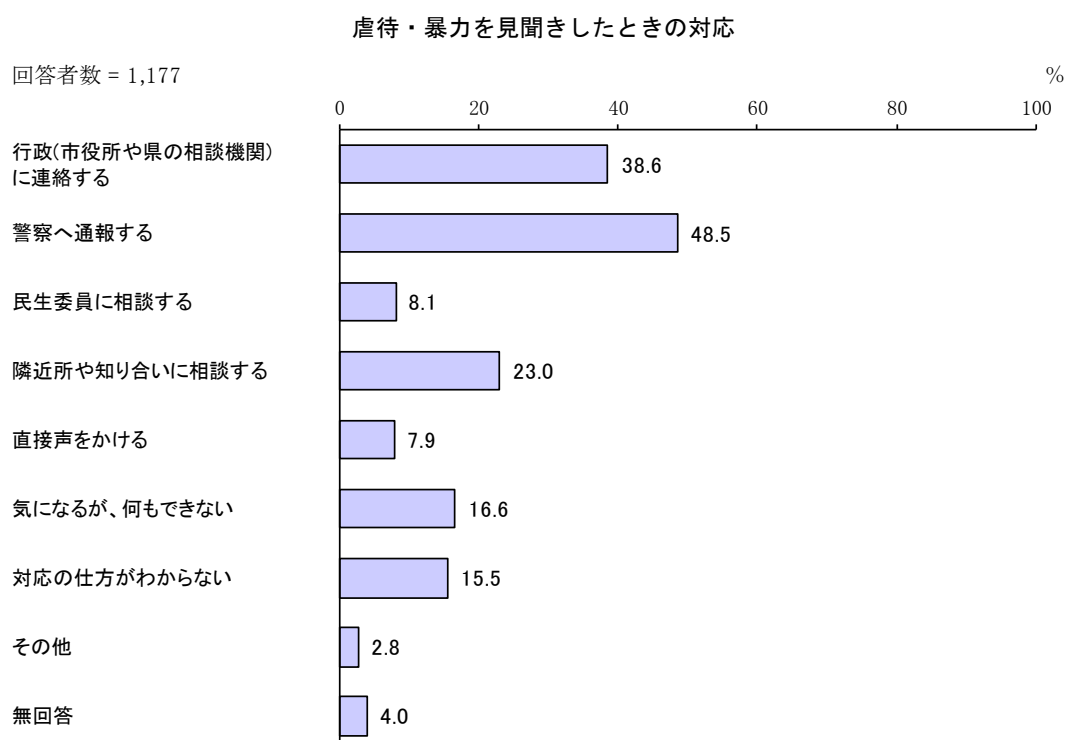
日常生活での移動方法

回答者数 = 1,177



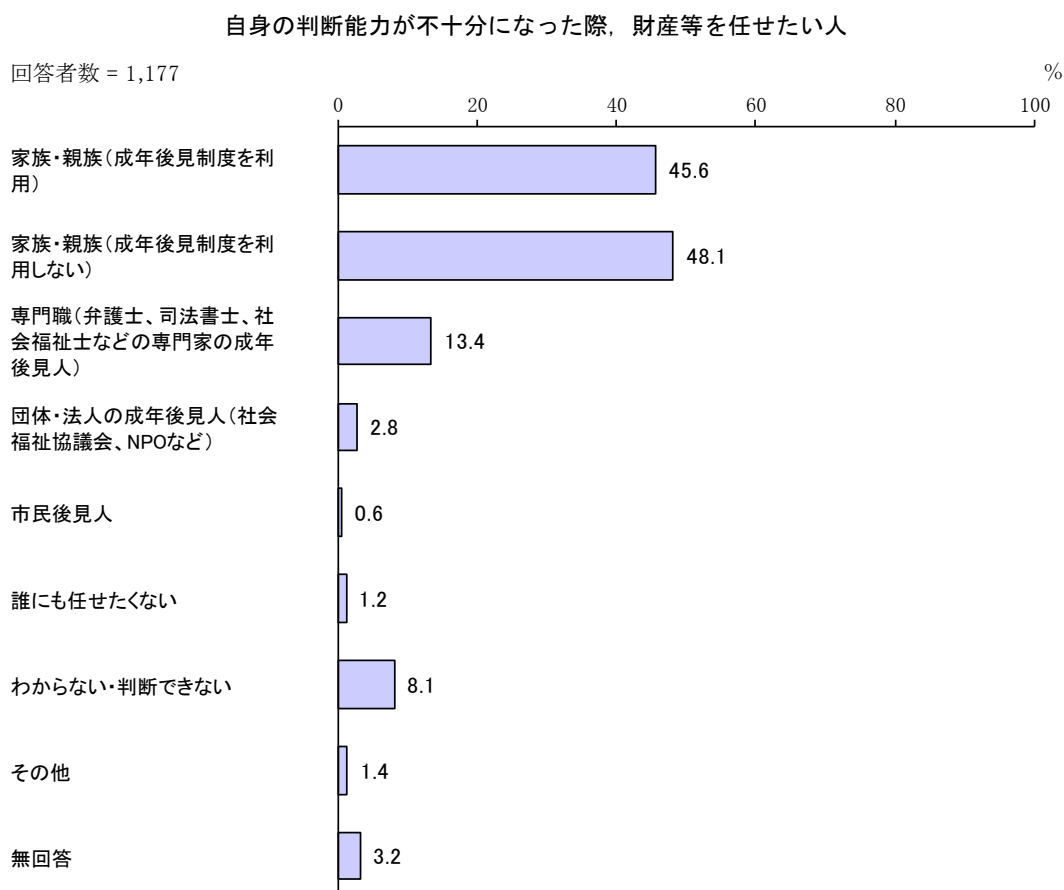
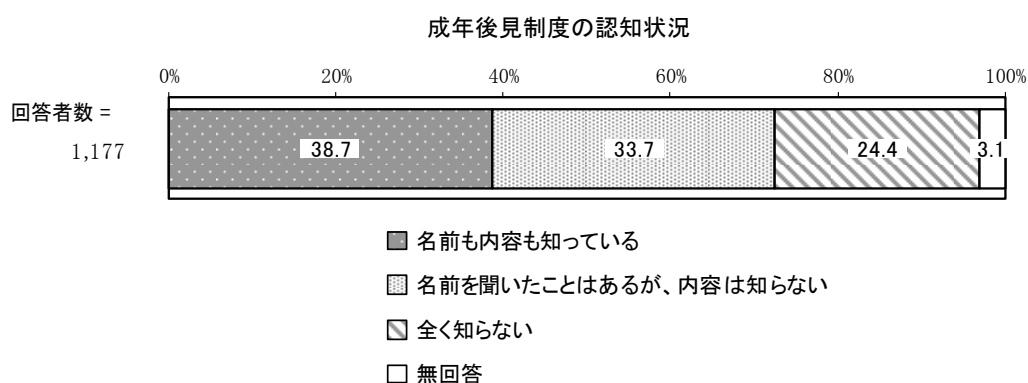
⑪虐待・暴力を見聞きしたときの対応

虐待・暴力を見聞きしたときの対応については、「警察へ通報する」と答えた方が48.5%と最も多く、次いで「行政（市役所や県の相談機関）に連絡する」と答えた方が38.6%、「隣近所や知り合いに相談する」と答えた方が23.0%となっています。また、「気になるが、何もできない」と答えた方が16.6%、「対応の仕方がわからない」と答えた方が15.5%となっています。



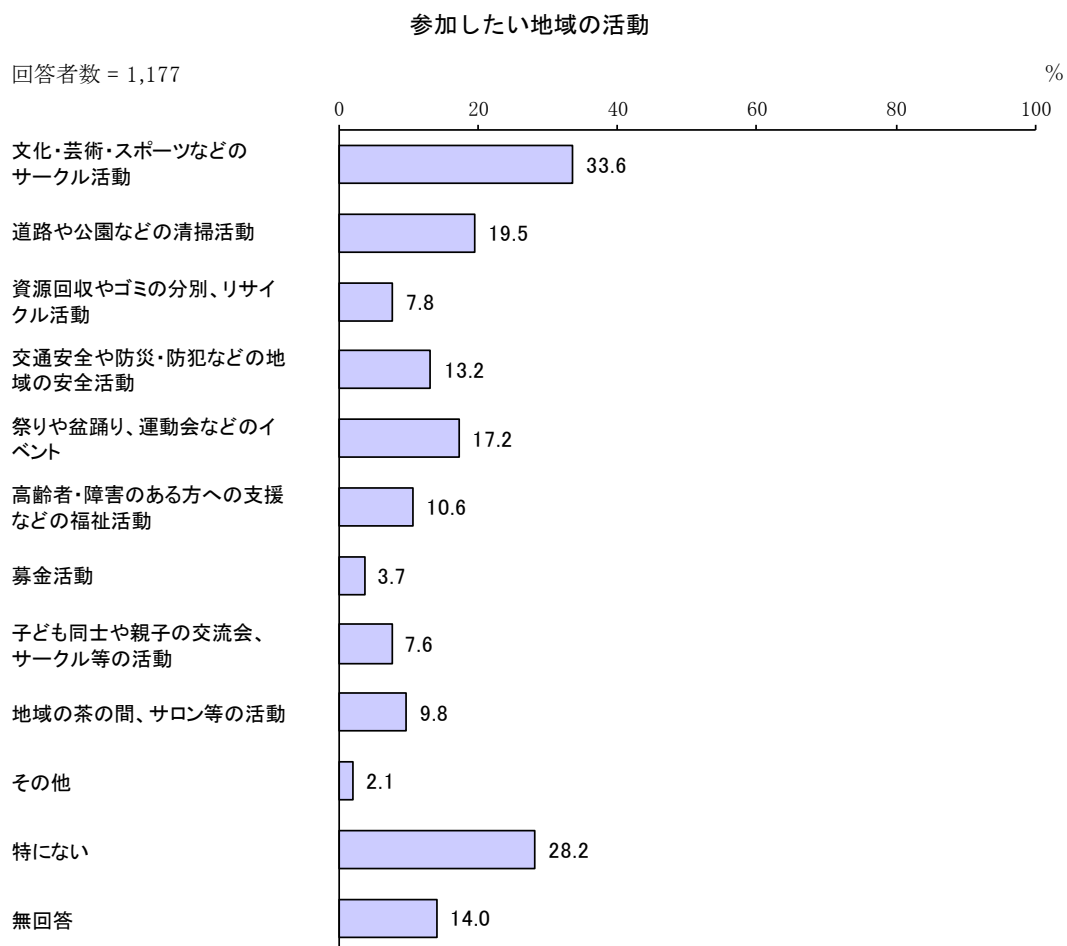
⑫判断能力が不十分になったときの対応

成年後見制度の認知状況については、「全く知らない」と答えた方が24.4%となっています。自身の判断能力が不十分になった際、財産等を任せたい人については、「家族・親族（成年後見制度を利用しない）」と答えた方が48.1%と最も多く、次いで「家族・親族（成年後見制度を利用）」と答えた方が45.6%、「専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門家の成年後見人）」と答えた方が13.4%となっています。また、「わからない・判断できない」と答えた方が8.1%となっています。



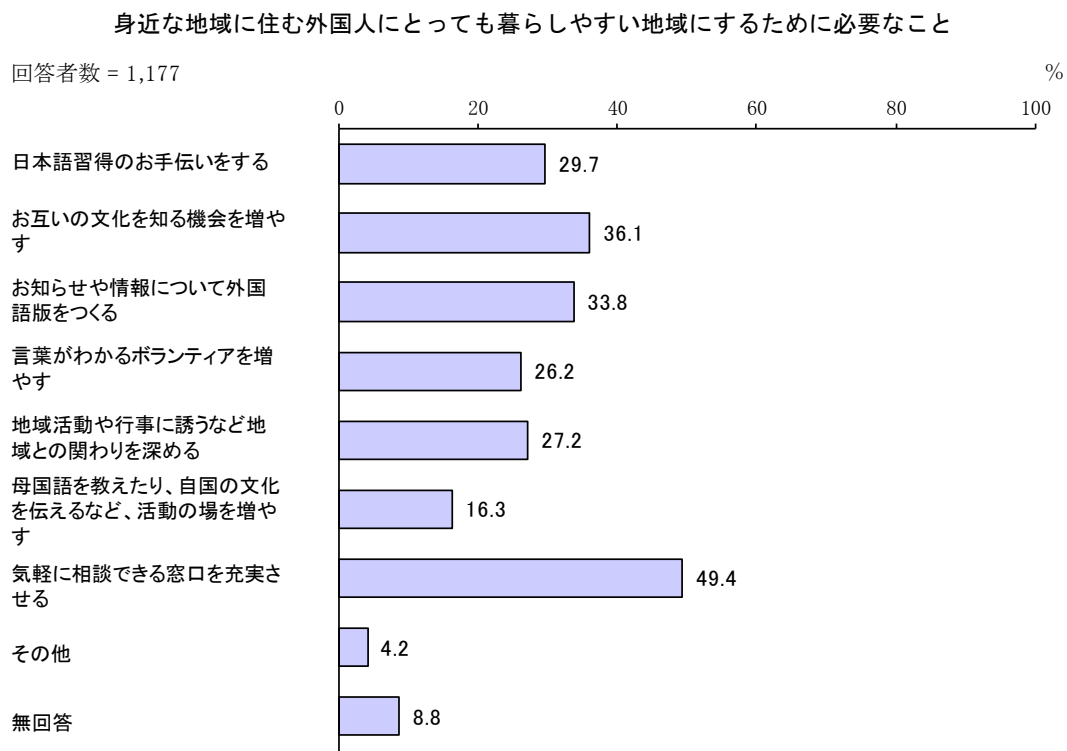
⑬地域活動への参加

参加したい地域の活動については、「文化・芸術・スポーツなどのサークル活動」と答えた方が33.6%、「特にない」と答えた方が28.2%となっています。



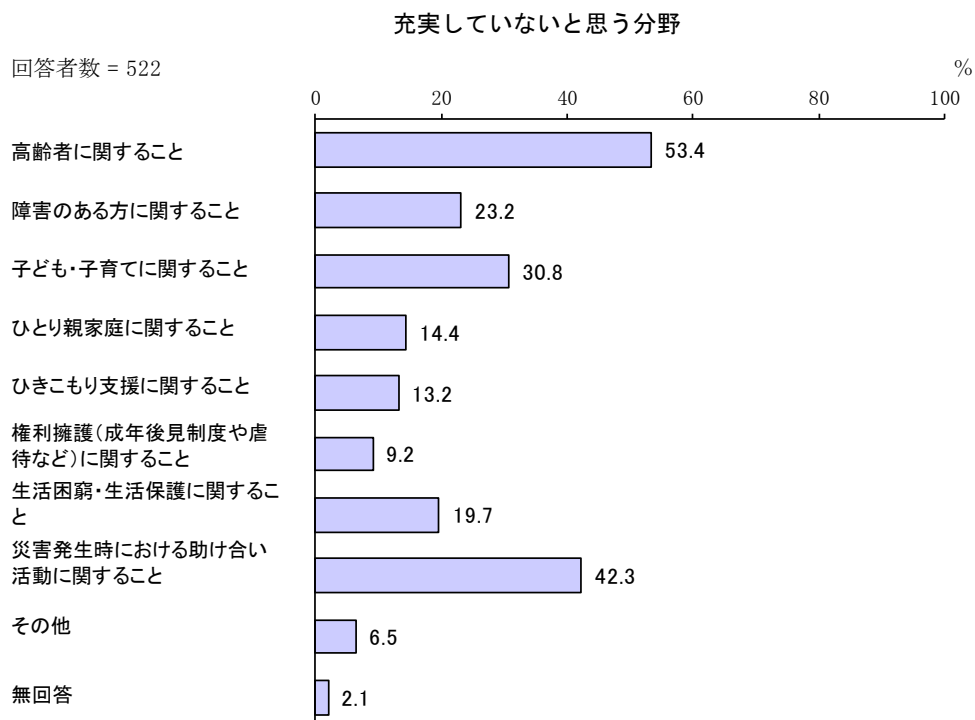
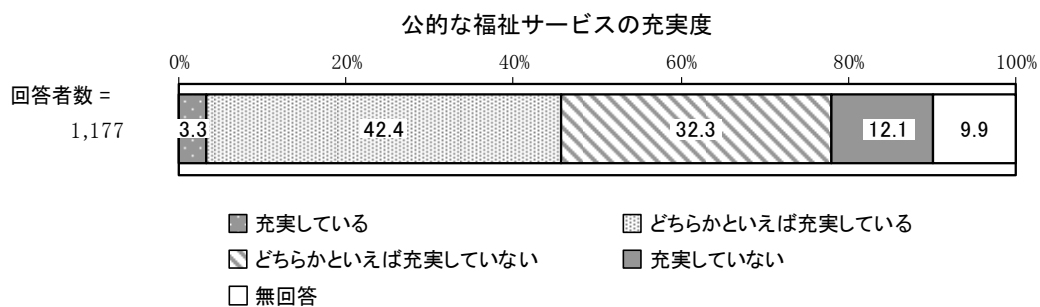
⑭外国人にとっても暮らしやすい地域にするために

身近な地域に住む外国人にとっても暮らしやすい地域にするために必要なことについては、「気軽に相談できる窓口を充実させる」と答えた方が49.4%と最も多く、次いで「お互いの文化を知る機会を増やす」と答えた方が36.1%、「お知らせや情報について外国語版をつくる」と答えた方が33.8%となっています。



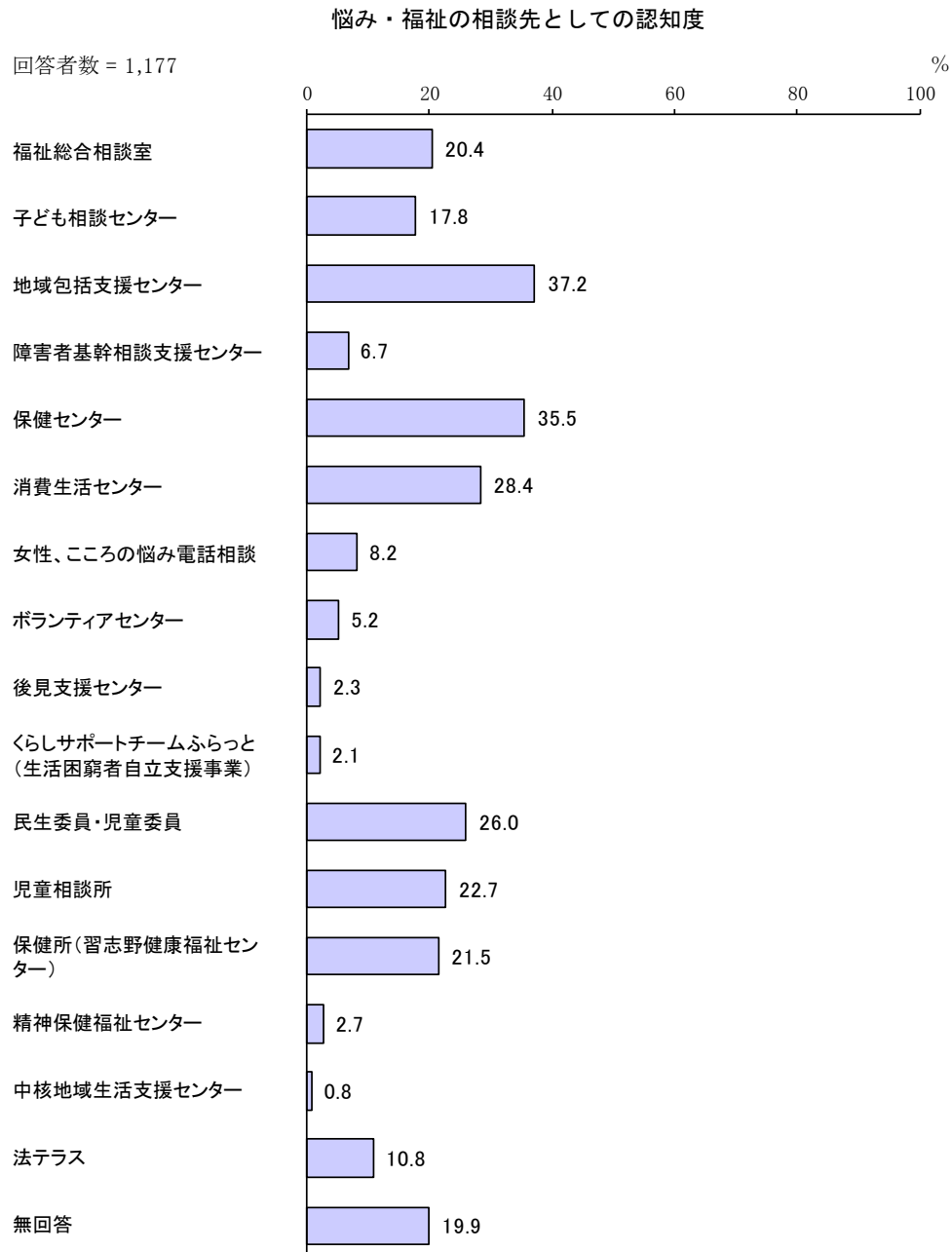
⑮公的な福祉サービスの充実度

公的な福祉サービスの充実度について、充実している・どちらかといえば充実していると思う方が45.7%, 充実していない・どちらかといえば充実していないと思う方が44.4%となっています。また、充実していないと思う分野については、「高齢者に関すること」と答えた方が53.4%と最も高く、次いで「災害発生時における助け合い活動に関すること」と答えた方が42.3%, 「子ども・子育てに関すること」と答えた方が30.8%, 「障害にある方に関すること」と答えた方が23.2%となっています。



⑩悩み・福祉の相談先としての認知度

悩み・福祉の相談先としての認知度としては、「地域包括支援センター」と答えた方が37.2%と最も多く、次いで「保健センター」と答えた方が35.5%、「消費生活センター」と答えた方が28.4%、「民生委員・児童委員」と答えた方が26.0%となっています。



(2) 関係団体等アンケート調査

■分野別の回答数

分野	有効送付数	回答数	回収率
高齢分野	102	47	46.1%
障害者分野	31	13	41.9%
障害児分野	8	3	37.5%
児童分野	29	14	48.3%
NPO団体	52	18	34.6%
市民活動団体	47	16	34.0%
ボランティア団体	59	38	64.4%
八千代市赤十字奉仕団	1	1	100%

※回答のうち、1件は団体名等の記載なし。



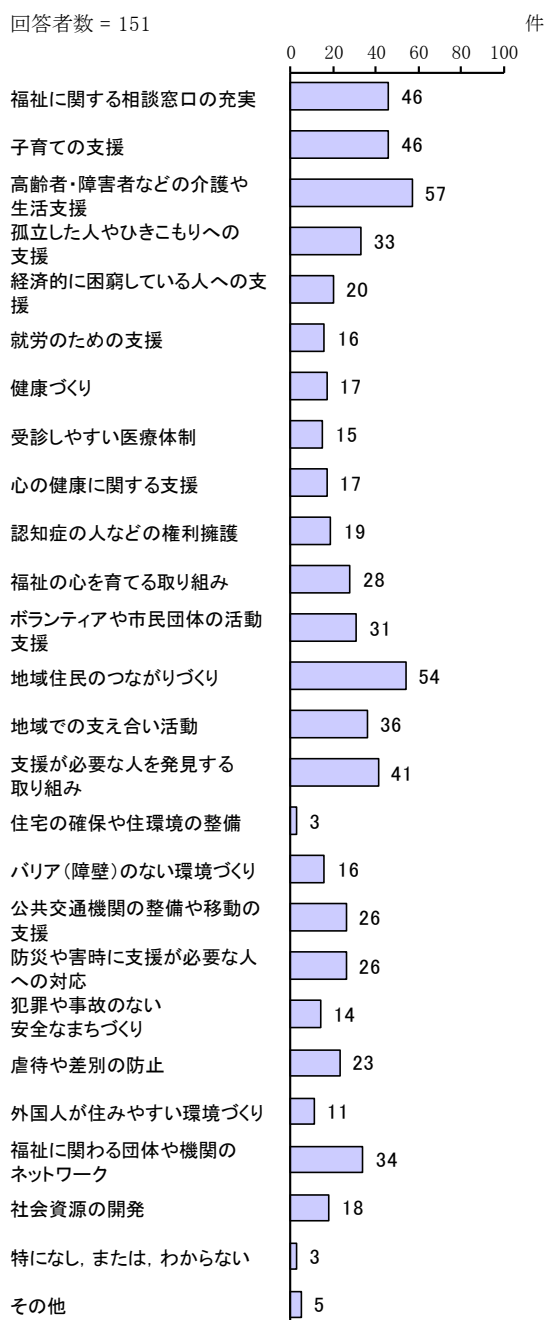
①地域福祉や相談支援を充実するために取り組むべきこと

地域の福祉を充実するために、優先的に取り組むべきこととしては、「高齢者・障害者などの介護や生活支援」（57 件）、「地域住民のつながりづくり」（54 件）が多くなっています。

包括的な相談支援の仕組みを充実するうえで、優先的に取り組むべきこととしては、「より身近なところで相談できるよう、地域で活動している人や事業所などの相談を充実する」（68 件）が最も多くなっています。

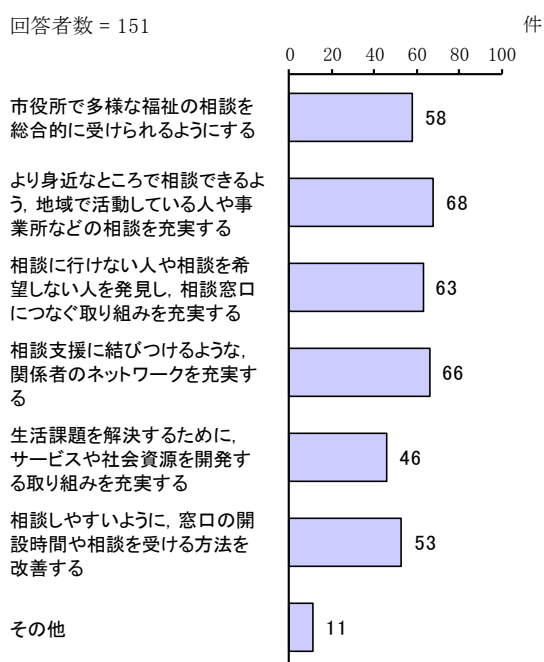
地域の福祉を充実するために、
優先的に取り組むべきこと

回答者数 = 151



包括的な相談支援の仕組みを充実
するうえで、優先的に取り組むべきこと

回答者数 = 151



②地域の課題や不足していると思うこと

地域の課題や不足していると思うこととしては、「そう思う」が「世代間の交流が少ない」（62 件）、「地域の中に気軽に集まれる場所が少ない」（60 件）において多くなっています。

地域の課題や不足していると思うこと

単位：件

地域の状況	そう思う	どちらとも いえない	そう思わ ない	わからない
1 あいさつをしない人が多い	27	49	47	12
2 緊急時・災害時の行動や対応がわからない	51	59	22	5
3 不審者や詐欺などの犯罪の増加	42	51	17	25
4 交通マナーが悪い(信号無視, 携帯電話使用運転など)	58	45	25	8
5 道端のごみが増えた(たばこ, 投げ捨てごみなど)	30	53	45	6
6 地域での子どもの見守りがなされていない	14	39	63	20
7 隣近所との交流が少ない	48	57	24	8
8 世代間の交流が少ない	62	46	15	11
9 地域の中に気軽に集まれる場所が少ない	60	43	22	11
10 健康に対する意識が低い	19	60	38	16
11 障害のある方に対する理解が不足している	50	60	10	13
12 その他	9			

③活動する上での困りごとや課題

活動する上での困りごとや課題は、「困っている」が「新しいメンバーが入らない」(62件)、「メンバーが高齢化してきている」(62件)、「リーダーや後継者が育たない」(52件)において特に多くなっています。

活動する上での困りごとや課題

単位：件

お困りごとや課題	困っている	どちらとも いえない	困って いない	わからない 該当しない
1 活動がマンネリ化している	14	45	53	17
2 新しいメンバーが入らない	62	25	28	17
3 リーダーや後継者が育たない	52	33	31	16
4 メンバーが高齢化してきている	62	31	28	15
5 活動場所（拠点）の確保が難しい	15	29	66	18
6 活動に必要な情報や専門知識が不足している	18	46	54	13
7 活動に関するアドバイスや指導が得にくい	15	42	58	15
8 支援を必要とする人の情報が得にくい	24	51	29	26
9 市民に情報発信する場や PR する機会が乏しい	28	53	31	18
10 地域とのつながりが希薄化している	20	60	32	17
11 活動資金が乏しい	32	43	29	24
12 その他	5			

④地域の中で実施していること

地域の中で現在実施していることは、「実施している」が「他団体との連携や話し合いへの参加」（82件）において特に多くなっています。

今後の実施予定については、「今後、実施したい」が「地域活動や他団体の紹介などを掲載する広報やPR活動」（23件）、「地域活動をするリーダーの養成支援」（22件）において多くなっています。

地域の中で実施していること

単位：件

地域で実施していること	現在の実施状況		今後の実施予定 ※現在、実施していない 場合のみ回答	
	実施している	実施していない	今後、実施したい	実施予定はない
1 地域活動や他団体の紹介などを掲載する広報やPR活動	55	71	23	46
2 地域で生活するために必要な情報の提供	50	71	20	44
3 地域活動を行う場所の提供	36	83	13	63
4 専門的な知識やノウハウの提供	60	60	15	36
5 地域活動をするリーダーの養成支援	10	110	22	78
6 他団体との連携や話し合いへの参加	82	43	18	20
7 団体運営に関する助言	12	106	11	83
8 経済的な支援	9	115	9	94
9 成果を発表する機会の提供	28	94	19	65
10 その他		4		

⑤新たに交流や連携したいという意向について

新たに交流や連携したいという意向については、「高等学校」(28件),「町会・自治会」(27件),「大学・専門学校等」(27件),「小学校・中学校」(26件),「子ども会」(25件),「商店街・企業・商工会」(24件)で多くなっています。

新たに交流や連携したいという意向について

単位：件

交流や連携する団体・機関	現在 している	今後、 関わりたい	交流や連携する団体・機関	現在 している	今後、 関わりたい
1 町会・自治会	48	27	10 小学校・中学校	44	26
2 民生委員・児童委員	37	16	11 高等学校	16	28
3 老人クラブ・長寿会	21	20	12 大学・専門学校等	14	27
4 子ども会	7	25	13 P T A・保護者会	12	19
5 福祉施設(福祉関係事業所含む)	77	8	14 医療機関等	51	13
6 ボランティア団体	45	12	15 社会福祉協議会	82	13
7 N P O法人・市民団体	40	9	16 行政機関	71	9
8 商店街・企業・商工会	19	24	17 その他	4	2
9 保育園・幼稚園等	34	22			



⑥地域の人が困っていることに今後対応したいこと

今後対応したいことについては、「ひとり暮らしで不安や心細い思いをしている人がいる」(33 件)、「ひきこもりの状況になっている人がいる」(31 件)で多くなっています。

地域の人が困っていることに今後対応したいこと

単位：件

地域の人が困っていること	貴団体において	
	対応している	今後対応したい
1 子育て・育児で不安・悩みを抱えている人がいる	29	23
2 保護者の受診や急用時に子どもを預けることが出来なくて困っている人がいる	12	10
3 ひとり暮らしで不安や心細い思いをしている人がいる	36	33
4 ひきこもりの状況になっている人がいる	20	31
5 認知症等で徘徊している人がいる	33	19
6 草むしりや庭の手入れなど、体力が必要なことが出来なくて困っている人がいる	14	25
7 食事作りや洗濯などの家事をすることが大変な人がいる	27	14
8 介助者がおらず一人暮らしをしている高齢や障害のある方がいる	43	15
9 買い物のための外出が一人では困難な人がいる	34	13
10 医療機関受診のための外出が一人では困難な人がいる	33	12
11 サロンや地域活動に参加するための外出が一人では困難な人がいる	21	16
12 介護者の外出時に障害者や高齢者を預けることが出来なくて困っている人がいる	29	13
13 障害や高齢などのために必要な情報が届かず困っている人がいる	30	27
14 虐待や暴力を受けている人(子ども含む)がいる	34	22
15 日常生活で金銭管理が上手く出来ない人がいる	19	15
16 消費者被害にあっている人がいる	11	10
17 仕事がなく生活に困っている人がいる	10	6
18 ごみ屋敷に暮らしている人がいる	14	13
19 複数の動物を飼っており、家屋が不衛生な状態の人がいる	5	10
20 日本語が分からず、地域で孤立している外国の人がいる	9	18

4 地域福祉を推進する様々な組織，機関，グループ，市民

(1) 社会福祉協議会・支会

社協は、社会福祉法第109条に地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられており、市民が住み慣れたまちで安心して生活することのできる福祉のまちづくりの実現を目指し、地域にある様々な社会資源とのネットワークをつくり、多くの方々との協働を通じて地域福祉の推進を進めています。

また、市民一人ひとりの課題を地域全体の課題として捉え、その解決に向けお互いに支え合いながら、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを進めるため、本市の各地域には21の支会が組織されています。支会は、自治会、民生委員・児童委員、赤十字奉仕団、長寿会、ボランティア等で構成されています。

(2) 民生委員・児童委員協議会連合会

民生委員・児童委員は担当する地区の高齢者、障害を持つ人への医療・介護など生活上の心配ごとや、子育ての不安などの相談相手として活動しています。また、行政の各機関につないだり、福祉サービスの紹介なども行っています。

本市では、八千代市民生委員・児童委員協議会連合会が組織されています。また、令和2年10月1日時点で、224人（定数229人）の民生委員・児童委員が活動しています。

(3) ボランティア・ボランティアグループ

市民一人ひとりの自発的な意思に基づき、地域社会を住みよくする活動や支援を必要としている人を支える活動などを行います。

社協にはボランティア活動のコーディネート（相談・情報収集・調整・紹介等）や人材育成（講座・研修会の企画）など様々なボランティア活動を支援するボランティアセンターが設置されています。ボランティアセンターに登録している団体は令和2年10月1日時点で60団体あります。

(4) NPO法人

理念やミッションを共有し、社会をより良くしていこうという目標の下、ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動としての特定非営利活動を行う団体で、保健・医療・福祉分野、社会教育分野、まちづくり分野、災害救援分野、地域安全分野、人権分野など多岐にわたる分野でさまざまな活動が行われています。

(5) 社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、法律の定めるところにより設立された法人です。社会福祉法人は、社会福祉事業のほか公益事業及び収益事業を行うことができます。

本市でも、介護保険サービスや障害福祉サービス事業、保育所等を運営する社会福祉法人が活動しています。

(6) 福祉団体（長寿会連合会，赤十字奉仕団，共同募金会など）

長寿会とは、地域の高齢者が交流を深めるために自主的に組織された団体です。

赤十字奉仕団は、赤十字ボランティアの一つとして、「人道」という赤十字の精神や救急法等の普及、活動資金の募集、災害時の活動、献血推進など赤十字事業を推進するための団体です。

共同募金会は赤い羽根をシンボルとする共同募金運動を行う社会福祉法人で、都道府県ごとに組織されています。

他にも、障害のある人自身の立場から、人権の保障、社会への参加を推進する障害当事者団体など、それぞれの組織の目的の下、幅広い活動を展開しています。

(7) 市民の様々な活動

地域においては、サロン活動や世代間交流、見守り活動や地域のお祭りなど、様々な個人や団体が多様な活動に自主的・自発的に取り組んでおり、地域福祉の推進において重要な役割を担っています。

(8) 子ども食堂，職能団体，地元企業など

近年、様々な子どもたちに対し、食事の提供を通じて、食育や地域における居場所確保の機会を提供する子ども食堂といった活動が全国に広がっています。本市においても、社協や地元企業、ボランティア等によって実施されています。

また、社会貢献活動に取り組む企業も増えてきています。職能団体や企業も市民、ボランティア団体や地域団体などと同様に地域を構成する一員であり、職能団体や企業が持つ「技術・知識・人材・情報」など様々な社会資源を地域に還元することで地域や社会に貢献することにつながります。



計画の理念と目標

Ⅱ 1 基本理念

「八千代市第5次総合計画」では、市の目指す将来都市像を「人がつながり 未来につなぐ 緑豊かな 笑顔あふれるまち やちよ」と定め、「誇りと愛着」「共生と自立」「安心と安全」を基本理念とし、基本目標「ともに支え合い健やかでいきいきと過ごせるまちづくり」のもと福祉施策を推進しています。

地域福祉をめぐる状況は大きく変化しており、市民が抱える課題は多様化・複雑化しています。これらの課題の解決に向けては、地域福祉推進の主役である市民が、地域の課題を自らのものととらえ、主体的に地域福祉活動に参画することが必要です。さらに、地域活動団体、ボランティア団体、社協などと市が連携を図りながら、地域が抱える複雑な課題を包括的に対応していく体制が求められます。

本計画では、総合計画の目指す将来像や基本理念を踏まえるとともに、国が示す地域共生社会の概念の下、基本理念を「お互いを認め 共に生きる わがまち八千代市 ～一人ひとりを大切に～」とし、本市に暮らすすべての人が、自立し、支え合い・助け合いのこころを持ち、生涯にわたってこのまちに暮らし続けたいと願う、福祉のまちづくりに取り組みます。

【 基 本 理 念 】

お互いを認め 共に生きる わがまち八千代市
～一人ひとりを大切に～

Ⅱ 2 基本目標

令和元年度から令和2年度に実施した市民アンケート、関係団体等アンケート、地域福祉シンポジウム、地域懇談会などから浮かび上がってきた本市の地域福祉の現状と課題、ニーズを踏まえ、これから市民、地域・関係団体、社協、市が一体となって目指す八千代市の地域共生社会の形について、協議会において協議・検討を行い、基本目標を3つあげています。あわせて、この基本目標を達成するため必要と考えられる施策の方向性として19の項目を掲げました。

(1) 支えあい、たすけあいの「ふくし文化」をはぐくむ人づくり、地域づくり

地域福祉を推進するためには、市民一人ひとりの地域福祉への関心を高め、地域生活課題を自ら解決するために、市民活動に取り組むような地域づくりが必要です。

本市においても、市民アンケート調査や地域懇談会の声から、地域のつながりの希薄さ、社会的な孤立というものが課題として挙げられています。また、世代に関係なく社会との接点がなく孤立した生活となっている人への支援の必要性、支え合い・助け合いの意識を育む福祉教育の大切さ、外国人と地域との連携や共有の必要性といった、人と人とのつながりが重要視されています。

基本目標では、これらの土壌を整えて育んでいく文化を、子どもから大人まで親しみやすいように「ふくし文化」と表記し、このような「ふくし文化」を育む人づくりと地域づくりを進めるため、地域活動団体を支援し、支え合い・助け合い機能を高め、地域生活課題の解決に向けた支援体制を整備します。

(2) 誰もが安心して生きがいをもって暮らせる福祉のまちづくり

市民の生活は多様化しつつあり、地域で安心して暮らしていくためには、お互いを尊重し、存在を認め合うことが必要になっています。また、近年の自然災害の頻発に伴い、防災に関する意識は高まっています。

本市においても台風の被害に見舞われるなど、市民にとって深刻な課題となっており、市民の危機意識も高まっている状況です。地域には、安否確認や訓練を実施している自治会もあり、市民同士の助け合いのネットワークの構築、防災をきっかけにした地域福祉の推進が重要となっています。

また、権利擁護の充実や地域組織・団体の活動等により、地域で支え合いながら生きがいをもって生活できるよう支援します。

さらに、誰もが不自由なく、尊厳が保たれ、安心して暮らすことができる地域をつくるため、様々な価値観を認め合える環境づくりを進めながら、市民・地域団体・市が協働で福祉のまちづくりに取り組みます。

（３）地域福祉をすすめる包括的支援の体制づくり

少子超高齢社会や核家族化の進行、世帯の少人数化の進行などにより社会状況が変わりつつある中、市民が抱える問題は複雑化し、福祉ニーズも多様化しています。また、支援を必要としているにもかかわらず、課題を抱え込んだまま孤立してしまうことが問題になっています。

市内それぞれの地域では、都市的な地域と豊かな自然環境をもつ地域で交通の便がまったく異なっているなど、地域の環境に違いがあります。身近な地域において、潜在的なニーズを把握して、支援に結び付けることの重要性も市民からの意見として挙がっており、身近な地域で気軽に相談できる体制の構築が重要です。

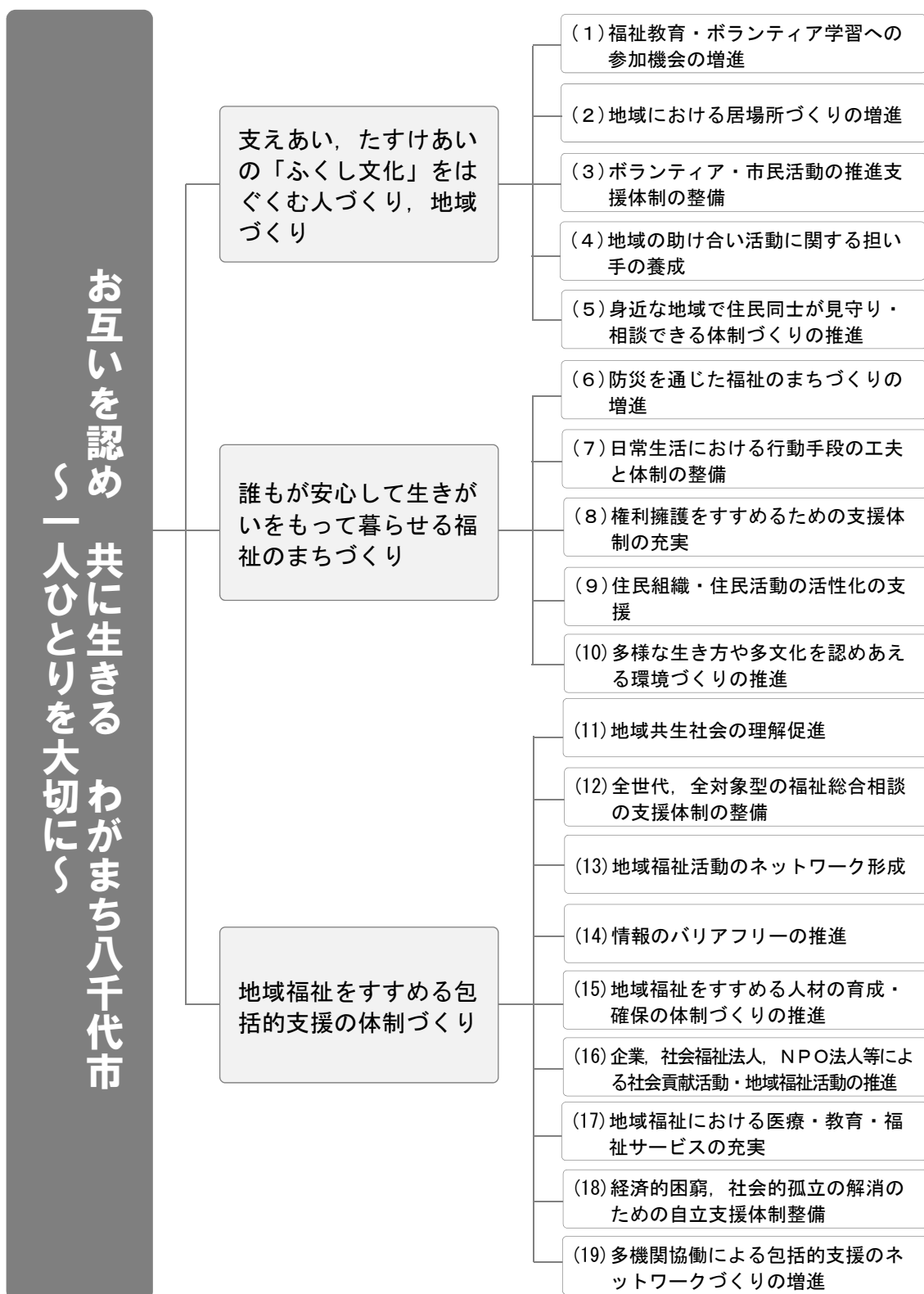
地域で暮らすすべての人が適切な支援やサービスを受けられるよう、地域福祉活動のネットワークの構築に取り組むとともに、関係機関や地域団体等と連携し、だれもが気軽に相談でき、柔軟に対応できる包括的な相談体制を整備します。

3 計画の体系

〔 基本理念 〕

〔 基本目標 〕

〔 施策の方向性 〕





施策の方向性

基本目標 1 支えあい、たすけあいの「ふくし文化」をはぐくむ人づくり、地域づくり

（１）福祉教育・ボランティア学習への参加機会の増進

障害者に対する地域の理解が不足していることが課題として挙げられるなか、今後、福祉への関心や理解を高めるために、地域福祉に関する学習の場や体験学習の機会づくりの充実を図っていくことが重要です。

おもいやりの心・やさしい心を持つことができるように、地域の人々と関わりながら学ぶ、生活に結びつく福祉教育を推進します。また、地域での支え合い・助け合いの意識を育むため、福祉に関する講座の開催などを通じて、子ども、大人にかかわらず、福祉教育・ボランティア学習の機会を充実します。

市 の 取 組

- ◆福祉教育の推進
- ◆講演会、研修会などの開催

（２）地域における居場所づくりの増進

地域福祉活動をする上で欠かせない居場所づくりを進めることは、地域との交流の機会を増やし、社会的孤立を防ぐことにもつながります。

地域福祉活動へのきっかけとして、サロンなどの交流の「場」への参加を促進します。また、地域の団体を支援するとともに、地域の社会資源を活用しつつ、どんな人でも参加できる交流の場づくりをすすめます。

市 の 取 組

- ◆地域交流場所等の情報提供
- ◆地域福祉活動の場づくりの支援

(3) ボランティア・市民活動の推進支援体制の整備

ボランティア団体の課題として新しいメンバーが入らないこと、リーダーや後継者が育たないこと、また、情報発信の場が乏しいことなどが挙げられています。

そのため、各種講座等を通じて、地域福祉活動の担い手を育成していきます。また、ボランティア団体や社協が中心となり、ボランティア活動に関する情報発信や支援を行うとともに、団体間のネットワークづくりのための交流機会や講習等、市民活動の活性化につながるよう支援します。

■ 市の取組 ■

- ◆ボランティア・市民活動への参加促進
- ◆ボランティア・市民活動の活性化の支援

(4) 地域の助け合い活動に関する担い手の養成

現在近隣の人に何か手助けしている市民の割合は多くはないですが、今後の手助けの意向がある市民は一定割合いることから、具体的な活動へつなげ、担い手を養成していく必要があります。

福祉分野における講座や研修会等を通して、地域の助け合い活動を行う人材の発掘・育成を進めます。

■ 市の取組 ■

- ◆担い手の育成講座の開催

（５）身近な地域で住民同士が見守り・相談できる体制づくりの推進

世帯の少人数化や高齢化が進み、ひとり暮らし高齢者世帯など、見守りが必要となる住民が増えていくことが懸念されるなか、多くの人が地域で助け合える関係を深めていくことが必要となります。

そのため、日常生活の困りごとや悩みなどについて、地域の身近な人々がお互いに相談し合えるような取組を支援していきます。

また、地域で解決できない事柄や支援が必要な相談については、専門的な相談窓口へつなげられるよう、ネットワークを整えていきます。

Ⅱ 市の取組

◆地域での見守り・助け合いの推進



基本目標 2 誰もが安心して生きがいをもって暮らせる 福祉のまちづくり

(6) 防災を通じた福祉のまちづくりの増進

災害時における的確な情報入手や避難所での生活が不安視されており、災害発生時における助け合い活動への市民の関心は高くなっています。

災害時における特に支援が必要な人への対応を迅速に行うため、避難行動要支援者の把握と登録を促すとともに、支援者の協力を得て、支援体制を強化していきます。

また、日ごろから地域の中のつながりがつくれるよう促し、お互いに声を掛け合い避難できるようにするとともに、高齢者や障害者、子どもなど配慮が必要な方を意識した災害時の支援体制の整備を行います。

市 の 取 組

- ◆地域の防災活動の促進
- ◆避難行動要支援者への支援

(7) 日常生活における行動手段の工夫と体制の整備

地域の高齢化が進むなか、移動が困難な人のための公共交通や福祉有償運送など、外出等の移動手段の確保は重要となります。また、移動販売などの買い物支援やご近所同士の助け合いなど、地域で協力できる体制をつくることも大切です。

子ども連れや高齢者等利用者の利便性に配慮した施設の整備などに努めます。

市 の 取 組

- ◆ユニバーサルデザインの推進

（８）権利擁護をすすめるための支援体制の充実

虐待や暴力が増えてきている中、自分自身で権利を守ることが難しい方の人権が尊重され、自立して生活できるように支援していく必要があります。

自身の判断能力が不十分になった際、専門職や家族・親族などの成年後見人に財産等を任せたいというニーズがうかがえることから、成年後見制度の周知や利用促進を働きかけていきます。

一人ひとりの尊厳が保たれ、その人らしく生きられるよう、虐待防止対策や権利擁護の充実を図ります。

市 の 取 組

- ◆権利擁護体制の充実
- ◆DV・虐待等の防止・対応体制の充実

（９）住民組織・住民活動の活性化の支援

地域の支え合いを進める上で、自治会等身近な地域での活動を促進し、交流・連携を深め活性化を図ることが重要です。

身近な地域での住民組織・住民活動が活性化するよう支援します。また、自主的な住民活動を行っている人たちやこれから活動しようとしている人たちに対して、活動の情報提供の充実を図ります。

市 の 取 組

- ◆住民組織・住民活動の支援
- ◆住民組織・住民活動の交流促進

(10) 多様な生き方や多文化を認めあえる環境づくりの推進

外国人住民の総人口に占める割合が増加してきているなか、国ごとのコミュニティだけでなく、前から住んでいる住民との相互理解をすすめ、地域のつながりを深めていくことが必要です。また、多様な性である SOGI（ソジ）という新たな概念の確立を踏まえ、様々な生き方について相互に理解することが大切です。

地域に住む多様な文化を持つ人同士の交流を促進することや性的少数者など多様な生き方への周知啓発によって、様々な価値観を認め合える環境づくりに努めます。

また、誰にとっても生活しやすいまちとなるよう、支援体制を充実します。外国人住民の相談体制を整えたり、ひきこもり、ホームレス等の様々な課題を抱えた人への支援を行い、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。

■ 市の取組 ■

- ◆多文化交流の推進
- ◆外国人住民の相談・支援体制の充実
- ◆ひきこもり、ホームレス等への支援

基本目標 3 地域福祉をすすめる包括的支援の体制づくり

(11) 地域共生社会の理解促進

地域の支え合いに関して、共生のまちづくりの意識を持つ人が少ない、地域福祉に対する理解が希薄と感じている関係団体等が多く、地域での福祉への関心や理解を深めていくことが求められます。

地域共生社会の理解を促進していくため、地域福祉の重要性や、支え合い・助け合いの大切さをより多くの人に広げます。

市の取組

- ◆地域共生社会に向けた啓発の充実
- ◆支援が必要な人に対する理解の促進

(12) 全世代、全対象型の福祉総合相談の支援体制の整備

さまざまな悩みや困りごとを持つ人が気軽に相談できる場所が求められており、多様化・複雑化している福祉ニーズや生活課題に対応できる包括的な相談体制の構築が必要です。

地域のニーズを的確に把握するために、相談窓口のネットワーク強化や情報提供を充実させます。また、一体的なサービスの提供のために、福祉の総合相談体制を充実させます。

市の取組

- ◆福祉の総合相談体制の充実
- ◆福祉に関する情報発信

(13) 地域福祉活動のネットワーク形成

地域の支え合い活動において、さまざまな活動を行う人をつなぐネットワーク形成が重要となるなか、新たに交流・連携したいという意向のある関係団体等は一定数あり、交流・連携へのニーズがうかがえます。

そのため、関係団体間の連携を深めることにより、包括的な地域福祉活動を推進します。また、地域課題に柔軟に対応できるよう、地域住民と団体等との交流の機会を図ります。

■ 市の取組 ■

- ◆地域課題の共有の場づくり
- ◆福祉活動の連携強化

(14) 情報のバリアフリーの推進

高齢者や障害者、外国人など様々な情報を得ることが難しい方がいるなか、誰に対しても、必要な情報が届くように、各年代の情報入手手段やニーズに応じた情報提供の充実を図り、情報のバリアフリーを推進します。

■ 市の取組 ■

- ◆福祉等に関する情報提供の充実
- ◆ニーズに応じた情報配信の充実

(15) 地域福祉をすすめる人材の育成・確保の体制づくりの推進

地域の関係団体においては、メンバーの高齢化や新しいメンバーが入らないこと、リーダーや後継者が育たないことが課題となっており、地域福祉をすすめる人材の育成が重要となっています。

地域活動の担い手を増やすため、各活動のさらなる広がりや新たな活動の場の提供、研修等による人材育成を支援します。

■ 市の取組 ■

- ◆研修等による人材の育成
- ◆社会福祉従事者の専門性の向上

(16) 企業、社会福祉法人、NPO法人等による社会貢献活動・地域福祉活動の推進

地域の関係団体においては、地域での様々な困りごとに今後対応したいと考えている団体もみられ、前向きな取組の姿勢がうかがえます。

そのため、社会福祉法人、NPO法人等の地域・関係団体が、企業などと共により活発に福祉活動が行えるよう支援します。また、団体活動への市民の積極的な参加を促します。

■ 市の取組 ■

- ◆企業等との連携促進

(17) 地域福祉における医療・教育・福祉サービスの充実

要支援・要介護認定者や障害者など、医療や福祉サービスを必要とする住民が増加しているなか、住民のニーズを把握し、適切なサービスの提供と充実を図ることが求められています。

そのため、住民が抱える多様な生活課題に対し、より利用しやすいサービスの提供・周知を図ります。

■ 市の取組 ■

- ◆福祉サービスの充実・適切な利用促進
- ◆日常生活支援の促進

(18) 経済的困窮、社会的孤立の解消のための自立支援体制整備

本市においても、経済的に困窮している住民が増えてきており、社会に埋もれやすい課題を抱えている方に対する体制整備が求められています。

そのため、経済的に困窮している生活困窮者や、社会的孤立により様々な支援を必要とする人に対して、専門機関等との連携のもと、自立に向けた支援を行っていきます。

■ 市の取組 ■

- ◆生活困窮者等の自立支援の充実

(19) 多機関協働による包括的支援のネットワークづくりの増進

住み慣れた地域での暮らしを支える包括的な支援の実現のためには、関係機関が協働して支援に取り組むネットワークが重要となります。

そのため、地域での課題解決に向けて、市や社協、関係機関等が受け止め、解決策を共同で考えていくことができるネットワークづくりを進めます。

さらに、具体的な支援につながるよう多機関・多職種が協働した支え合い活動を充実していきます。

■ 市の取組 ■

- ◆多機関協働によるネットワークの構築
- ◆地域団体の連携強化





計画の推進と進行管理

Ⅱ 1 継続的な計画の推進

（１）市民、地域・関係団体との協働による計画の推進

一人ひとりが地域の中で自立し、地域への関心を深め、個々が支え合い・助け合うことにより、コミュニティをつくりあげていくことが地域福祉の根幹です。市民が主体であり市民の協力がなければ、地域福祉を継続的に推進していくことは困難です。

そのため、市民、地域・関係団体、市などの地域福祉の推進に関わる全ての人の主体的な参加や協力の下に連携し、推進していくことが大切です。

市民一人ひとりと、地域住民、各種団体、ボランティア、福祉サービス事業者、社協、市などがそれぞれの役割、特性を活かしながら、相互に連携・協力して地域における福祉課題の解決に取り組みます。

（２）社会福祉協議会との連携

地域福祉は、公的な支援による「公助」だけでは対応が困難であるとともに、個人の「自助」だけでも限界があることから、近隣の住民やボランティア・NPO団体等地域の力を活用した「互助・共助」による支え合いが欠かせないものとなっています。

市は自助や互助・共助を支援していく役割を担っており、一方、社協は互助を推進していく立場にあります。このことから、地域福祉の増進には両者が一体となった取組が不可欠のため、これまで以上に連携を強化し、協力する体制を確立していきます。

(3) 計画の展開と普及啓発

地域福祉計画は、市民、地域・関係団体、市などの地域福祉の推進に関わるすべての人の主体的な参加や協力のもとに連携し推進していかなければなりません。

計画の推進にあたっては、まず、地域福祉の理解を広げるために、地域福祉計画を多くの市民に知ってもらうことが必要です。このため、計画の周知にあたって市広報やホームページなどを活用するとともに、地域福祉に関わる各種の話し合いや活動の場、関係課で実施する事業などの様々な場面においても積極的な計画の周知に努めていきます。

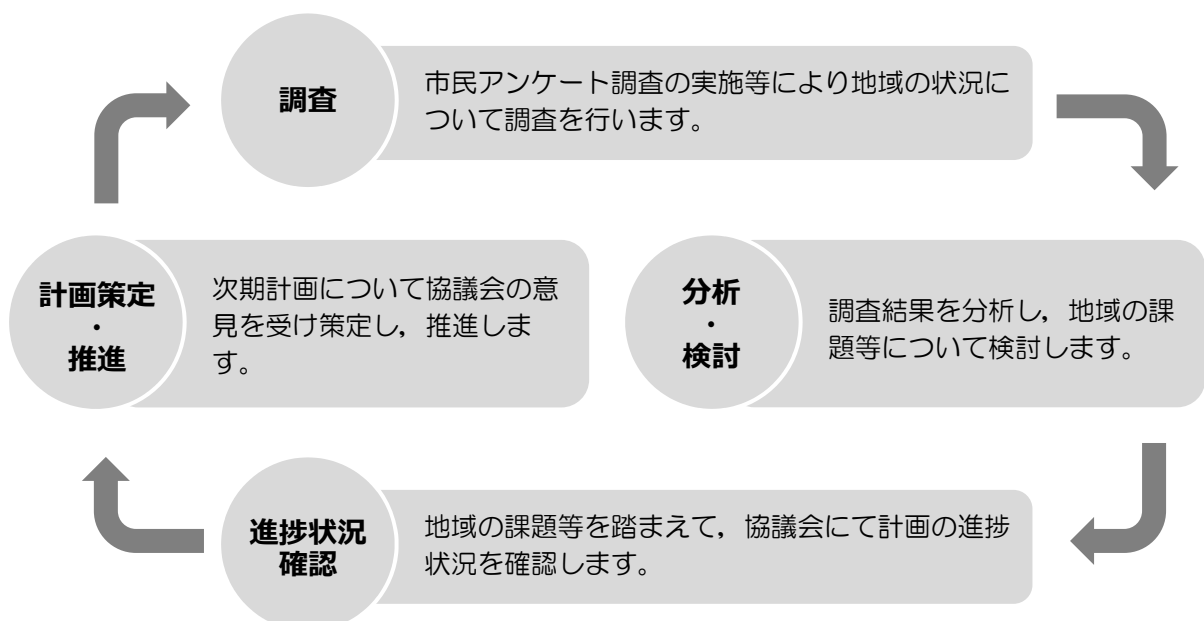
2 計画の進捗管理

計画の進捗管理と評価体制

本計画を策定してきました協議会により、今後は、計画の進捗状況を確認していくこととします。

社会情勢の変化やニーズの変化に伴う新しい課題に対応するため、市民アンケート調査の実施等により、地域の状況や計画の進捗状況を確認していきます。

また、協議会に実施状況を報告し、委員の意見を求めながら、本計画の進捗管理及び評価を行います。





地域福祉活動計画

1 地域福祉活動計画の基本的な考え

(1) 地域福祉活動計画の趣旨

地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）は、地域福祉の推進役である社協を中心に、住民主体の理念の下に関係機関・団体などが協働し、地域が抱える生活課題や福祉課題の解決を目指すとともに、福祉のまちづくり実現のための民間の行動計画として位置付けられます。

活動計画は、これからの本市全体の「地域の福祉力」を高めていくものであり、社協の今後の事業展開に重要な位置を占めるものとなります。

活動計画策定は、社協を中心に、本計画の基本理念である「お互いを認め 共に生きる わがまち八千代市 ～一人ひとりを大切に～」の実現に向けて、地域を支え、地域力を発揮している各種機関・団体などと協働し、果たすべき役割を明確にし、各自がそれぞれの立場で地域福祉活動を実践していくための指針となるものです。

(2) 地域福祉の主体

市民一人ひとりの尊厳を守り、それぞれの個性を認め合いながら、多様化、複雑化した、生活課題、福祉課題を解決していくことは、行政だけでは困難な状況であり、市民一人ひとりや福祉活動団体等による地域力が必要です。

地域福祉を推進する主体については、市民、地域自主組織、ボランティア組織、民生委員・児童委員、社会福祉法人・社会福祉事業者、NPO 法人、社会福祉協議会、行政等が挙げられ、これらの推進主体が担う役割について認識を共有し、相互に連携・協力し合っていくことが重要です。

活動計画では、第4章に記載した施策の方向性の推進主体として「市民」「地域」「社協」を3つの主体として捉えました。懇談会等による市民からの意見を踏まえ、3つの主体がともに福祉のまちづくり実現に向けて取り組んでいきたいと考えております。以降3つの主体を次のように記載いたします。

- 市民・・・市民一人ひとり（個人として取り組めること）
- 地域・・・地域みんな（団体や組織、企業として取り組めること）
- 社協・・・社会福祉協議会（社協が取り組めること）

2 施策の方向性と取組

(1) 福祉教育・ボランティア学習への参加機会の増進

☞ P. 62 参照

■ 主な意見（懇談会等より）■

- ・ 障害者，子ども，子育てへの関心や理解が不足している。
- ・ 高齢者と小・中学校の生徒との交流を通じた福祉教育を積極的に行うべき。
- ・ ボランティアに関心がある若い人が少ない。
- ・ 周りの人に関心を持つ人が少ない。

■ 具体的な取組 ■

主な担い手	取組内容
市民 一人ひとり	○フォーラムや講座に参加し，他者への理解を深めるように努めます。 ○大人も子どもも，学ぶ姿勢を持ちます。 ○小・中学校での防災教育，福祉教育のボランティア等に参加します。
地域みんな	○地域の良さを次世代に伝え，市民活動に参加する機会を提供します。 ○学校と地域が連携して取り組む事業を積極的に実施し，周知します。 ○福祉に関する理解を深める講座等を開催する場所を提供します。
社会福祉 協議会	○福祉教育及びボランティア学習を開催するにあたり，市民が参加しやすいように配慮します。 ○学校において心のバリアフリー教室を実施する等，福祉教育をあらゆる世代に対して実施します。 ○企業や団体と協働し，新たな福祉教育プログラムを作成します。 ○ホームページや SNS を積極的に活用し，講座等の案内を行います。

(2) 地域における居場所づくりの増進

☞ P. 62 参照

■ 主な意見（懇談会等より）■

- ・ 地域の中で子どもも大人も気軽に集まれる場所や地域のつながりをつくれる場所が少ない。
- ・ 隣近所の人と知り合う機会がなく、交流も少ない。
- ・ 高齢者、子どもの遊べる場所が少ない。

■ 具体的な取組 ■

主な担い手	取組内容
市民 一人ひとり	○地域の活動や交流の場に参加したときは、SNS 等で情報を発信します。 ○高齢者や障害者を誘って、市民活動に参加します。
地域みんな	○障害者、高齢者、子ども、外国人等、幅広い層の交流や情報交換の機会を設けます。 ○誰もが参加したいと思える魅力ある活動を展開します。 ○公園や公民館、郷土博物館等身近な施設を交流の場として活用します。 ○高齢者の特技や経験を、若い人や子どもたちへ伝える場をつくります。 ○サロン、やちよ元気体操など、各種の集いの場を提供します。 ○有効活用できる拠点について地域と話し合います。
社会福祉 協議会	○支会が運営、開催するふれあいサロン、子育てサロン、世代間交流事業等を支援します。 ○子どもの居場所事業ふらっとホームの運営を支援します。 ○米本コミュニティスペース「ほっこり」をモデルとして、地域課題を解決する場を各地域に拡充するよう努めます。 ○ひきこもり支援を通じ、相談者の居場所づくりを拡充します。 ○感染症予防に関するガイドライン等を策定し、住民主体の居場所づくりを支援します。

(3) ボランティア・市民活動の推進支援体制の整備

☞ P. 63 参照

■ 主な意見（懇談会等より）■

- ・ ボランティア団体のメンバーが高齢化しており、後継者もいない。
- ・ ボランティアへの参加方法やどんな活動があるのかわからない。
- ・ 若者の地域活動への参加が少ない。

■ 具体的な取組 ■

主な担い手	取組内容
市民 一人ひとり	○地域のボランティア団体や社協の活動を知り、理解を深めます。 ○市や社協の実施するサポーター養成講座などに積極的に参加します。 ○特技や経験を活かし、ボランティア活動に取り組みます。
地域みんな	○子どもがボランティア活動に積極的に参加できるよう支援します。 ○住民の地域への関心を高め、市民活動やボランティア講座への参加機会を提供します。 ○ボランティア情報の提供や活動について、相談ができる地域のアドバイス役の育成に努めます。 ○ボランティアや市民活動などの各種団体同士の情報交換・意見交換の場を設けます。 ○ポスター、チラシ等設置し、広報活動に協力します。
社会福祉 協議会	○ボランティア活動（個人・団体）を支援します。 ○ボランティア養成講座を開催します。 ○地域が主催する担い手養成講座を支援します。 ○市との共催事業「ボランティアカフェ」を開催し、ボランティア団体と市民活動団体のネットワークづくりを支援します。

（４）地域の助け合い活動に関する担い手の養成

☞ P. 63 参照

■ 主な意見（懇談会等より）■

- ・ 近隣住民の手助けなど，地域の支え合い活動が活発ではない。
- ・ 地域活動を担う人が集まって学ぶ機会をつくってほしい。
- ・ 特定の人しか地域活動をしていない。
- ・ 一人暮らしの人が増えている。
- ・ 高齢などにより日常生活の中で，地域の助けが必要な人が増えている。
- ・ 介護前の家庭に援助の手が必要（庭木の剪定，電球の交換，ごみ捨て等）。
- ・ 地域の他の世代の人達とどう助けあい活動ができるのかわからない。

■ 具体的な取組 ■

主な担い手	取組内容
市民 一人ひとり	○地域の中で，自分ができようことを考え，行動するよう心掛けましよう。 ○地域の活動に積極的に参加ましよう。
地域みんな	○地域における助け合い・支え合いなどの仕組みを，多くの住民に知ってもらえるよう周知に努めましよう。 ○市民活動を継続するため，担い手の育成に努めましよう。 ○地域包括支援センター等に「担い手養成講座」や「認知症サポーター養成講座」等の開催を依頼し，地域の活動の担い手の養成に努めましよう。 ○ボランティアやNPO団体等の各種団体同士の情報交換・意見交換の場を設けましよう。
社会福祉 協議会	○地域で主催するボランティア養成講座を支援ましよう。 ○ゆいのわ八千代のサポーター及び協力店舗を増やましよう。 ○福祉教育サポーターを養成ましよう。

（５）身近な地域で住民同士が見守り・相談できる体制づくりの推進

☞ P. 64 参照

■ 主な意見（懇談会等より） ■

- ・ 見守り活動を行う際に、見守りの必要な人がどこにいるのかわからない。
- ・ 一人暮らしの高齢者等地域で孤立しがちな人の見守りが十分でなく、身近に相談できるような場所がない。
- ・ 親族がいても親身に対応してもらえない人がいる。

■ 具体的な取組 ■

主な担い手	取組内容
市民 一人ひとり	○隣近所であいさつや声かけをし、地域の関わりを増やします。 ○隣近所の人で郵便物がたまっている、いつも電気がついている等、いつもと様子が違うことに気づいたときは、一歩進んで声かけや適切な機関に連絡をします。 ○自分の住んでいる地域の民生委員・児童委員や自治会の人が誰かを把握します。
地域みんな	○地域での活動を通じて、支援が必要と感じた人を発見した場合は、民生委員・児童委員や専門の相談窓口につなぎます。 ○徘徊の高齢者や一人暮らしの気になる人を隣近所の人たちで見守ります。 ○困っている人が相談しやすい地域の関係づくりを行います。 ○スクールガード等、身近でできる活動に参加し、子どもたちを見守ります。
社会福祉 協議会	○各支会が実施している、わがまち元気プロジェクト（ワークショップ）を通じ、声掛けや見守りの必要性を共有するとともに、各種専門機関にもワークショップに参加してもらい、連携・協働する仕組みを構築します。 ○支会が実施している声掛け・見守り活動を支援します。

(6) 防災を通じた福祉のまちづくりの増進

☞ P. 65 参照

■ 主な意見（懇談会等より）■

- ・災害時の助け合い活動が必要であると感じる。
- ・地域の防災活動への参加率が低い。
- ・災害時に障害者や高齢者など支援が必要な人への配慮は十分か。
- ・防災時、耳が聞こえない人や聞こえにくい人への工夫が難しい。
- ・住民の防災意識が低い。
- ・一人暮らしの高齢者が多い地域での防災訓練が大変。

■ 具体的な取組 ■

主な担い手	取組内容
市民 一人ひとり	○災害に備え、防災用品や食料品等を備蓄します。 ○災害時の緊急連絡先や連絡方法、避難場所等を普段から家族と話し合い、情報を把握します。 ○日頃から地域でのつながりを深め、災害時に役立つ情報の収集に努めます。 ○避難行動要支援者名簿に要支援者、支援者として積極的に登録します。
地域みんな	○あらかじめ地域の中で災害時の安否確認方法や支援者を決める等、協力体制を整備します。 ○災害時に備え、地域で非常持ち出し品や避難場所を確認します。 ○地域で災害時に安否確認や安全な場所への避難の手助けを行います。 ○避難行動要支援者の個別計画の作成を、市と連携して主体的に進めます。 ○防災協定の締結をします。 ○各種団体は、自治会の防災訓練や市の防災訓練に参加します。
社会福祉 協議会	○有事の際に備え、平時から顔の見える関係づくりを目的とした取組（防災寺子屋等）を実施します。 ○有事の際、各種団体と連携・協働し「災害ボランティア・被災者支援センター」を運営し、被災者支援に努めます。 ○避難行動要支援者に対する地域住民の取組を支援します。 ○災害時パートナーシップ協定を推進していきます。

(7) 日常生活における行動手段の工夫と体制の整備

☞ P. 65 参照

■ 主な意見（懇談会等より）■

- ・ 地域によっては病院等の施設が遠く、移動手段を考えなければならない。
- ・ 高齢者等、移動手段がないことでイベント等に参加することが難しい人がある。
- ・ 車や公共交通機関等の手段がなく、買い物や通院に困っている。

■ 具体的な取組 ■

主な担い手	取組内容
市民 一人ひとり	○高齢者等は、移動支援サービスやタクシー利用券助成事業等を利用します。 ○ご近所同士、助け合い精神でサポートしあえる関係づくりに努めます。
地域みんな	○通院の送迎や買い物の支援、移動販売の誘致等、地域でできることを話し合います。 ○移動支援サービス等の情報提供等を行います。
社会福祉 協議会	○ボランティア及び支会による外出支援活動を支援します。 ○移送サービスの充実・強化を図ります。 ○企業や大学が開発する新たな移動支援サービスを地域住民とともに支援します。

(8) 権利擁護をすすめるための支援体制の充実

☞ P. 66 参照

■ 主な意見（懇談会等より） ■

- ・ 高齢者虐待，障害者虐待，児童虐待を見聞きした際に，どのように対応すればいいかわからない。
- ・ 地域に認知症の高齢者が増えている。
- ・ 成年後見制度について知らない人が多い。
- ・ 一緒に病院に行ってくれる人がいないために，先生の言うことがわからない人がある。

■ 具体的な取組 ■

主な担い手	取組内容
市民 一人ひとり	○困ったときに相談できる機関などを知るようにします。 ○日常生活を送るのが困難な人がいたら，話を聞き，専門機関等につなぎます。 ○虐待を受けている，または受けていると思われる人を発見した時は，市等に通報や相談をします。 ○虐待防止に向けた取組への関心を高めます。 ○成年後見制度の内容について理解を深めます。
地域みんな	○地域全体で支援を必要とする人を支える体制づくりに取り組みます。 ○地域でどんな人が困っているか，助けが必要か，地域で集まり話し合います。 ○虐待やDVの早期発見に努め，関係機関につなぎます。 ○地域で研修会を開催する等人権に対する理解を深めます。 ○認知症高齢者など，判断能力の低下に伴い支援が必要な人を早期に発見し，支援につなげていくよう努めます。 ○認知症サポーターや成年後見制度についての支援活動を行います。
社会福祉 協議会	○日常生活自立支援事業や成年後見制度について啓発を行い，支援の充実・強化を図ります。 ○虐待発見の際の連絡先・方法等の啓発に努めます。

(9) 住民組織・住民活動の活性化の支援

☞ P. 66 参照

■ 主な意見（懇談会等より）■

- ・自治会の未加入者が多くなってきており、世代間の交流が難しい。
- ・地域団体同士の連携がうまく取れない。
- ・高齢化が進んでいて、自治会活動を担当できない人が出始めている。

■ 具体的な取組 ■

主な担い手	取組内容
市民 一人ひとり	○地域の各種団体の活動に積極的に参加します。 ○身近な地域から住民活動の情報を集めます。
地域みんな	○老人クラブなど既存の組織を活性化します。 ○組織の中での人材発掘・育成を進め地域福祉に貢献します。 ○地域のイベント、お祭り等の行事を支援します。
社会福祉 協議会	○自治会をはじめ、長寿会、当事者団体、子育て支援団体等、住民組織による活動やボランティア活動を支援します。 ○広報誌、ホームページ、SNS 等を活用し、広く住民活動を啓発していきます。

(10) 多様な生き方や多文化を認めあえる環境づくりの推進

☞ P. 67 参照

■ 主な意見（懇談会等より） ■

- ・ 地域で孤立している外国人住民に対応できる関係団体が少ない。
- ・ 外国人住民と交流できる場が少ない。
- ・ 不登校の子どもの居場所がない。
- ・ 外国人住民との生活のルール感覚の違いがある。

■ 具体的な取組 ■

主な担い手	取組内容
市民 一人ひとり	○日頃から地域にどんな課題があり、身近でどんな人が困っているのか等 関心を持ちます。 ○地域の問題に目を向け、住み良い地域づくりに心掛けます。 ○地域に住む外国人と交流を図り、理解を深めます。 ○性的少数者への理解を深めます。
地域みんな	○外国人住民が相談しやすい環境を整えます。 ○外国人住民の文化や性的少数者への理解を深め、地域での関係づくりを します。 ○ひきこもりや性的少数者をテーマにした研修会へ参加します。
社会福祉 協議会	○住民主体による多文化交流活動を支援します。 ○多様性を認め合えるよう福祉教育を実践します。 ○生活福祉資金貸付事業を通じ、経済的な相談を含め、外国人への相談体 制を充実・強化します。 ○ひきこもり支援を通じ、住民への理解を深めます。

(11) 地域共生社会の理解促進

☞ P. 68 参照

■ 主な意見（懇談会等より） ■

- ・ 外国人や障害者，子育て世代，不登校の子ども等とのつながりが少ない。
- ・ 地域福祉を知らない，関心がない人が多い。
- ・ 地域での支え合いや助け合いについての住民の理解や関心が十分でない。
- ・ 子どもと大人，高齢者の交流の機会が少ない。

■ 具体的な取組 ■

主な担い手	取組内容
市民 一人ひとり	○困りごとを抱えている住民の課題を我が事としてとらえ，支え合いや助け合いの活動に参加します。 ○色々な人とのつながりを通し，地域で共に支え合いながら生きていく事を意識します。
地域みんな	○地域の高齢者や障害者等が快適に暮らせるよう配慮します。 ○地域のことがわかる広報や回覧，チラシを作成します。 ○ごみ出し，ペットの飼い方，公共施設の利用等地域のルールの共有化を図ります。 ○地域の支え合いの必要性を住民に伝えます。
社会福祉 協議会	○地域共生社会実現に向けた広報啓発活動を推進します。 ○個別の支援を通じて，支え手・受け手という関係を越えたつながりを充実させます。 ○地域共生社会の実現に向けた福祉教育プログラムを実践します。

(12) 全世代，全対象型の福祉総合相談の支援体制の整備

☞ P. 68 参照

■ 主な意見（懇談会等より）■

- ・ 悩みごとや困りごとを気軽に相談できる場所が必要。
- ・ 地域の困りごとの把握や困っている人とのつながりづくりができていない。
- ・ 地域から孤立している人の情報が得られない。

■ 具体的な取組 ■

主な担い手	取組内容
市民 一人ひとり	○各種相談窓口や制度について情報を集め，困ったことがあった際は有効に活用します。
地域みんな	○複合化や制度の狭間にある問題などに目を向け，各種相談窓口につなげます。 ○住民に様々な福祉情報を提供し，各種相談窓口の周知と利用を呼びかけます。 ○地域住民が気軽に立ち寄り相談できる体制を整備します。
社会福祉 協議会	○断らない相談支援体制を構築します。 ○顔の見える関係づくりを促進します。 ○米本コミュニティスペース「ほっこり」をモデルとして，住民主体による相談窓口が各地域に設置できるよう努めます。

(13) 地域福祉活動のネットワーク形成

☞ P. 69 参照

■ 主な意見（懇談会等より）■

- ・ 他団体との連携や交流を行いたい。
- ・ 地域福祉活動団体のつながりが弱い。

■ 具体的な取組 ■

主な担い手	取組内容
市民 一人ひとり	○地域でのイベント（行事）や地域福祉活動に参加し，地域の人や団体等とのつながりを深めます。
地域みんな	○講座や福祉に関する学習等の参加を通じて，市民活動団体同士の理解を深めるように努めます。 ○回覧板等地域に密着した情報伝達手段を活用し，地域福祉活動の情報を提供します。 ○地域福祉活動団体同士による交流を行い，情報を共有します。
社会福祉 協議会	○福祉関係者の交流会を充実させます。 ○ボランティアセンター運営委員会を充実させ，ボランティア同士のネットワーク強化を図ります。 ○支会が実施する世代間交流事業やわがまち元気プロジェクトのワークショップを通して，ネットワークの拡充・充実を図ります。 ○地域のプラットフォームとして，自治会をはじめ，ボランティア，民生委員，市民活動団体等，様々な団体・機関をつなぎ，ネットワークの拡充に努めます。

(14) 情報のバリアフリーの推進

☞ P. 69 参照

■ 主な意見（懇談会等より）■

- ・ 知りたい情報が届かない。
- ・ 外国語版の情報を増やす必要がある。
- ・ 誰でも利用できる情報の発信方法が必要。

■ 具体的な取組 ■

主な担い手	取組内容
市民 一人ひとり	○福祉に関する情報について関心をもち、自ら進んで情報収集します。 ○情報入手が困難な人に対して、入手できるように手助けします。
地域みんな	○地域住民の間で、福祉制度やサービスに関する情報を共有します。 ○情報入手が困難な人を把握し、必要な情報が届けられるような仕組みをつくります。
社会福祉 協議会	○情報入手が困難な人に適切な情報が届くよう、地域の方々と連携し、様々な媒体を活用することで広報活動を充実させます。

(15) 地域福祉をすすめる人材の育成・確保の体制づくりの推進

☞ P. 70 参照

■ 主な意見（懇談会等より）■

- ・ 自分の困りごとに当てはまる福祉サービスがない。
- ・ 人材が高齢化しており、後継者が育っていない。
- ・ 地域のリーダーが不足している。

■ 具体的な取組 ■

主な担い手	取組内容
市民 一人ひとり	○興味を持ったボランティア活動に積極的に参加します。 ○ボランティアに必要な知識を身につけるため、研修等に参加します。
地域みんな	○地域活動団体等はボランティア活動希望者を積極的に受け入れます。 ○全世代が興味を持てるように、ボランティア活動の啓発を企画します。 ○ボランティア講座やリーダーを養成する研修等への参加を呼びかけます。 ○研修会や講演会等を実施します。
社会福祉 協議会	○生活支援員の育成及び、スキルアップに努めます。 ○福祉・医療従事者との連携を拡充します。 ○ボランティアリーダーを養成します。

(16) 企業，社会福祉法人，NPO法人等による社会貢献活動・ 地域福祉活動の推進

☞ P. 70 参照

■ 主な意見（懇談会等より） ■

- ・ ボランティア活動に参加する方法がわからない。
- ・ 一緒に活動に参加する仲間がいない。
- ・ 企業などによる買い物支援や移動支援ができるとよい
- ・ 法人等に場所の提供をしてほしい。
- ・ 福祉施設と地域住民の関わりが少ない。

■ 具体的な取組 ■

主な担い手	取組内容
市民 一人ひとり	○企業や社会福祉法人等が取り組む社会貢献活動に関心を寄せ，イベント等に 参加します。
地域みんな	○各種団体がメリットを活かし，連携・協力による事業展開について検討協議 します。 ○地域課題を解決していくために，社会福祉法人・NPO 法人等と連携し福祉ネ ットワーク会議を開催します。 ○社会貢献活動を地域の組織・団体の定期的な交流の場とします。
社会福祉 協議会	○企業のCSR（企業の社会的責任）活動を支援します。 ○社会奉仕団体等の会合に出向き，地域課題の共有及び地域貢献活動・地域福 祉活動の啓発を実施します。 ○社会福祉法人による公益的な取組を支援します。 ○ゆいのわ八千代を通じ，就労継続支援事業所の地域で行う活動を支援します。

(17) 地域福祉における医療・教育・福祉サービスの充実

☞ P. 71 参照

■ 主な意見（懇談会等より）■

- ・子育て支援が不足している。
- ・身近に通える病院がない。
- ・健康問題。高齢者が多いので不安がある。
- ・若い人の心の病が増えている。

■ 具体的な取組 ■

主な担い手	取組内容
市民 一人ひとり	○日頃から必要な福祉サービスに関する情報の入手に努めます。 ○福祉サービスについて意見や要望があれば、市や社協などに相談します。
地域みんな	○地域住民が適切なサービスを受けられるように、地域の中で周知を図ります。
社会福祉 協議会	○地域診断を実施し社会資源の把握と創出に努めます。 ○支会で実施している元気体操、健康サロン等を広報し、健康づくりに努めます。 ○ゆいのわ八千代を充実させ、様々なニーズに対応していきます。

(18) 経済的困窮、社会的孤立の解消のための自立支援体制整備

☞ P. 71 参照

■ 主な意見（懇談会等より）■

- ・不登校の子どもや生活困窮世帯、ひきこもりに対する支援が十分でない。

■ 具体的な取組 ■

主な担い手	取組内容
市民 一人ひとり	○支援制度に興味を持ち、情報収集に努めます。 ○支援が必要な人がいた場合は、市役所や民生委員・児童委員、福祉推進員、自治会役員に知らせるなど、必要な支援へつなぎます。
地域みんな	○支援制度の情報が必要とする人に届いていないことに気づいたら知らせます。 ○身近に困っている人や生活に困窮している人を見つけたら、関係機関につなげます。
社会福祉 協議会	○ひきこもり支援を強化し、ボランティアや住民の協力を得ながら社会とのつながりを深められるよう支援します。 ○生活福祉資金貸付事業を通じ経済的な支援を行います。

(19) 多機関協働による包括的支援のネットワークづくりの増進

☞ P. 72 参照

■ 主な意見（懇談会等より）■

- ・ 事業者等の様々な支援者をどのように結びつけるかが課題である。
- ・ 地域活動の中心的な役割を担う人のサポートをする仕組みづくりが必要。

■ 具体的な取組 ■

主な担い手	取組内容
市民 一人ひとり	○困りごとがあったときに相談できる場所を把握します。 ○隣近所の人の変異に気づいた時には、関係機関に連絡します。
地域みんな	○福祉ネットワーク会議を開催し、情報交換、地域課題の発掘等に努めます。
社会福祉 協議会	○社協発展・強化計画を策定し、理事会・評議員会を充実・強化するとともに、ネットワークの強化に努めます。 ○福祉分野以外の団体による支え合い活動を支援していきます。



3 地区別計画

阿蘇地域

地域データ

地域の範囲	下高野・米本・米本団地・ 神野・保品・堀の内・上高野 (阿蘇中学区内)
面積	11.2 km ²
人口 (令和2年3月末)	9,755 人
世帯数 (令和2年3月末)	5,133 世帯



地域懇談会などで集まった住民の声

○ 地域のよいところ

- ・ 自然に恵まれている
- ・ 高齢者が農業で頑張っている
- ・ 自治会がしっかり活動している
- ・ 学校が一緒なので、すぐに声掛けできる
- ・ 地域のコミュニケーションが良い
- ・ 病院や施設が多い

○ 地域の課題

- ・ 買い物が不便
- ・ 子どもが少ない
- ・ 自治会を抜ける人や入っていない人が多い
- ・ 交通の便が悪い
- ・ 誰もが集える場所がない
- ・ 空き家が目立つ

○ 地域課題の解決アイデア

- ・ 交流の場を設ける
- ・ 隣近所に関心を持ち声掛けを行う、ごみ出しや買い物等の日常生活のお手伝いをする
- ・ 民間の業者等に依頼をして、移動販売に来てもらう
- ・ 自治会を加入するメリットを広く PR する
- ・ 空き家を活用し居場所をつくる
- ・ 圏域内を巡るバスがあるとよい
- ・ 農業体験を開催し、親子を招待する
- ・ 高齢者と子どもたちが学校給食と一緒に食べる機会を設ける
- ・ サークル等を増やし、子育てしやすい環境をつくる
- ・ 子ども向けのカレーの会や子ども食堂等を開催する
- ・ 米本神社での行事を増やす

米本地区（米本支会）

将来どんな“まち”でありたい

- 幅広い世代が、ボランティア活動に積極的になれるまち
- 子どもが増え、元気な声が響きわたるまち
- 老後をゆっくりと過ごせて、いつまでも元気で暮らせるまち

これから特に取り組みたいこと

- ・居場所づくりや見守り活動を通じ、誰もが安心して暮らせる街づくり

《施策の方向性》

- (2) 地域における居場所づくりの増進
- (5) 身近な地域で住民同士が見守り・相談できる体制づくりの推進
- (13) 地域福祉活動のネットワーク形成

現在の取組

＜米本コミュニティスペースほっこり＞



地域の方々が気軽に集える場として、『ほっこり』ができました。様々な団体・企業と協働し、平日開所しています。

＜見守り活動＞



コロナ禍に於いて、地域の独り暮らし高齢者宅へ訪問活動を行いました。今後もこの活動を継続し、安心して暮らせる関係づくりを構築していきます。

阿蘇北部地区（阿蘇北部支会）

将来どんな“まち”でありたい

- 気軽に外に出られる安全安心なまち
- 皆が健康で過ごせるまち

これから特に取り組みたいこと

- ・地域で互いに助け合い、気軽に相談できる関係づくり

《施策の方向性》

- (5) 身近な地域で住民同士が見守り・相談できる体制づくりの推進
- (11) 地域共生社会の理解促進
- (13) 地域福祉活動のネットワーク形成

現在の取組

＜高齢者施設での研修＞



毎年1回、県内外の高齢者施設で研修会を行っています。活動を通じて、高齢者への理解を深めています。

＜地元高齢者施設でのボランティア活動＞



地元の高齢者施設でボランティア活動を行っています。また、納涼会等への協力も行っており、施設と様々な活動を通じネットワークを構築しています。

村上地域

地域データ

地域の範囲	村上・村上南・村上団地・ 下市場・勝田台北・上高野 (村上東中学区内)
面積	6.3 km ²
人口 (令和2年3月末)	33,918 人
世帯数 (令和2年3月末)	15,591 世帯



地域懇談会などで集まった住民の声

○ 地域のよいところ

- ・交通の便が良い
- ・親子孫3世代で暮らしている人が多い
- ・お祭りが多く参加者も多い
- ・買い物が便利
- ・子育てに良い環境
- ・緑がたくさんある
- ・サロン等の地域活動がある
- ・多国籍の人が集まる場所や相談できる場がある
- ・スクールガードが多い
- ・公園等があり環境が良い
- ・ボランティア活動が多く活発
- ・自治会の連携が強い

○ 地域の課題

- ・日本語を話せずコミュニケーションを取りづらい子どもや大人がいる
- ・村上団地商店街がシャッター街化している
- ・病院が近くに少ない
- ・団地では階段が多くごみ出しが大変
- ・ごみ捨てができない高齢者が多い
- ・高齢者の一人暮らしが多い
- ・認知症の人が増加している
- ・子どもと大人、高齢者の交流の機会が少ない
- ・各団体の後継者が不足している
- ・行事の参加者が高齢化している
- ・世代間のつながりが希薄

○ 地域課題の解決アイデア

- ・外国人との交流の機会をつくる
- ・通訳ボランティアを集め、学校等に派遣する
- ・地域で一人暮らしの高齢者を把握する
- ・支え合いのボランティアグループをつくる
- ・サロンをつくる（お茶会・体操・囲碁・料理等）
- ・顔を合わせる機会や活発な意見交換ができる場所をつくる
- ・若い世代に向けた情報発信を行う
- ・幼稚園や保育園の子どもたちと高齢者の交流を行う

村上地区（村上支会）

将来どんな“まち”でありたい

○だれもが楽しく安心して暮らせるまち

○ボランティア活動が活発に行われるまち

■これから特に取り組みたいこと

- ・ どの世代も参加・活躍できる
まちづくり

《施策の方向性》

- (1) 福祉教育・ボランティア学習への参加機
会の増進
- (3) ボランティア・市民活動の推進支援体制
の整備
- (5) 身近な地域で住民同士が見守り・相談で
きる体制づくりの推進

■現在の取組

＜地域懇談会＞



自治会の皆さんに呼び
かけ、意見交換及び福
祉活動について周知し
ています。

＜ミニサロン＞



地域の集会場や企業の交
流スペースを利用し、交
流の為のミニサロンを開
催しています。地域内の
顔の見える関係づくりを
構築し、今後は、世代間
交流の場としても展開を
考えています。

上高野原地区（上高野原支会）

将来どんな“まち”でありたい

○隣近所で仲良く会話ができるような関係が築けるまち

○幅広い世代とつながりが持てるまち

■これから特に取り組みたいこと

- ・ みんなで集まれる場所を
つくりたい

《施策の方向性》

- (2) 地域における居場所づくりの増進
- (6) 防災を通じた福祉のまちづくりの増進
- (9) 住民組織・住民活動の活性化の支援
- (10) 多様な生き方や多文化を認め合える環
境づくりの推進

■現在の取組

＜100円サロン・エプロンコーラス＞



ピアノ講師の生演奏に
合わせ、大きな声で楽
しく歌っています。地
域内の顔の見える関係
づくりと大きな声を出
すことで健康増進にも
大きく貢献しています。

＜男の料理教室＞



孤食に陥りがちな男性向
けに料理教室を開催して
います。食事作りを通し
てコミュニケーションを
とり日常からのつながり
づくりを目的としていま
す。

村上中央地区（村上中央支会）

将来どんな“まち”でありたい

- 地域全体が一つになって協力できるまち
- 多文化交流が活発なまち

■これから特に取り組みたいこと

- ・抱え込まずに誰かに相談できる
環境づくり

《施策の方向性》

- (2) 地域における居場所づくりの増進
- (5) 身近な地域で住民同士が見守り・相談できる体制づくりの推進
- (9) 住民組織・住民活動の活性化の支援

■現在の取組

<オレンジサロン>



100 円でホッとするコーヒーと会話を楽しんでいます。平日は毎日開催しており、地域の方の憩いの場であるとともに、お互いの見守りの場としても活用されています。

<ミニ歩こう会・メディカルウォーキング>



地域内の調剤薬局と協力し、健康の話や体力づくりを行っています。また、気軽に参加できるように、季節に合った催し事や草花の話を入れるなど楽しい工夫がいっぱいです。

睦地域

地域データ

地域の範囲	桑納・麦丸・吉橋・真木野・ 神久保・小池・桑橋・佐山・ 平戸・島田・島田台・尾崎・ 大学町
面積	14.1 km ²
人口 (令和2年3月末)	7,236 人
世帯数 (令和2年3月末)	3,211 世帯



地域懇談会などで集まった住民の声

○地域のよいところ

- ・地域に元気サロンができた
- ・自然が豊か
- ・地域のつながりが強い
- ・地域で子どもを育てようとしてくれる
- ・ボランティア活動が盛ん
- ・地域のお祭りがある

○地域の課題

- ・空き家が多くなっている
- ・農家などの後継ぎがいなくなっている
- ・出かける際の移動が困る
- ・車がないと生活しづらい
- ・ごみ出しできない高齢者がいる
- ・孤立している高齢者がいる
- ・認知症の人が増えている
- ・交通量が激しい割りに歩道の整備が進んでいない

○地域課題の解決アイデア

- ・空き家を活用し、お茶が飲めるような場所をつくる
- ・地域の人や施設と協力し、バス等の移動手段をつくる
- ・移動販売や宅配サービスを利用できるようにする
- ・景観マップ等を作成し、危ない場所の情報発信もする
- ・通学時の見守りを強化する
- ・農業イベント等で交通安全の啓発を行う

睦地区（睦支会）

将来どんな“まち”でありたい

○住民同士の助け合いで住みよい睦に

○交通の便を良くすることで安心して移動できるまちに

■これから特に取り組みたいこと

- ・空き家を活用するなどして、
みんなが気軽に集まれる場づくり

《施策の方向性》

- (2) 地域における居場所づくりの増進
- (5) 身近な地域で住民同士が見守り・相談できる体制づくりの推進

■現在の取組

<ふくし祭りむつみ>



毎年7月、睦スポーツ広場にて地域の様々な団体が協力して夏のお祭りを開催しています。福祉について知っていただくためのブースも設けています。

<むつみ虹の会>



毎年10月、子どもから高齢者まで幅広い世代を結ぶ「虹の架け橋」にしたいという想いで開催しています。小・中学生の演奏や地域の方のステージで楽しんでいただきます。

大和田地域

地域データ

地域の範囲	大和田・萱田・萱田町・ゆりのき台・大和田新田の一部（萱田中・大和田中の学区内）
面積	7.2 km ²
人口 (令和2年3月末)	49,846 人
世帯数 (令和2年3月末)	21,003 世帯



地域懇談会などで集まった住民の声

○ 地域のよいところ

- ・高齢者になっても元気な人が多い
- ・町会の防災意識が高い
- ・萱田地域近くに神社やお祭りがある
- ・お店がたくさんあって便利
- ・新川近くなので自然がいっぱい
- ・子どもを安心して遊ばせられる
- ・新しい人とたくさん知り合いになることができる
- ・地域の人と顔を合わせて話すことが多い
- ・子どもたちが元気に遊んでいる
- ・ボランティア活動が活発
- ・地元の小中学校との連携が良い

○ 地域の課題

- ・スクールカウンセラーが少ない
- ・小学生が気軽に遊びに行ける児童館のようなものがない
- ・子どもの放課後の居場所がない
- ・子ども会に入る人が少ない
- ・地域活動に参加する若い人が少ない
- ・地域の情報が足りない
- ・地域の見守りが少ない
- ・一人暮らしの高齢者が多い地区の防災訓練が大変
- ・集合住宅に住む方は地域と接点が少ない
- ・自治会の加入率が低くなっている

○ 地域課題の解決アイデア

- ・学校の授業やイベント等で子どもたちと地域の大人たちが交流する
- ・学校を活用し、空き教室でサロン等を開催する
- ・地域の人たちが話し合う機会をもっとつくる
- ・小中学校と地域の結びつきを強め、親に関心を持ってもらう
- ・大人と子どもと一緒に活動場所をつくる
- ・自由に過ごせる安全な居場所を徒歩圏内につくる
- ・防災の活動に力を入れる
- ・一人一人が率先して地域に出て掃除などをする

小板橋地区（小板橋支会）

将来どんな“まち”でありたい

○子どもが安心して遊べるまち

○古くからの住民と新しい住民が共存し、みんなを思い支え合えるやさしいまち

これから特に取り組みたいこと

- ・子どもの居場所づくり
- ・多様な住民同士の交流の場づくり

《施策の方向性》

- (2) 地域における居場所づくりの増進
- (5) 身近な地域で住民同士が見守り・相談できる体制づくりの推進
- (10) 多様な生き方や多文化を認め合える環境づくりの推進
- (11) 地域共生社会の理解促進

現在の取組

<福祉バザー>



毎年9月下旬頃、地域の方からいただいた物品や軽食などの販売を行います。収益金は、地域福祉のための活動に活用しています。

<高齢者福祉旅行>



地域にお住いの70歳以上高齢者と一緒に、バス旅行を行っています。行先は毎年異なり、福祉委員の見守りの中、仲間づくりをしています。

大和田地区（大和田支会）

将来どんな“まち”でありたい

○気軽に相談でき、それが受け継がれていくまち

○いくつになってもだれもが楽しく輝けるまち

これから特に取り組みたいこと

- ・コミュニティスペースの確保
だれもが気軽に相談でき、立ち寄れる場の実現

《施策の方向性》

- (2) 地域における居場所づくりの増進
- (5) 身近な地域で住民同士が見守り、相談できる体制づくりの推進

現在の取組

<ふれあいサロン>



地域の高齢者を対象に、気軽に集まってお話できる場づくりをしています。その時々のテーマに合わせて、様々なプログラムをご用意しています。

<親子で生け花体験>



子育て中のお母さんたちを対象に、ホッとできる場を提供しています。活動の間は、ボランティアがお子様の見守りをしています。

大新下地区（大新下支会）

将来どんな“まち”でありたい

○だれにでも情報が伝わりやすく、地域住民の顔が見えることで気軽に自然体で参加できるまち

○幅広い世代が地域に貢献できるまち

■これから特に取り組みたいこと

- ・サロンなど定期的に地域の方が集まれる場づくり

《施策の方向性》

- (2) 地域における居場所づくりの増進
- (5) 身近な地域で住民同士が見守り、相談できる体制づくりの推進

■現在の取組

<ミニ敬老会>



毎年6月頃、地域の高齢者に参加いただき、敬老会を開催しています。歌や音楽、マジックショー等、盛り沢山のイベントになっています。

<友遊ひろば>



毎年9月頃、世代間の交流を目的に開催しています。大和田西小学校の生徒たちや地域のボランティアにご協力いただき、楽しい場づくりに努めています。

萱田地区（萱田支会）

将来どんな“まち”でありたい

○気軽に相談できる人や場所が充実したまち

■これから特に取り組みたいこと

- ・古くからの住民も新しい住民も一緒に参加出来る場づくり

《施策の方向性》

- (2) 地域における居場所づくりの増進
- (5) 身近な地域で住民同士が見守り、相談できる体制づくりの推進
- (9) 住民組織、住民活動の活性化の支援

■現在の取組

<ふまねっと>



地域が一带となって個人の健康を支えることを目的に、歩行のバランスを改善する運動を行います。毎週1回、開催しています。

<萱田ファミリーお楽しみ会>



毎年11月頃、幅広い世代が一緒に楽しむための会を開催しています。地域のボランティアや子ども会にもご協力いただいています。

ゆりのき台地区（ゆりのき台支会）

将来どんな“まち”でありたい

- いつまでの活気のあるフレンドリーなまち
- 地域で育った子どもが住み続けたいと思えるようなまち
- 住民たちが「ほこり」をもてるようなまち

これから特に取り組みたいこと

- ・ **地域福祉活動のネットワーク形成**
地域団体と住民との双方向のコミュニケーションの実現と多様な人が集まり地域福祉について考える場づくりなど

《施策の方向性》

- (13) 地域福祉活動のネットワーク形成
- (19) 多機関協働による包括的支援のネットワークづくりの増進

現在の取組

<ふれあいサロンゆりのき>



「地域のニーズを吸い上げ、福祉活動に生かす」ことを目的に、年4回毎回異なるテーマで開催をしています。

<ゆりのきフェスタ 2019>



地域の方々が、文化・運動などを通して世代を超えてふれあうことで地域の絆を深めています。10月下旬頃、萱田小学校にて開催しています。

高津・緑が丘地域

地域データ

地域の範囲	高津・高津東・高津団地・ 緑が丘・緑が丘西・ 大和田新田の一部（高津中・ 東高津中の学区内）
面積	6.9 km ²
人口 （令和2年3月末）	49,304 人
世帯数 （令和2年3月末）	21,277 世帯



地域懇談会などで集まった住民の声

○ 地域のよいところ

- ・公園が多い
- ・買い物が便利
- ・定期的に大きなお祭りがあり、たくさんの子どもが集まる
- ・新しいまちのイメージがある
- ・おせっかいおばさん、おじさんがいる
- ・集会する場所が複数あって便利
- ・子育て世帯が多い
- ・子ども、住民が増えている・自治会組織が充実している
- ・自主防災会が充実している
- ・防犯パトロールが活発に行われている
- ・地域のつながりがある
- ・子どもたちを見守ろうとする大人が増えている

○ 地域の課題

- ・一人暮らしの高齢者が多く、情報が届きにくい
- ・8050 問題で悩んでいる人が多い
- ・一人暮らしの人に何かあった時に頼れる人がいない
- ・隣近所の人との交流が少ない
- ・高齢者や子どもが遊べる場所が少ない
- ・若い人の地域活動への参加が少ない
- ・地域によって住民参加の意識に差がある
- ・地域とのつながりのない家庭がある
- ・不登校の子の居場所がない
- ・災害時の備蓄倉庫がない

○ 地域課題の解決アイデア

- ・地域の支え合いの必要性を自治会などで広くPRする
- ・普段から近所づきあいをすることを心掛ける
- ・地域の有志で車を出し、買い物支援をする
- ・地域で運営する助け合いの会をつくる
- ・空き家や空き店舗を利用し茶会等を開く
- ・世代間交流を活性化するために、お祭り等の行事に子どもたちにも協力してもらう
- ・あいさつ運動をさらに推進することで、地域でのコミュニケーションに努める

大新上地区（大新上支会）

将来どんな“まち”でありたい

- 子どもから高齢者がふらっと立ち寄り、交流できる場がある“まち”
- 文化を伝え、人とつながる“まち”

これから特に取り組みたいこと

- ・あいさつ飛び交う“地域の輪”

《施策の方向性》

- (5) 身近な地域で住民同士が見守り・相談できる体制づくりの推進
- (13) 地域福祉活動のネットワーク形成

現在の取組

<支え合い協定>



地区内施設と支え合い協定を締結し、いざという時に助け合える環境を整備しています。

<スクールガード>



「地域の子も達は、地域の大人が守る」をモットーに見守り活動を実施しています。

高津地区（高津支会）

将来どんな“まち”でありたい

- 子どもから高齢者がふらっと立ち寄り、交流できる場があるまち
- 文化を伝え、人とつながるまち

これから特に取り組みたいこと

- ・「輪」と「和」で、ネットワークづくり

《施策の方向性》

- (5) 身近な地域で住民同士が見守り・相談できる体制づくりの推進
- (13) 地域福祉活動のネットワーク形成

現在の取組

<ほほえみサロン・地域のつどい>



居場所事業を通じ「人の輪」を作り「人の和」で住民を見守る体制を構築しています。

<災害支援に向けた研修>



毎年、赤十字奉仕団の指導をいただき、万が一に備えています。

高津5・6街区（高津5・6街区支会）

将来どんな“まち”でありたい

- 住民同士がお互いを気かけ、声かけを自然にできるまち
- あらゆる外出に不便しないまち

これから特に取り組みたいこと

- ・孤立防止のための「おせっかい」
- ・健康を意識し、人と人がつながるための「場づくり」

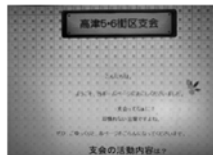
《施策の方向性》

- (2) 地域における居場所づくりの増進
- (5) 身近な地域で住民同士が見守り・相談できる体制づくりの推進

現在の取組

＜広報・啓発活動＞

ホームページを使い、活動や地域の声も届けています。
支会だより「ごむの木」も発行しています。



＜「つながり」を構築する場づくり＞



地域の運動会や高齢者のパソコン教室、敬老の日等、各種イベントを通じ、「人のつながり」を強めています。

高津団地地区（高津団地支会）

将来どんな“まち”でありたい

- 世代に関係なく皆が助け合うことのできているまち
- 幅広い世代がだれでも集える場所があるまち
- 自然が今のままたくさん残っているまち

これから特に取り組みたいこと

- ・いつでも会える「機会」や「場」の提供

《施策の方向性》

- (5) 身近な地域で住民同士が見守り・相談できる体制づくりの推進
- (9) 住民組織・住民活動の活性化の支援

現在の取組

＜七夕まつり・敬老のつどい＞



子どもから高齢者が一体になり、顔の見える関係づくりを強化しています。

＜いつでも相談できる窓口＞



住民の声にいつでも耳を傾けられるよう、自治会会員でもある福祉委員は事務所待機しています。

緑が丘地区（緑が丘支会）

将来どんな“まち”でありたい

○住民同士の支え合い活動が盛んなまち。

■これから特に取り組みたいこと

- ・認知症になっても安心して暮らせる，支え合いの体制づくり

《施策の方向性》

- (13) 地域福祉活動のネットワーク
- (19) 多機関協働による包括的支援のネットワークづくりの増進

■現在の取組

＜緑が丘クリーンプロジェクト支援＞



「一人一人が出来ることを，出来る場所で」をモットーに，清掃活動に参加しています。

＜子どもの居場所事業・ふらっとホーム緑が丘＞



緑が丘公民館の協力の下，食事や遊びを通じ，交流活動を実施しています。

八千代台地域

地域データ

地域の範囲	八千代台東・八千代台南・ 八千代台西・八千代台北
面積	3.3 km ²
人口 (令和2年3月末)	33,955 人
世帯数 (令和2年3月末)	16,594 世帯



地域懇談会などで集まった住民の声

○ 地域のよいところ

- ・公道を掃除する人が多い
- ・子どもが増加している
- ・少しずつ世代交代が進んでいる
- ・市民活動が多い地域
- ・静かなまちで生活しやすい
- ・緑が多い
- ・高齢者が通えるサロンがある
- ・声の掛け合いが当たり前になっている
- ・住宅や公園が整備され防犯上も安心
- ・近くに買い物できる場所があり生活しやすい
- ・まち全体がまとまっている
- ・子どもが賑やかにしている
- ・古きものと新しいものが共存している
- ・災害が少なく住みやすい

○ 地域の課題

- ・一人暮らしの高齢者が多い
- ・一人暮らしの高齢者への声かけが難しい
- ・高齢者はごみ出しがづらい
- ・空き家が増えている
- ・すぐ近くに店がないため、買い物が大変
- ・地域とのコミュニケーションの場が少ない
- ・地域の人のつながりが薄い
- ・新しく越してきた住民との交流がない
- ・お祭り等のイベントを担う若い世代がいらない
- ・地域活動に参加する人が決まっている
- ・身の回りの困りごとの相談先がわからない
- ・不登校の子どもへの対応が不十分
- ・貧困家庭の子どもへの支援が少ない
- ・災害時の避難場所が少ない

○ 地域課題の解決アイデア

- ・家の近くに誰もが行きやすいカフェ等をつくり、困ったことを言える場にする
- ・一人暮らしの人や困っている人を把握し、訪問等をして話を聞く
- ・目安箱を設置して地域の人の意見を募集する
- ・空いているスペースや空き店舗を利用し子どもや高齢者が集える場所にする
- ・地域で学習支援を実施する
- ・不登校の子どもの居場所をつくる
- ・地域の情報交換ができる場や機会をつくる

八千代台西北地区（八千代台西北支会）

将来どんな“まち”でありたい

- 子ども達が「わがまち」に誇りをもって活躍できるまち
- 高齢者の力、子どもの力、親の力が横ひとつのつながりになり、互いに受け手、担い手になっているまち

これから特に取り組みたいこと

- ・多機関で協同し、世代を越えて「つながる」

《施策の方向性》

- (18) 経済的困窮、社会的孤立の解消のための自立支援体制整備
- (19) 多機関協働による包括的支援のネットワークづくりの増進

現在の取組

<ふれあいフェスタ>



ふれあいフェスタ等を通して地区内各種団体との連携を強化したいと考えています。

<すばる（絵画）・すばる（囲碁将棋）・すばる（シニア会）>



地元2箇所の小学校の児童を対象に、地域の方々が講師として活動しています。将棋教室は、地元高齢者複合施設を会場としており、施設利用者と交流をしています。

八千代台北東地区（八千代台北東支会）

将来どんな“まち”でありたい

- 周囲に関心を持ち、笑顔であいさつ、声かけが飛び交う“まち”
- 住民同士が知り合い、助け合いが日常的にできている“まち”
- 自然を大切にし、自然を活かした暮らしができている“まち”

これから特に取り組みたいこと

- ・多世代で助け合いが日常的にできる体制づくり

《施策の方向性》

- (11) 地域共生社会の理解促進
- (18) 経済的困窮、社会的孤立の解消のための自立支援体制整備

現在の取組

<各種団体とのネットワークづくり>



日頃から、支会・自治会・防災・民生委員と“地域を知り”“人を知り”連携しながら支え合い活動をしています。

<顔の見える関係づくり>



特別支援学級との交流をはじめ、配食サービス、ふれあいサロン等、事業を通じ、顔の見える関係を構築しています。

八千代台東地区（八千代台東支会）

将来どんな“まち”でありたい

- 住民同士が気軽に話せて、助け合い支えができていいる“まち”
- 人と人がつながり、一つの大きな輪になっている“まち”
- 若い世代が活躍できている“まち”

これから特に取り組みたいこと

- ・地域とつながり、人と人との絆づくり

《施策の方向性》

- (4) 地域の助け合い活動に関する担い手の養成
- (18) 経済的困窮、社会的孤の解消のための自立支援体制整備

現在の取組

<イベントを通じたネットワークづくり>



「春まつり」や「夏まつり」等、イベントを通じて子どもから高齢者が一つの輪になっています。

<子ども・子育て世代への支援>



福祉委員個人の強みを活かしながら、次世代を担う子どもたちや、子育て世代を支援しています。

八千代台南地区（八千代台南地区支会）

将来どんな“まち”でありたい

- いざという時の助け合い、支え合い、つながりのあるまち
- 住民の声に耳を傾けることのできるまち
- 地域団体がネットワークをつなげ、想いを伝え合えるまち

これから特に取り組みたいこと

- ・地域の要望に耳を傾け、孤独解消に取り組む

《施策の方向性》

- (5) 身近な地域で住民同士が見守り・相談できる体制づくりの推進
- (11) 地域共生社会の理解促進

現在の取組

<世代間交流>



大人と子どもが呼吸を合わせ、演奏やダンスを繰り広げながら、顔の見える関係を構築しています。

<保育園との交流・元気体操>



園児たちとの交流で福祉委員も若返ります。また、元気体操の後はブルーシートを広げ、参加者と座談会を行い、日常の困りごとを話し合っています。

勝田台地域

地域データ

地域の範囲	勝田・勝田台・勝田台南
面積	2.4 km ²
人口 (令和2年3月末)	16,261 人
世帯数 (令和2年3月末)	7,738 世帯



地域懇談会などで集まった住民の声

○ 地域のよいところ

- ・ バスの交通網が細かい
- ・ 病院がたくさんある
- ・ サロンや体操等のグループがたくさんある
- ・ 思いやりがある人が多く、助け合える
- ・ 各地域のつながりが強い
- ・ 生活環境が安全である
- ・ 高齢者が仲良く遊べる場所がある
- ・ 公園がたくさんある
- ・ 自治会の活動が充実している

○ 地域の課題

- ・ 空き家が増えて来ている
- ・ 自治会に入らない人が増えている
- ・ 高齢者と若い人との交流が難しい
- ・ 一人暮らしの人が多くなってきている
- ・ 買い物に行きづらい地域がある
- ・ 新しい住民と古くからの住民の交流がない
- ・ 高齢化が進み、地区の活動の参加が少なくなっている
- ・ 地域の住民同士がつながっていない
- ・ 一人暮らしに関わる問題が多い
- ・ 気軽に集まれる場所がほしい
- ・ ふれあいサロンのような場所がほしい

○ 地域課題の解決アイデア

- ・ 隣近所に関心を持つことが大切
- ・ 地域での見守り、声掛け、安否確認をする
- ・ 自治会みんなで掃除する取組を考える
- ・ ごみ出しが難しい人のお手伝いをする
- ・ 地域コミュニティバスを運行する
- ・ お祭りを多世代が一緒に企画する
- ・ 幼児、小学生、中学生、子育て世代、高齢者みんなが普段活動できる施設を設ける
- ・ 小学校が多世代の集える場になると良いと思う

|| 勝田台地区（勝田台支会）

将来どんな“まち”でありたい

- 今のまちの様子を守り、だれもが安心できる、安全なまち
- 住民同士の見守りで、一人でも安心して生活できるまち

■これから特に取り組みたいこと

- ・顔の見える関係づくり＋
地域の福祉力の向上
- ・次世代の育成

《施策の方向性》

- (2) 地域における居場所づくりの増進
- (4) 地域の助け合い活動に関する担い手の養成
- (5) 身近な地域で住民同士が見守り・相談できる体制づくりの推進

■現在の取組

＜わがまち元気プロジェクト＞



勝田台地区では、市内の中で先駆的に「わがまち」を行いました。現在は「第2層生活支援体制整備事業協議体」として話し合いを重ねています。

＜ファミリーフェスタ＞



世代間交流事業として、勝田台中央公園でフェスタを行っています。子どもから高齢者まで、毎年たくさんの方が参加され、重要な事業の一つとなっています。

|| 4 私（私たち）の活動計画

このページは、住民や団体の皆様が、それぞれの立場で“できる活動”を自由に書けるよう設けました。この「八千代市地域福祉計画・八千代市地域福祉活動計画」を参考に、身の回りの地域の課題について、楽しく前向きに取り組めるような“私の(私たちの)活動計画”をつくっていただければと思います。

「私（私たち）は〇〇ができる！〇〇したい！」という皆様の想いを書き込むことで、活動計画が完成します。



資料編

1 八千代市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定・推進協議会

八千代市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定・推進協議会設置要領

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項に基づき定める八千代市地域福祉計画及び地域福祉活動計画について、その策定、推進、評価及び進行管理に関し地域住民等の意見を反映させるため、八千代市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定・推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 八千代市地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関すること。
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の発展に関すること。
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関すること。
- (5) その他協議会が必要と認める事項に関すること。

(組織等)

第3条 協議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域の医療や福祉に関する識見を有する者
- (2) 地域福祉を担当する者
- (3) 市民
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は3年とする。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議の議事は、出席する委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 協議会は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。
- 4 協議会は、必要に応じて関係者に資料を求めることができる。
- 5 第1項、第2項及び第3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、会長は、書面を委員に送付して、可否等を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。
- (1) 天災その他避けることができない事故により協議会の委員が通常交通手段によってその会議に出席することが著しく困難となったとき。
- (2) 感染症その他の疾病の予防又はまん延の防止のため、協議会の委員がその会議に出席することが適当ではないとき。
- (3) 報告等軽微な案件のみである等会長が会議を招集しないと判断することにつき相当な理由があるとき。
- (4) 前3号に定める事情のほか協議会が会議に代えて書面による審査等を行うことについて相当な理由があるとき。

(部会)

第6条 第2条に規定する事項を効果的に協議するため、協議会の下に部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部健康福祉課福祉総合相談室及び八千代市社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年7月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月26日から施行する。

八千代市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定・推進協議会委員名簿

(委嘱期間 令和元年8月1日～令和4年7月31日)

	区分	構成員機関	役職	委員名
1	地域の医療や福祉に関する識見を有する者	八千代市医師会		青 嵐 和宏
2		八千代市歯科医師会		中澤 正博
3		八千代市薬剤師会		秋吉 恵蔵
4		大学（地域福祉学専攻）	委員長	山下 興一郎
5	地域福祉を担当する者	八千代市社会福祉協議会支会長連合会		吉垣 信義
6		八千代市民生委員児童委員協議会連合会	副委員長	周郷 光枝
7		八千代市自治会連合会		栗根 秀光
8		八千代市PTA連絡協議会		横尾 陽子 （～令和2年5月31日）
				八巻 憲一 （令和2年6月1日～）
9		八千代商工会議所		福田 光宏
10		八千代市障害者自立支援協議会		吉野 眞里子
11		八千代市長寿会連合会		渡部 正敏
12	八千代市ボランティアセンター運営委員会		勝田 賢	
13	市民公募により選ばれた者	市民公募により選ばれた者		唐澤 菊枝

(敬称略)

2 八千代市地域福祉計画及び地域福祉活動計画庁内調整会議

八千代市地域福祉計画及び地域福祉活動計画庁内調整会議構成員

部	構成員
	副市長
企画部	企画経営課長
	シティプロモーション課長
	広報広聴課長
	情報管理課長
総務部	危機管理課長
	コミュニティ推進課長
	戸籍住民課長
財務部	財政課長
	納税課長
健康福祉部	健康福祉部長
	健康福祉課長
	生活支援課長
	長寿支援課長
	地域包括支援センター所長
	障害者支援課長
	児童発達支援センター所長
	健康づくり課長
	国保年金課長
子ども部	子ども部長
	子育て支援課長
	子ども保育課長
	子ども福祉課長
	子ども相談センター所長
	母子保健課長
経済環境部	商工観光課長
	農政課長
	クリーン推進課長
都市整備部	都市計画課長
	建築指導課長
	公園緑地課長
	土木管理課長
教育委員会	指導課長
	生涯学習振興課長
	文化・スポーツ課長
消防本部	消防総務課長
	警防課長
上下水道局	給排水相談課長

3 用語解説

あ行

アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず支援の手が届いていない人に対し、市や支援機関などが積極的に訪問して情報提供・支援を行うことです。

NPO（エヌピーオー）

Non-Profit Organization の略で、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。このうち「NPO 法人」とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称です。

か行

協働

共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの社会資源を提供し合い、協力して取り組むことです。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者や障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの表明を支援し、代弁することをいいます。

高齢化率

65 歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合をいいます。

さ行

災害ボランティア

災害発生後に被災者の生活や自立を支援し、また行政や防災関係機関等が行う応急対策を支援する、自発的に能力や労力、時間を提供する個人・団体を指します。有事の際は災害ボランティアセンターによって総合的な調整が行われ、募集・受け入れ・情報提供等関係団体との連絡調整活動を行っています。

サロン

地域住民が主体となって運営を行い、だれでも参加できる地域交流の場です。

CSR（シーエスアール）

Corporate Social Responsibility の英語の頭文字をとった言葉で、企業の社会的責任を意味しています。収益を求めるだけでなく、環境活動やボランティア、寄付活動など企業としての責任をもって社会貢献へ取り組むという考え方です。

市民

本計画において市民とは、市内に住む人、市内で学ぶ人、市内で働く人のことと定義しています。

社会資源

利用者がニーズを充足したり、問題解決したりするために活用される各種の制度・施設・機関・設備・資金・物質・法律・情報・集団・個人の有する知識や技術等の総称です。

社会福祉法

わが国における社会福祉サービスの基礎をなす法律で、昭和 26 年に制定されました。制定当初から平成 12 年までは社会福祉事業法と呼ばれていましたが、この間の社会状況の変容を受けた社会福祉基礎構造改革において大幅な改正が行われ、平成 12 年 6 月から社会福祉法として施行されました。社会福祉の目的や理念、原理などを盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉主事、社会福祉法人等社会福祉の基礎構造に関する規定が定められています。また、改正により福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化等が行われています。

就学援助

学校教育法第 19 条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされています。生活保護やそれに準じる程度の経済状況により、就学することが難しい子を支援する制度です。要保護児童生徒と準要保護児童生徒が対象です。

準要保護児童生徒

生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める世帯の児童・生徒です。

障害者手帳

障害のある人が取得することができる手帳の総称です。障害者手帳には、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の 3 つの種類があります。

少子化

出生率の低下やそれにともなう家庭や社会における子ども数の低下傾向をいいます。

少子超高齢社会

「子どもや若者の少ない社会」を少子社会と表現しています。

高齢社会は、65 歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合が 7%超 14%以下の社会を高齢化社会、14%超 21%以下の社会を高齢社会、21%超の社会を超高齢社会といっています。

情報のバリアフリー

情報通信の利用面での格差の発生をなくし、誰もが情報通信の利便を享受できるようにすることをいいます。

自立相談支援事業

生活に困りごとや不安を抱えている場合の地域の相談窓口で、支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

身体障害者手帳

身体に障害のある人が、各種サービスや支援を受けるのに必要な手帳です。身体障害者とは、身体障害者程度等級表に該当する障害により都道府県から障害の認定を受けて手帳を交付された人をいいます。

生活困窮者

生活困窮者自立支援法第2条第1項に定める「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」のことをいいます。

生活困窮者自立支援法

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる制度です。

精神障害者保健福祉手帳

精神障害により、長期にわたり日常生活、社会生活に制約のある人に対して交付される手帳です。

成年後見制度

家庭裁判所などで選ばれた後見人などが、本人の利益を考えながら代理で契約などの法律行為を行ったり、財産管理をしたりすることで、認知症、知的障害、精神障害によって物事を判断する能力が十分でない人の権利を守る制度です。

セーフティネット

社会的・個人的な危機に対応する方策です。

SOGI（ソジ）

Sexual Orientation（性的指向）と Gender Identity（性自認）の英語の頭文字をとった言葉です。性のあり方に関わる概念を広く表す言葉で、特定の性的指向や性自認の人のみではなく、すべての人を表現しています。

た行

地域・関係団体

自治会、子ども会などの地域団体や、社会福祉協議会、NPO法人などの福祉に関する関係団体など、地域福祉を推進する様々な組織、機関、グループのことを総称しています。

地域コミュニティ

地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りなどに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指します。

地域生活課題

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上で様々な課題のことをいいます。

地域包括支援センター

市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設のことです。主な業務は、包括的支援業務（①総合相談支援業務、②権利擁護業務、③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）及び介護予防ケアマネジメント業務で、横断的な連携ネットワークを構築して実施します。

DV（ディーバイ）

ドメスティック・バイオレンスの略称です。親しい間柄の異性（配偶者・恋人・事実婚を含む）から受ける身体的、精神的、性的、経済的な暴力を指します。

特定非営利活動

特定非営利活動促進法において定められた、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」など20種類の分野に該当する活動であり、不特定かつ多数のものの利益に寄与することを目的とするものです。

な行

日常生活自立支援事業

利用者本人が社会福祉協議会と契約を結び、福祉サービスの利用援助（情報提供、助言、手続きの援助など）や日常的な金銭管理などのサービスを受けることができる制度のことで、「成年後見制度」の補完的な性格を持ちます。

認知症

いったん正常に発達した精神機能が、様々な理由で脳の神経細胞が破壊・減少したことにより、日常生活上あるいは社会生活上支障をきたした状態をいいます。

認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のことであり、認知症サポーター養成講座を受講した人を認知症サポーターと呼んでいます。

は行

パブリックコメント

平成17年6月の行政手続法の改正により新設された手続で、市の基本的な政策や制度を定める計画や条例を制定するに当たって、事前にその案を示し、広く市民から意見や情報を募集するものです。

バリアフリー

公共の建物や道路，個人の住宅等において，障害のある人や高齢者をはじめだれもが安心して利用できるように配慮した生活空間のあり方のことです。また，物理的な障壁だけではなく，社会参加への障壁の排除等心理的，制度的な意味でも用いられます。

ひきこもり

「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（厚生労働省，平成 22 年 5 月 19 日公表）で定義される「様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学，非常勤職を含む就労，家庭外での交遊など）を回避し，原則的には 6 か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出は除く）を指す現象概念」のことをいいます。

避難行動要支援者

災害等により避難が必要となった場合に，自力での避難が困難で，避難にあたって特に支援を要する人を言います。

被保護人員

生活保護法による保護を現に受けている被保護者の人数をいいます。

福祉避難所

災害時に，介護施設や医療機関へ入院・入所するに至らないが一般的な避難所での避難生活が困難な高齢者・障害者・妊産婦などの要配慮者を収容し，適切な支援をしながら保護する目的で設置する避難所です。

福祉有償運送

高齢者・障害者など一般の交通機関を利用しがたい方の移動を容易にするための個別輸送サービスです。

ボランティアセンター

地区又は職場や学校においてボランティアに関する事務を行い，ボランティアの活性化を図る組織のことをいいます。市区町村単位で社会福祉協議会と連携して設置されることが多く，ボランティア情報の収集と発信，ボランティアコーディネート業務，ボランティアに関する教育・研修の場，ボランティアの情報交換の場として機能しています。

ま行

民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員（非常勤）であり、ボランティアとして地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助等を行っています。また、民生委員は児童委員も兼ねることとされており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等も行っています。

や行

ゆいのわ八千代

日常生活のちょっとした困りごとを地域で解決する、社会福祉協議会とNPO法人、企業からなる支えあいネットワーク（有償サービス）です。依頼する側もサポートする側も事前に登録が必要となります。

ユニバーサルデザイン

性別や年齢、障害の有無にかかわらず、すべての人が利用可能なように、常によりよいものに改良していこうという考え方で、バリアフリーの考え方をさらに進めたものです。施設や設備などにとどまらず、だれもが生活しやすいような社会システムを含めて広く用いられることもあります。

要支援・要介護認定者

介護保険制度では、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）になった場合や、家事や身支度等の日常生活に支援を必要とする状態（要支援状態）になった場合に、介護サービスを受けることができます。

この要介護状態や要支援状態にあるかどうか、その中でどの程度かの判定を行うのが要介護・要支援認定であり、保険者である市町村に設置される介護認定審査会において判定されます。

ら行

療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判断された人に対して交付される手帳です。

八千代市地域福祉計画 八千代市地域福祉活動計画

令和３年３月

発行：八千代市／社会福祉法人八千代市社会福祉協議会

編集：八千代市健康福祉部健康福祉課
〒276-8501
千葉県八千代市大和田新田 312-5

電話：047-483-1151（代表）
FAX：047-483-2665

社会福祉法人八千代市社会福祉協議会
〒276-0046
千葉県八千代市大和田新田 312-5
（福祉センター内）
電話：047-483-3021
FAX：047-483-3083